令和８年９月１６日　第三回世田谷区議会定例会（速報版）

午前十時開議

○**石川ナオミ議長**　ただいまから本日の会議を開きます。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　直ちに日程に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第一　代表質問

○**石川ナオミ議長**　昨日に引き続き、代表質問を行います。

質問通告に基づき、発言を許します。

公明党を代表して、四十九番岡本のぶ子議員。

〔四十九番岡本のぶ子議員登壇〕（拍手）

○**四十九番　岡本のぶ子議員**　おはようございます。公明党世田谷区議団の代表質問をさせていただきます。

初めに、令和八年熊本地震、千葉豪雨及び日本各地で頻発する記録的な大雨によりお亡くなりになられた全ての皆様に哀悼の意を表しますとともに、今なお被災地で困難な生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

長引く物価高や医療、介護、教育、子育てなどの社会保障、貧困、格差、気候変動、平和、政治と金の問題といった重要政治課題が山積しています。私たち公明党は、結党以来目指してきた国民の命と暮らしをど真ん中に据えた中道政治を実現するとの決意をさらに強固にし、多くの皆様の希望や願いである衆望を担う党として、中道政治実現への新たな道を切り開いていく決意です。

それでは、順次質問を行ってまいります。

初めに、災害対策について伺います。

第一に、交流自治体への避難先確保についてです。

首都直下型地震などの大規模災害が発生した場合、指定避難所となる区立小中学校で長期間被災者を受け入れるには限界があります。また、仮設住宅を設置するにも、本区内で用地を確保することは容易ではありません。こうした状況を想定して、大規模災害に備えた疎開先の確保は急務と考えます。

例えば区は、ふるさと区民まつりに出展される交流自治体と災害時相互援助協力協定は

締結されていますが、川場村との縁組協定のように平時から市民レベルの交流を進化させることで、いざという災害時に一時的な疎開先としての受入れが双方で可能になるのではないでしょうか。

そこで伺います。交流自治体との関係を、災害時の広域避難を支える共助のネットワークとして育てていくために、かつて区が実施していた宿泊費補助制度なども参考に、交流自治体への訪問や滞在を支援する新たな仕組みを創設し、区民が第二のふるさとと感じられる地域を増やしていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

第二に、豪雨対策についてです。

近年、全国各地で線状降水帯による記録的短時間大雨が頻発しており、内水氾濫から区民の生命と財産を守るためこれまで以上に総合的な豪雨対策が求められています。住宅への浸水対策については、今年度より、我が会派が長年提案してきた止水板設置助成が開始され、多くの申請を踏まえ、補正予算が計上されたことは高く評価いたします。さらに、雨水貯留浸透施設の整備については、区立小中学校の校庭や区立公園、区道などを活用した工法をさらに推進するとともに、大規模民間施設の新築改築時における整備についても、より一層の強化を検討すべきです。

一方、昨年の集中豪雨で被害を受けた区民からは、下水道からの逆流を防ぐ逆流防止弁の設置費助成を求める声も寄せられています。特に地下、半地下にトイレや浴室がある住宅では、豪雨時に下水道管の水位上昇により汚水が住宅内へ逆流する危険があります。

区の浸水予防対策要綱では、逆流防止弁や排水ポンプの設置を推奨していますが、設置費用への支援制度はありません。住宅の浸水対策は止水板による外からの浸水防止だけでなく、下水道からの逆流防止まで含めて進める必要があります。

そこで二点伺います。

一点目に、近年の短時間の集中豪雨は、下水管への排水能力をはるかに超え、道路が冠水する事例が多発していることから、雨水貯留浸透施設の設置を見直し、公共施設はもとより、百五十平方メートル未満の民間施設も対象にするなど、雨水の流出抑制のさらなる強化策が求められます。区の見解を伺います。

二点目に、下水道の逆流による住宅の浸水被害を軽減するために、家庭で簡易的にできる浸水対策の周知とともに、浸水リスクの高い地域や地下・半地下住宅を対象として、逆流防止弁、汚水用排水ポンプ、ポンプ槽、既存排水管の改修等を助成する制度を創設すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、介護情報連携とマイナンバーカードの活用について伺います。

マイナンバーカードは行政手続のオンライン化や、本人確認の円滑化、各種証明書のコンビニ交付など、区民の利便性向上と行政の効率化を支える重要な基盤です。我が会派は、これまで一貫して普及促進を求めてまいりました。

その理由として、大規模な地震や豪雨災害などが頻発する昨今、マイナンバーカードがあれば被災者の生活再建に直結する罹災証明書の発行をマイナポータルからオンライン申請できます。また、マイナ保険証があれば処方薬や特定健診情報などを医師や薬剤師とスムーズに共有できるなど区民の命と財産を守ることにつながります。

また、国は現在、介護情報基盤の整備を進め、マイナンバーカードを活用した介護保険資格の確認や介護情報の電子共有を推進しています。利用者にとっては、各種手続の簡素化やサービス利用の状況をスマホで確認できるなど利便性向上が期待される一方で、介護現場が利便性を享受するまでには、新たな対応が求められています。

例えばパソコンやタブレット、介護ソフト、カードリーダーなどの機器整備に加え、システム設定や操作習得、職員研修などの負担が発生します。特に人員や財政基盤が限られる小規模事業所では、こうしたデジタル化への対応が大きな課題となることが懸念されます。今後、介護情報基盤と区民と介護現場の双方にとって有効な仕組みとして定着させるために、現場への丁寧な支援が不可欠です。

そこで、二点質問いたします。

一点目に、介護情報基盤の活用に向けた介護事業者への支援についてです。介護情報基盤の活用には、まず区のケアプランデータ連携システムの導入を事業者が行う必要がありますが、現在までに完了しているのは約四百三十事業者にとどまっており、約五百の小規模事業者が未着手と伺っております。令和十年四月の本格運用を見据え、アウトリーチを含め、事業者が確実に活用できるようきめ細やかな支援を行うべきと考えます。区の見解を伺います。

二点目に、介護情報基盤を活用した医療介護連携についてです。介護情報基盤と医療の連携ができることで、これまで医師による意見書の作成、送付が普通郵便からデータ送信が可能になり、要介護認定審査の時間短縮につながることが期待されます。さらに、要介護認定情報やケアプランなどの電子情報を関係者間で適切に共有することは、医療と介護の連携を強化し、要介護者の様態に応じた切れ目のない支援につながります。今後、区民の利便性の向上と介護現場の負担軽減の双方を実現する介護ＤＸを区としてどのように生

かしていくおつもりか、具体的な取組について区の見解を伺います。

次に、終活支援センターにおける情報登録事業について伺います。

我が会派が求めてきた終活支援センターが本年七月に開設され、既に五百件以上の相談が寄せられていることから、区民の皆様の関心の高さがうかがえます。さらに、さきの福祉保健委員会において、明年四月一日より、終活情報登録事業を実施するとの報告がありました。事業実施は評価しますが、対象を原則六十五歳以上とされたことを懸念しています。

先月、会派で神戸市を訪問し、終活登録制度について視察させていただきました。神戸市では、昨年十月より登録を開始し、本年八月までに四十五名の方が登録、登録者を限定しておらず、誰でも登録できる制度としていました。終活情報登録を高齢者支援という枠だけで捉えるのではなく、単身世帯や核家族化が進む中で、もしものときに備えておきたいと感じる誰もが登録できるよう、区民一人一人の尊厳と安心を守る全世代型のセーフティーネットとして位置づけることが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。単身世帯が五一％を超える本区において、シルバー世代になる前から終活について考える機会をつくり、不安のある方にお応えする意味で、全世代が登録できるよう対象者を再検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、若者支援について、四つの観点から伺います。

第一に、中高生世代の居場所づくりという観点から、児童館の有効活用について伺います。

中高生には、学校でもない、家庭でもない、安心して過ごせる第三の居場所が必要です。しかし、区が実施している中高生支援館は五館のみで、しかも、週二日間、午後七時までの利用となっており、部活動や塾などで帰宅が遅くなる中高生の実態を踏まえると、十分な受皿になっているとは言えません。また、児童館には音楽室、遊戯室、ダンス室など、中高生が主体的な活動を行うための環境が整っている場所もありますが、そのポテンシャルが十分に生かされているとは言えません。

会派として、本件に関しては再三要望してまいりましたが、公設公営の本区の児童館の場合、職員の勤務体制や人員配置などに制約があり、夜間開放や柔軟な事業展開にも限界があると認識しております。一方、二十三区では、民間事業者が児童館運営を担う形態が多数を占め、利用時間の拡大や特色あるプログラムの実施により、中高生の利用促進につながっている事例も多く見られます。

そこで伺います。中高生が本当に必要としている時間帯と場所、そして、やってみたいを実現できる環境を整えるため、まずはモデル館を選定し、有効活用を前提とした実証事業を行うべきです。その上で、利用者数、新規利用者数、リピート率、満足度などのＫＰＩを設定し、効果を検証することで、より実効性の高い中高生支援につながることができると考えます。区の見解を伺います。

第二に、若者パスの導入について伺います。

我が会派はこれまで、五地域へ青少年交流センターの整備や、梅丘図書館のような民間活力を活用した運営を提案し、若者が気軽に集い活動できる場の充実を求めてきました。令和十年三月に、世田谷地域の三軒茶屋駅前に新たな青少年交流センターが開設されることを評価いたします。一方で、先月懇談した若者の団体からは、青少年交流センターの地域偏在により、電車やバスなどの交通費負担が生じて困っているとの声もいただいております。さらに、先日の子ども・若者施策推進特別委員会でも、ユースカウンシル、ゼロ期交通チームから、若者向け電車・バス割引制度、Ｓｅｔａ　ＭａａＳの導入を求める提言がなされたとの報告があり、若者が交通費の支援を要望する声は決して少なくありません。

そこで伺います。若者が利用できる施設が限られ、アクセス面にも課題がある現状を踏まえれば、施設利用に伴う支援も検討すべきです。せたがやＰａｙポイントの付与などを活用した若者パスの導入について検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

第三に、「まずは、世田谷」事業の創設について伺います。

大学等への進学を支える奨学金は、若者の学びと将来の可能性を支える重要な制度です。しかし、卒業後に社会人となり自立すれば、家賃と奨学金返済という二重の負担が始まります。特に家賃の高い世田谷区においては、この負担が若者の区外転出につながる一因となっているのではないでしょうか。区は、今年度より、子育て・若者夫婦世帯等の定住・住み替えを応援する〝ずっと、世田谷。〟事業を創設しましたが、若者支援を結婚や子育ての段階から始めるのではなく、社会人として自立するスタートラインから支える視点も必要ではないでしょうか。

そこで、奨学金を返済している新社会人を対象に、月額一万円から二万円程度の家賃補助を一定期間支給する「まずは、世田谷」事業の創設を提案いたします。これは、単なる家計への給付ではなく、就職直後の若者の家賃負担を軽減することで世田谷区に住み続けることができ、将来は結婚や子育て、地域活動などを通じて地域の担い手となることを後

押しする施策となると考えます。若者への支援は、将来の世田谷を支える人材への投資でもあります。もちろん税金を投入する以上、単に何人に給付したかではなく、区内居住継続率や区外転出率、制度利用後の定住意向など、若者支援と定住促進につながったかをＫＰＩで検証することも重要です。

そこで伺います。若者に選ばれる町、世田谷のまちづくりを進めるためにも、新社会人となる若者を応援する家賃補助事業、「まずは、世田谷」の創設が求められます。区の見解を伺います。

第四に、婚活支援について伺います。

結婚や出産は個人の自由であり、行政が価値観を押しつけるべきものではありません。しかし、結婚を希望していても、その一歩を踏み出せない方への支援は行政の重要な役割と考えます。東京都の調査では、結婚意向のある約七割が特に婚活をしておらず、その理由として、何から始めればよいか分からない、民間のマッチングアプリに不安がある、婚活にお金がかかるといった声が挙げられています。だからこそ、行政が安心して参加できる出会いの機会を提供する意義は大きいと考えます。

区は、我が会派の提案を受け、令和五年度から東京都の補助金を活用したせた婚を実施しています。毎回定員を大きく上回る応募があり、マッチング率も平均四〇％と高い成果を上げています。これは区民ニーズの高さを示すものであり、現在の年一回開催では需要に十分応えられているとは言えません。

そこで二点伺います。

一点目は、事前セミナーの実施についてです。参加者の中には、プロフィール作成やコミュニケーションの準備が不十分なため、十分な成果につながらなかった方もいると伺っています。オンラインも活用した事前セミナーを実施し、参加者の成婚力向上やマッチング率向上につなげるべきと考えますが、区の見解を伺います。

二点目は、開催回数の拡充についてです。毎回定員超過となる現状を踏まえれば、年一回から複数回開催へ拡充し、新庁舎や世田谷美術館などの特色ある会場の活用や交流自治体、商店街イベントとの連携など、多様な出会いの機会を創出すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、命を守るための水泳授業について伺います。

さきの文教委員会で、区立学校のプール施設整備と水泳事業の在り方について報告がありました。しかし、示されたのは、学校改築が完了した後を見据えた方針であり、近年猛

暑が続き、水泳授業の機会を失っている現在の子どもたちに対してどう対応するのかは示されていません。埼玉県の調査では、小学六年生でクロールを二十五メートル以上泳げる割合が、二〇一〇年には男女とも七割を超えていましたが、二〇二三年には男子五四・三％、女子四六・二％まで低下し、水に顔をつけられない、潜れない子どもも増えているというデータがあります。

実際、本区の保護者からも、水泳授業がほとんど行われず、泳げないまま中学生になることが不安との声を聞いています。学校改築後の簡易温水プールの共同利用を待つだけでは、現在の子どもたちへの対応が後回しになります。将来の施設整備とは切り離し、今できる方法で水泳機会を確保すべきです。

そこで三点伺います。

一点目に、水泳授業の保障のために、例えば直近二か年の水泳授業の実施状況を調査し、まずは自校のプールにおいて水泳授業の確保ができるようハード面での酷暑対策を計画的に順次進めることを求めます。区の見解を伺います。

二点目に、区立中学校の改築までの間、区立総合運動場や千歳の温水プール、梅丘・太子堂・玉川・烏山中学校などの既存の温水プールや民間施設の協力を得るなど、代替プールを確保し、水泳授業の不足分を補う仕組みの早急な構築が必要と考えます。また、学区を越えてプールを共同利用することを視野にバス移動の支援も併せて検討することを求めます。区の見解を伺います。

三点目に、水泳授業での泳法の習得はもとより、水難事故から命を守る水泳授業として注目されているのが、着衣水泳の習得です。区のこれまでの取組と、今後外部講師の指導を充実させるなど強化を求めます。

区の見解を伺います。

次に、がん教育の推進について伺います。

先月、公明党の夏季議員研修会において、がん対策の第一人者であり、がん対策推進協議会委員も務められた東京大学医学部附属病院診療医の中川恵一氏の講演を聴講いたしました。日本では、生涯でがんに罹患する割合が男性の三人に二人、女性の二人に一人に及ぶ一方で、健康や医療に関する情報を理解し活用するヘルスリテラシーは、諸外国と比べても低い状況にあり、将来のがん予防や早期発見につなげるためには、子どもの頃から正しい知識を身につけるがん教育の充実が極めて重要であることを再認識いたしました。

我が会派は、これまで外部講師を活用した実践的ながん教育を全区立中学校で実施する

よう求め、教育委員会も校内体制の整備や保健所との連携を進めると答弁されております。しかし、現在の実施状況は、小学校六年生と中学校二年生が全校でがん教育を取り入れているものの、外部講師の活用は減少傾向にあり、中学校では年間十校程度にとどまっております。

文部科学省の調査でも、外部講師を活用したがん教育は全国で約一五％にとどまり、その理由として、適切な講師の確保が難しい、謝金等の経費負担があることが挙げられています。こうした中、新たな選択肢として注目されているのが、医学生によるがん教育です。

二〇二六年からは、医学生、医師、がんサバイバーが連携し、予防や検診の重要性を伝える取組が始まっています。年齢の近い医学生が講師となることで、児童生徒が親しみを持って学ぶことができ、実践研究でも、医学生が医師と同等の品質で授業を提供できる可能性が示されております。品川区では、講師確保の負担軽減から、二〇二五年度より全中学校で医学生によるがん教育を教育委員会主導で実施しております。

そこで伺います。本区における外部講師活用が減少傾向である状況を分析した上で、がん教育のさらなる充実という観点で、医学生による新たな外部講師を積極的に活用し、区立小中学校全校で質の高いがん教育を受けられる体制を構築すべきと考えます。区の見解を伺います。

次に、建設業に特化した職業訓練機関の創設についてお伺いいたします。

近年、ＡＩ時代にも必要と言われている建設業は、まちづくりやインフラ整備の担い手であると同時に、災害時における地域の守り手として、区民の暮らしや経済を支える極めて重要な役割を担っています。その一方、同業における就労者数は、厳しい労働条件を背景に直近三十年間で約三〇％減少しています。また、令和五年に厚生労働省が公表した賃金構造調査によると、建設業は他産業よりも賃金は一五％低く、就労時間は三・一％長くなっており、建設業の担い手の確保に向け、多面的に強化していくことが急務となっています。

区においては、既に世田谷区建設業人材育成等支援事業補助金などを通して、区内で建設業を営む中小企業や建設団体に対し支援を行っていることは一定の評価をいたします。その上で、今後即戦力を育成する職業訓練機関設立に着手すべきと考えます。

そこで伺います。職業訓練機関設立については、（仮称）世田谷建築次世代マイスターアカデミーなどと称して、受講費用は国や都の求職者支援制度を活用し、厚生労働省のも

のづくりマイスター制度や、区内官公需適格組合との連携事業として外部講師を招聘すれば、雇用へとつながるのではないでしょうか。区の認識と見解を求めます。

次に、ユニバーサル農業の推進について伺います。

先月、会派で静岡県浜松市の都市型農業を営まれる京丸園株式会社を視察しました。浜松市は人口八十万人、都市型農業であり、地域の中に働く場がある、農地が地域の中にあることを利点に、農業の課題となっていた担い手確保と戦力確保、農地活用と福祉現場を併せ持つユニバーサル農園を創出へ、三十年前から取り組まれていました。同社では、水耕栽培を中心に全従業員百十名のうち、障害者数三十一名、障害者雇用率五一％、平均年齢四十九歳、高齢者比率二五％という多様な人材が農業を支えるユニバーサル農業を実践されていました。

これまでシステム化されてこなかった農業だからこそ、働く人に合わせた仕組みをつくることができるとの発想の転換で、障害特性に応じて働ける環境をつくったことで、多様な年代の方々の担い手づくりにつながり、持続可能な農業を実現。農業経営として収益を上げながら、社会課題を解決する先進的なモデルでした。

本区でも、我が会派の提案により農福連携事業として令和三年度からせたがや農福ファーム・せたそらが始まり、本年三月には夢育て農園ちとからも開園しました。こうした取組をさらに発展させ、障害者の就労体験にとどまらず、減少する都市農地を守りながら、農業、福祉、教育、産業をつなぐ世田谷型ユニバーサル農業を構築すべきです。

そこで二点伺います。

一点目は、農業者の高齢化、担い手不足などにより、生産緑地の継続が困難なケースを打開するために、担い手確保と営農の拡大につながる世田谷型ユニバーサル農業を創出できるよう、農業従事者やＪＡ、民間事業者、福祉関係者のノウハウを共有する勉強会などを立ち上げることが求められます。さらに、実証の場となるモデルファームを区が用意するなど、今後の区の計画に具体的な道筋を示すことが求められます。区の見解を伺います。

二点目に、ユニバーサル農業の導入に向けては、事業の収益化が重要であり、そのためにも、我が会派が再三提案してきた農産物の販売や商品開発、地域交流につながる道の駅機能を、玉川野毛町公園のＰａｒｋ―ＰＦＩによる便益施設に実現することが求められます。区の見解を伺います。

最後に、芸術・文化の発信拠点の整備について伺います。

現在都内では、二千人規模の大ホールを有していた新宿の東京厚生年金会館が二〇一〇年に、中野サンプラザが二〇二三年に閉館するなど、大規模な芸術文化の発信拠点の不足が指摘されています。八月に会派で視察した兵庫県立芸術文化センターは、奇跡のホールとも称される全国有数の文化施設です。年間入場者数は約四十六万人、令和七年度の施設稼働率は九五・九％、年間稼働日数は三百二十六日と、開館から二十年を経た現在も極めて高い利用実績を維持しています。

この施設は、阪神・淡路大震災の復興のシンボルとして建設が実現し、芸術監督の佐渡裕氏が設計段階から参画し、舞台関係者の視点を反映した施設づくりを進めるとともに、青少年育成事業や地域交流事業、専属オーケストラの運営などを通じて、劇場をみんなの広場として育ててきました。さらに、大中小ホールを活用した多彩な公演やネーミングライツの導入により、年間約一億五千万円の自主財源を確保するなど、持続可能な運営モデルを実現しています。

一方、本区には、全国的にも高い評価を受ける世田谷パブリックシアターがありますが、主劇場約六百席、シアタートラム約二百席と中小規模にとどまっています。また、世田谷区民会館イーグレットホールも九百三十三席規模であり、多様な舞台芸術を受け止める拠点としては十分とは言えません。

そこで伺います。今後、旧国立医薬品食品衛生研究所跡地や自衛隊用賀駐屯地などの国有地活用の議論が進むことも想定されます。こうした機会を捉え、国勢調査の速報値で約九十五万人の人口を擁する自治体として、質の高い舞台芸術に触れられる環境を区民に提供するために、兵庫県立芸術文化センターのように、大中小ホールを備えた本格的な芸術・文化の発信拠点となる新たなパブリックシアターの整備を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　岡本議員にお答えをいたします。

災害対策について、交流自治体との共助ネットワークについて御提案等をいただきました。区は、これまで区民の心豊かな暮らしを実現するため地方都市との連携交流を目指し、縁組協定を結ぶ川場村をはじめとして、ふるさと区民まつりや自治体間連携フォーラムに参加いただいている自治体を巡るフォーラムの毎年開催など、数多くの全国の自治体との具体的な交流、そして災害時の取組も話し合っているところでございます。

例えば川場村とは、区民による里山の保全活動や、移動教室等の様々な交流事業を通して友好関係を育む中で、平成七年に災害時の協力協定を締結しました。また、交流事業を契機として、区民が村の山の下草刈りや農作業の手伝い等の共同作業や、お祭りに自主的に参加するといった関係人口づくりにつながっております。また、新潟県十日町市とは、かつて農作業をする方を対象とした世田谷区役所から十日町までの直通バスが運行されておりました。区内の若い世代と農の交流のきっかけになり、継続的な棚田の保全活動の継続につながっている事例もございます。

今後、区としては、区民と交流自治体の住民が心の通った交流を通して助け合う関係が築けるよう、交流自治体の意向を伺いながら、交流自治体への訪問、滞在と関係づくりを組み合わせた支援などを含む自治体間交流の在り方を示し、一層その交流を進めてまいりたいと思います。

次に、終活支援についてでございます。

本年七月に開設いたしました終活支援センターに初日より多くの相談が寄せられ、今日の終活への関心の高さを再認識いたしました。一方、頼れる身内がおらず、入院、施設入所や死後の事務等を支援する高齢者支援サポート事業は住民税非課税世帯が対象のため、利用者が限定されておりまして、対象の方はもちろんのこと、それ以外の方の中にも将来への不安を抱える方々も少なくないものと認識しております。

そうした不安に応えるためにも、万が一の場合に備え、あらかじめ整理した情報を関係機関などに伝え、円滑な支援につなぐため終活情報登録を始めることにいたしました。御指摘のように、区内では単身世帯が増加し、家族形態も多様化する中、終活のことを早い段階から考えることが重要であり、区としても、終活に関する普及啓発は幅広い世代を対象に進めていく必要があると考えております。

終活情報登録を希望する方は、六十五歳以上に限らず、様々な個別の需要があるものと考えます。そのため、年齢のみで対象を画一的に区切ることなく、柔軟な対応ができるよう、対象とする方々の範囲について現在検討を進めているところでございます。

三つ目に、若者提案の若者パスとおっしゃった提案についてでございます。

八月四日に行った第ゼロ期ユースカウンシル報告会において、交通問題を担当したメンバーから、若者向け交通費割引制度の導入ができないかという具体的な提言をいただき、交通費の負担が、実際に行動する若者たちの制約になっているという実態に改めて気づかされました。

一方、交通費は、通学や余暇などの移動の目的を問わず全世代が負担している費用であることから、今回の提案は、区がメンバーと引き続き対話をしながら、検討結果を一年以内にメンバーにフィードバックするということになっています。また、現在、東京都でも、小学生から大学生世代を対象にしまして、通学に係る負担の状況の実態調査を行っていると伺っています。今後の検討を進める上で参考になるものと考え、例えば都の政策の進捗状況の調査や制度研究など、若者たちと情報共有しながら、政策形成のプロセスを体験してもらいたいと思っております。

こうした動向も注視するとともに、引き続き若者たちと対話しながら、施策の有効性や実現可能性をしっかり検討し、結論を出すよう所管部に指示したところでございます。

以上です。

〔中村副区長登壇〕

○**中村副区長**　私からは、二点御答弁いたします。

まず、児童館の時間延長についてです。

中高生世代にとって、家庭や学校以外の場所で十八時以降も安心して主体的に学習や音楽、スポーツなどの活動ができる環境を整えていくことは、区としても非常に重要であるものと認識しております。現在、区内二か所の児童館で試行実施しています閉館後から二十一時までの時間を活用した学習スペース事業では、学習ニーズの充足のみならず、地域人材による見守りを通じ、子どもたちの様子を児童館職員に共有いただくなど、児童館がこれまで築いてきた地域支援者との関係性や、福祉的な支援機能を生かした運営としています。

一方で、学習スペースとして開放するだけでは、中高生世代のニーズを十分に把握することが難しいという課題もございます。この間の試行実施で得られた実績、効果、課題などを踏まえ、学習スペースだけでなく、児童館閉館後も中高生世代が遊戯室や音楽室まで利用できるよう、お話の効果検証の視点も含めた来年度の試行実施の拡張に向けて検討を進めてまいります。

次に、大規模な国有地活用についてです。

旧国立医薬品食品衛生研究所跡地を含めた上用賀一丁目国有地は、区内でも希少な大規模未利用地です。議員御提案の施設整備に当たっては、用途地域や地区計画など都市計画上の課題への対応が必要なほか、周辺の住環境や交通環境への影響も検討が求められます。また、区では、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な更新と効率的

な活用を進めており、新たな公共施設の整備については、建設費や維持管理費も含め、その必要性や効果を慎重に検討する必要がございます。

区といたしましては、芸術文化も一つの要素として捉えつつ、将来的な公共施設の再編整備、地域地区のまちづくりの方向性などを踏まえ、当該地の活用や具体的な方向性について検討するとともに、適時適切に国への働きかけを行ってまいります。

以上です。

〔清水副区長登壇〕

○**清水副区長**　私からは、二点御答弁申し上げます。

まず、世田谷版ユニバーサル農業についてです。

議員お話しの浜松市京丸園のユニバーサル農業は、長年、障害者、高齢者、ひきこもりの方などの雇用創出、一人一人の特性に合わせた農作業のシステム化、生産物のブランド化により高収益を上げているなど先進的に取り組まれており、区として学ぶ点が大変多くございます。農業者の高齢化、担い手不足等により、区内の農業農地が今後ますます縮小することが見込まれる中、雇用創出と収益性を両立させる農業の検討は、令和十一年度にスタートする次期農業振興計画においても重要課題と認識しております。

まずは、農業者やＪＡ、民間事業者、福祉関係者等と、浜松市などでのユニバーサル農業についての勉強会を設置し、令和九年度より順次、ユニバーサル化を進める予定である粕谷二丁目の農福連携事業の今後の展開も併せ、ステークホルダーとともに研究を進めてまいります。

次に、持続可能な都市農業の推進を図るための道の駅機能の整備についてです。

区は、玉川野毛町公園において、公園のにぎわいの中心となる便益、サービスの拠点となる施設の公募を実施いたしまして、現在、事業者の選定の後、都市公園法に基づく公募設置等計画の認定、公表に向けて協議を進めているところです。公募に当たっては、防災や地産地消、買物不便など地域課題の解決も含めた提案を要件としており、議員お話しの世田谷区の農産物の販売など、道の駅が有する機能につきましては、今後、便益施設の運営事業者と協議を行い、実現に向けて検討を深めてまいります。

以上でございます。

〔知久教育長登壇〕

○**知久教育長**　私からは、水泳授業について、区立温水プールや民間プールの利用、当該施設へのバス移動支援についてお答えいたします。

今般お示しした区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方の一部改定に向けた考え方では、共同利用拠点プールの活用に加え、区営プールや屋内民間施設を積極的に活用することとしております。一方で、区営プールについては、区民利用との調整が必要であり、屋内民間施設についても利用可能日が限られており、授業期間の長期化や施設への移動手段の確保などの課題も明らかとなっております。

今後も、水泳授業に必要な学習環境の確保に向け、区営プールや屋内民間施設の活用に向けた調整を進めるとともに、活用の拡大や改築を待たずに早期の活用の可能性についても検討してまいります。また、バス利用についても、経費負担や車両、運転手の確保といった課題を整理しながら検討を進め、児童生徒の水泳授業の機会確保に努めてまいります。

私からは以上です。

○畝目豪雨対策推進担当参事　私からは、雨水流出抑制の強化に関しての御答弁になります。

現在、区では、民間施設における新築や改築、また開発行為等が行われる際に、雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱や住環境整備条例に基づき施設の設置に御協力をいただいており、対象面積の規模に応じまして、単位対策量を定めてございます。

こうした中、東京都では、近年の気候変動による降雨量の増加、台風の強大化等が想定されることなどを受けまして、令和五年に東京都豪雨対策基本方針を改定し、区部の豪雨対策における目標降雨を時間七十五ミリから八十五ミリに引き上げ、現在都では、令和十年度を目途に河川流域ごとの豪雨対策計画の改定作業を行ってございます。区といたしましては、この改定を踏まえまして、世田谷区豪雨対策行動計画の改定を進めてまいります。その中で議員お話しの民間施設に御協力をいただく対象施設や単位対策量につきましても併せて見直し、検討を行ってまいります。

以上でございます。

○佐藤都市整備政策部長　私からは、まず二点、住宅への浸水被害軽減のための逆流防止弁等の補助制度の創設、そして家庭で簡易にできる対策の周知について御答弁いたします。

区では、建物新築の際、建築主に対し、世田谷区建築物浸水予防対策要綱に基づき、地下、半地下のある建物、建築物や浸水予想区域内の建築物等につきまして、浸水予防対策の検討と届出を求め、浸水被害の未然防止に取り組んでおります。また、東京都下水道条

例では、地下室などの下水の自然流下が十分でない場所への排水の設置について、ポンプ設備等の設置など逆流防止対策を求めております。

一方、これらの逆流防止対策を既存の建築物に実施する場合は、施工性や維持管理の側面から、建物ごとの状況を十分に事前確認する必要がございます。例えば、逆流防止弁の設置は、敷地内の既存排水管の施工や劣化状況によっては、固形物の滞留など日常の排水に支障を来すおそれがあります。また、ポンプ槽の新設は、敷地内建物周りへの掘削スペースの確保が課題となります。区といたしましては、既存建築物への逆流防止等対策につきましては、他自治体の事例等を含め、実効性のある方策を研究してまいります。

次に、各住宅内で実施可能な下水の逆流抑制策といたしましては、トイレや風呂場などの排水口に、ビニール袋に水を入れた水のうを設置する手法もございます。これらの効果等、既に掲載しているほかの豪雨対策と併せて、区のホームページなどで広く周知してまいります。

続きまして、若者支援について、奨学金返済の負担軽減に向け、新社会人を応援する家賃補助制度を創設せよについて御答弁いたします。

区の転出入の推移では、ゼロから四歳世代や子育て世帯の中心である三十代以降は転出超過の傾向にある一方、進学や就職のタイミングに当たる二十から二十四歳は、大幅な転入超過の傾向が続いております。若者への住まいに関する支援については、必要性や対象、優先度などを見極める必要があると考えております。

昨今、奨学金の返済が新社会人の安定した生活基盤を築く上で負担となっていることは認識しております。そうした中で、御提案の住宅手当の支給につきましては、奨学金を利用していない若者との公平性に加え、継続的な財政負担や定住への効果などを踏まえ、慎重な検討が必要と考えております。

区といたしましては、若者を取り巻く社会状況等を注視しながら、引き続き区民の住まいのニーズや選択に生じている課題を捉えた効果的な住宅政策の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○河島高齢福祉部長　私からは、介護情報基盤等について二点御答弁いたします。

介護情報基盤につきましては、本年四月から国による運用が開始されており、令和十年四月までに全国の区市町村で活用されるようになることを国は目指しております。一方、ケアプランデータ連携システムは、令和五年度より運用が開始されているところですが、

システム運用の効率化等の観点から、その機能について、令和九年一月に介護情報基盤へ移行する予定であることが示されております。

ケアプランデータ連携システムの活用促進を図るため、区では今年度より、区内介護事業所を対象としたオンライン説明会や研修会、アウトリーチを含めたシステム導入のための伴走支援に取り組んでおります。今後、未着手の約五百事業所がスムーズに導入できるよう、引き続き丁寧な支援を行ってまいります。

次に、介護ＤＸの推進についてです。

介護情報基盤では、行政が保有する被保険者に関する資格情報や認定調査情報のほか、要介護認定の際に必要となる主治医意見書、ケアマネジャーが作成するケアプランなどの情報が集約され、被保険者の同意の上であれば、関係者間での必要な情報の共有がオンライン上で行われるようになり、利便性の向上や業務の効率化等が図られるものと期待されております。

介護現場において、業務の効率化や生産性の向上が図られることは、働きやすい職場環境の構築を通じた介護人材の確保、定着、介護事業所経営の安定化、さらにはサービスの質の向上に寄与するものと考えております。今後、国、都の動向を踏まえながら、介護ＤＸを推進し、区内における介護サービスの質・量の確保とともに、区民の利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○松本子ども・若者部長　私からは、婚活支援に関し二点御答弁いたします。

初めに、事前セミナーの実施についてです。

せた婚当日の交流をより充実したものとするためには、あらかじめ参加者にプロフィール作成やコミュニケーションのポイントなど、交流を深めることに役立つ情報をお知らせし、準備いただくことが有効だと考えております。現在もイベント当日には、参加者同士の交流に先立ち、運営事業者から一対一の個別トークにおけるアドバイスを行うなど、必要なサポートを行っているところです。今後は、御指摘を踏まえ、オンラインを活用した事前セミナーなど参加者同士の交流やマッチングの促進に資する取組の実施に向けて検討してまいります。

次に、開催回数の拡充や特色ある会場の活用についてです。

これまでの三年間の実施におきましては、毎年定員に達する申込みがあるとともに、参加者からは満足の声を多数いただいており行政による婚活支援には一定のニーズがあると

認識しております。参加者へのアンケートでは、例えばバスツアー方式など、区に実施してほしい取組も伺っているところです。現在のところ例年のパーティー形式を望む声が最も多いことから、今年度も同様の方法で開催を予定しております。

今後、御提案の新庁舎の活用や開催回数の拡充など多様な出会いの機会創出に向けて、他部署とも情報交換しながら検討してまいります。

以上です。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、水泳授業の時間数確保に向けた酷暑対策について御答弁いたします。

近年の猛暑により、熱中症警戒アラートや暑さ指数の上昇など、水泳授業の実施に当たりましては、安全面の課題が生じているものと認識しております。

教育委員会では、今年度の調査は今後行ってまいりますが、昨年度の調査結果によりますと、小中学校ともに多くの学校で授業日程の変更や振替授業などの工夫を行い、おおむね計画どおりの授業の時間数を確保している状況です。また、中止や延期となった主な要因は、熱中症のリスクや大雨、雷の影響によるものであったことを確認しております。一方、今後も酷暑が継続することが想定されることから、水泳授業の実施に当たりましては、児童生徒の安全確保を最優先としながら、各校の実情を踏まえまして、効果的な遮熱対策や暑熱対策について、必要な対応を順次進められるよう検討していきます。

以上です。

○山田学校教育部長　私からは、水泳授業及びがん教育につきまして順次御答弁いたします。

まず、着衣水泳のさらなる充実についてです。

毎年、海や河川などの水辺における水難事故が全国各地で発生していることから、児童が水の危険性を理解し、万が一の際に自らの命を守るための知識や行動を身につけることは大変重要であるという認識の下、全校で実施しております。着衣泳は、通常の水泳指導とは異なり、水難事故を想定した専門的な知識や安全管理が必要であることから、指導経験を有する外部講師を活用することは有効であると考えております。

教育委員会といたしましては、これまでの各校での取組の成果も踏まえ、外部講師を活用した着衣泳を実施する学校を増やすなど、取組の充実を図ってまいります。また、外部講師の指導方法や安全管理上の留意点を学校と共有し、教員の指導力向上にもつなげてまいります。

次に、医学生を活用し、質の高いがん教育の推進についてです。

国が策定したがん対策推進基本計画や文部科学省の外部講師を活用したがん教育ガイドラインでは、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用し、子どもたちががんに関する正しい知識や命の大切さ、患者への理解を深めることの重要性が示されております。教育委員会においても、区内病院やＮＰＯ法人団体と連携して、医療従事者やがん経験者などを講師とした授業を実施し、専門的な知見や実体験に基づく学びの充実を図っております。

一方で、実施校は現在、小学校で三校から五校、中学校では、議員お話しのとおり、年十校程度と若干の減少傾向にあることから、その要因について、予算面や外部講師との調整、学校現場の理解やニーズなどの観点から分析していく必要があると認識しております。今後、実施状況や課題を分析した上で、派遣していない学校への周知や事例共有を進めるとともに、外部講師を活用した授業を拡大できるよう、医学生の活用も視野に入れて、児童生徒が専門的な知見に触れる機会の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○五十嵐経済産業部長　私からは、建設業に特化した職業訓練機関の創設について御答弁いたします。

区の産業基礎調査では、人手不足を課題に挙げる建設事業者が三年連続で五割を超えており、人材確保に加え、育成や定着を含む対策が必要であると認識しております。建設業は区民生活を支える重要な産業であり、区では、人材マッチング事業や人材育成に向けた資格取得補助などの取組に加え、将来を担う高校生へのアプローチとして、区内の都立高校において、建設業の仕事と魅力の理解促進につながる授業を行っております。

高い技術力を持つ人材が育ち、活躍することは、事業者のみならず、区民生活にも寄与するものと考えます。今後も建設業界との対話を重ねて、実態やニーズを把握しながら、お話の技術の習得や向上に向けた支援の在り方について検討を進め、建設業の事業促進の後押しに努めてまいります。

以上でございます。

○中西生活文化政策部長　芸術・文化の発信拠点の整備についてお答えいたします。

区民が芸術を鑑賞し、活動に参加し創造することのできる環境を整備することは、区の重要な責務の一つであると認識しています。お話にございました兵庫県立芸術文化センターのように、音楽、演劇、バレエと多様な文化芸術の住民ニーズに対応でき、規模の異

なるホールを備えた大規模な拠点は、都内最大人口を抱える当区のみならず、近隣自治体も含めた需要にかなうものです。

一方、公共施設等総合管理計画では、文化芸術施設も含め、区の既存施設の更新経費が増大しており、新規施設整備を行わないことを基本方針としています。大規模未利用地の活用による新たな施設整備には課題も多く、慎重に検討する必要がございます。まずは、区民の文化芸術の振興に寄与する環境をより一層充実させるため、文化芸術の拠点であるせたがやイーグレットホールにおいて、文化財団との連携の下、音楽に加え、多様な舞台芸術の充実を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

○四十九番　岡本のぶ子議員　再質問させていただきます。様々御答弁いただいたんですけれども、五点ほど再質問いたします。

まず一点目が、先ほど区長の答弁の中で、終活支援センターの登録の件なんですけれども、情報登録について六十五歳以上を原則とするということの懸念をこちら申し上げました。区長は答弁の中で、対象を拡大するということをもう検討しているという答弁をされたんですけれども、それでよろしいのでしょうかということが一点です。

それ以外に、ユニバーサル農業については、答弁の中では、次期農業振興計画の中で重要課題であるという認識は述べられましたが、計画への位置づけについては言及されませんでした。その点を伺います。

あと、奨学金返済の負担軽減に向けての新社会人に対する家賃補助制度につきまして、奨学金を利用していない人との公平性ということが述べられていますけれども、三十年ぶりに長期金利が上昇するなど、融利子奨学金の返済額の総額の増額につながっているということでの負担軽減ということは、非常に今求められることだと思いますので、改めて区の見解を伺います。

次に、がん教育についてですけれども、がん教育も、やはり学校任せにするのではなく、品川区のように教育委員会として、外部講師がちゃんと活用できるように取り組むことが必要と考えますが、その点の区の見解を伺います。

最後に、建設アカデミー創設についてということで、建設業の方々はもう待ったなしの状況でございます。技術者の高齢化、空洞化が進んでおりますので、時間をかけ過ぎると技術の承継が進まず、また建物の劣化、品質低下にもつながります。その点について迅速な検討が必要と考えますが、区の再答弁を求めます。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　再質問にお答えします。

先ほど答弁したように、この終活情報登録に関して、六十五歳以上という、この年齢をそこで区切らず、年齢のみで、それより若い方を対象外にするという画一的な扱いではなく、柔軟な対応をするということを、検討を始めているということで指示を既にしていますという答弁をいたしました。

以上です。

○清水副区長　岡本議員の再質問にお答えいたします。

ユニバーサル農業の推進について、次期農業振興計画に位置づけると捉えてよいかという御質問に対しての御答弁となります。

次期農業振興計画は、令和十一年度を始期とする十年間の計画として策定する予定であり、令和九年度から二年にわたり農業者、関係団体、ＪＡ、学識経験者等とともに、世田谷区における都市農業の現状と課題や次期十か年の取組を検討してまいります。

ユニバーサル農業につきましては、今回、まずは先駆的な取組を現地で学んでくるよう、議員お話しの浜松市の京丸園株式会社、また、足利市のこころみ学園ココ・ファーム・ワイナリーについて、職員に視察を指示いたしました。住宅都市世田谷の農業の現状、課題も踏まえ、農業者、関係機関等にも意見を聞きながら、計画改定の中で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○佐藤都市整備政策部長　再質問にお答えいたします。

若者支援についてでございます。お話にありましたように、金利の上昇に伴い貸与型奨学金の返済総額が膨らみ、大学生や新社会人の負担が大きくなりつつある現状については認識しております。区といたしましては、奨学金貸与を受けた新社会人につきまして、国や都の動向を注視しながら、若者の住まいに関するニーズや課題の把握に努め、必要な支援策について研究、検討してまいります。

以上でございます。

○山田学校教育部長　再質問にお答えいたします。

がん教育の品川の例を踏まえながら、外部講師の活用で全校実施せよという御答弁でございます。議員御指摘のとおり、外部講師を活用したがん教育を継続的に実施していくためには、各学校の個別の取組に委ねることだけではなく、教育委員会として実施しやすい

環境を整えていくことが重要であると認識してございます。外部講師を活用している学校の取組をほかの学校へ周知するとともに、品川区など他自治体の先行事例も参考にしながら、教育委員会が主体となって、まずは医学生の活用に向けた近隣の大学病院等との関係を構築する必要がございます。

こうした取組の成果や課題を踏まえながら、外部講師を活用したがん教育の実施校の拡大を図り、将来的な全校実施も視野に入れながら、段階的に拡充に努めてまいります。

以上です。

○**五十嵐経済産業部長**　私からは、職業訓練機関の創設に関する再質問について御答弁いたします。

建設業の就業者につきましては、五十五歳以上の割合が全産業に比べて高いというデータもありまして、人材確保と同時に技術の継承も喫緊の課題であると認識しております。今後、対応増が見込まれる公共施設の整備や維持管理という点からも、区内建設業の技術力の維持向上と、それに伴う円滑な事業活動を実現していくことが求められます。

御提案の職業訓練機関につきましても、こうした状況認識した上で、建設事業者の意見を聞きながら、しっかりと検討を進めてまいります。

以上でございます。

○**四十九番　岡本のぶ子議員**　以上で公明党区議団の代表質問を終わりますが、区民に寄り添う区政の改善を重ねて要望しまして、残りは決算委員会で質問させていただきます。ありがとうございました。

○**石川ナオミ議長**　以上で岡本のぶ子議員の質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前十一時四分休憩

――――――――――――――――――――

午前十一時十五分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　一般質問についての発言時間は一人十分以内といたします。

質問通告に基づき、順次発言を許します。

五番佐藤美樹議員。

〔五番佐藤美樹議員登壇〕（拍手）

○**五番　佐藤美樹議員**　まず、災害対策関連で三点伺います。

最初に、災害時の救援物資が確実に行き届くための座組について伺います。

さきの熊本地震の際、八代市では避難所に支援物資を取りに来られない高齢者の方などに向け配送する仕組みを青年会議所の連携により実施し、物資供給の目詰まり解消につなげていました。その際のこのＪＣのチラシをパネルにしてあるので御覧ください。

私は四年前、区議会の決算委員会にてこのテーマについて取り上げ、ウーバーなどフードデリバリー事業者と災害時の連携体制を構築し、事業者の持つ配達ノウハウを災害時に活用することで、避難所まで物資を取りに行くことが困難な方の自宅に届けるラストワンマイルの仕組みを提案しました。四年前は区の地域防災計画でも、救援物資の運搬については避難所までの運搬のみ民間事業者との災害協定があったこともあり、議会提案のみで終わっていました。

昨年度、区は地域防災計画を改定し、避難所まで取りに来られない要配慮者などへの配送を、ボランティアやＮＰＯとの連携によって行うと位置づけています。以前と異なり、ラストワンマイルの支援の必要性は認識されたわけですが、一方で、こうしたボランティアの担い手のみでは配送のノウハウ等不十分と言えます。他自治体では、こうした災害時のラストワンマイル支援のために、例えば焼津市では、ウーバーイーツと平時からの買物困難者支援を含めた災害包括協定、さいたま市では、ヤマト運輸と指定避難所からの配達を含めた災害協定を締結しています。

当区は人口九十三万人、指定避難所も九十六か所と広大なので、複数の業態、業種との災害協定により、災害時の在宅避難の支援もよりきめ細やかに実効性あるものにすべきと考えます。見解を伺います。

二点目に、マンション防災についてです。

今年度、区は、マンション内の共助の仕組みづくりの一環でマンション出前講座を開始し、申請のあったマンションに講師派遣をする取組を始めました。このマンション出前講座についてもチラシをパネルにしたので御覧ください。

私の住むマンションでも、こちらを活用して講座を今月末開催する予定ですが、講座内

容を地域の方と固める中で、マンション固有のリスク、例えばエレベーターが止まった場合の対応などを講座内容に盛り込もうとなりました。日頃より消防署と連携のある町会を介して、担架で人を運搬する体験を講座で実施する予定です。

区が、マンション防災の出前講座の告知をする際に、こうしたマンション固有のリスクを具体的に打ち出すことが必要ではないでしょうか。今回のように、消防署など連携先への橋渡しも区ができると実効性のある講座となり、結果としてマンション防災の拡充につながります。区の見解を伺います。

三点目に、防災行政無線について伺います。

先月下旬、茨城県で発生した地震では、世田谷区内も震度四を記録し、防災行政無線から地震発生の放送がありました。このときもそうですが、区民の方からは、防災無線が大音量の割に聞き取れないという声を多く寄せられます。

現行、世田谷区では防災行政無線の内容が聞き取れなかった場合に、区民の皆さんに電話をかけてもらって確認してもらう専用電話番号をホームページで案内していますが、災害時にはより速やかに直接的な情報伝達が肝要です。他区では、防災無線の内容について、防災ポータルや防災アプリに連動させ、プッシュ通知で区民に届ける仕組みを導入しているところもあります。当区では、世田谷区防災ポータルがありますが、ここに防災行政無線の内容を表示させ、プッシュ通知ができないでしょうか。見解を伺います。

次に、豪雨対策について伺います。

頻発する豪雨により、区民の皆さんの浸水・冠水被害への懸念が高まっており、様々な声を私もいただく中で、先日、茶沢通り近くにお住まいの方から御相談がありました。この方の家の前は区道で、区の土木事務所が雨水の蓋を金網グレーチング状のものに変えたそうですが、家の前に交差する道路が私道で、かつ私道側のほうが家よりも土地が高くなっているため、私道側に何か措置を講じられないのかというものでした。この金網グレーチング状の蓋についても、写真をパネルに入れてありますので御覧ください。

ゲリラ豪雨などで道路の冠水や河川氾濫といった水害を防ぐために、区では、豪雨対策行動計画を定め、東京都管轄で整備される下水による排水能力に合わせて、雨水をいかに流出抑制するかの流域対策を、雨水浸透枡や透水性舗装、さらにはグリーンインフラにより推進しています。頻発化する豪雨の際、目に見える地表の水位に対し、写真の金網グレーチングのような下水に落とし込む機能は、区民の皆さんにとって分かりやすいものでありますが、下水のキャパシティーには限界があるため、こうした対策とともに、雨水は

いかに下水にすぐに落とさず、地下に浸透させていくか。
前述の透水性舗装や雨水浸透枡等を、私道も含め、区民の皆さんに取り組んでいただくことが重要です。私道における区の流域対策についての見解を伺います。

次に、せたがや架け橋プログラムについて二点伺います。

今般、幼稚園、保育園から小学校への架け橋時期において、幼保小の学びと育ちをつなぐことを目的としたプログラムが策定されました。プログラムにある幼児期の終わりまでに育ってほしい十の姿は、幼稚園、保育園、小学校の各現場をつなぐ共通言語として、今後学び舎単位で一つのカリキュラムを策定する際など、活用が期待されます。こちら、十の姿のページもパネルにしてあります。

一方で、こうした学び舎の取組にあまり参加していただけなかった私立幼稚園に対しては、どう参画へとつなげていくのでしょうか。プログラムの実装を私立園を含め広げていくことについての区の見解を伺います。

関連で、区立幼稚園の集約化についても伺います。今般提示された区立幼稚園の集約化計画では、区立幼稚園四つを二園に集約し、三年保育や預かり保育なども開始するとしています。前述の架け橋プログラムには、施設類型を超えて連携協働することや、全ての子どものウエルビーイングを実現するという目的も掲げられており、集約化計画を進めるに当たって二つの施策を別々に進めるのではなく、プログラムの実装と関連づけて進めていただきたいです。

また、集約化と同時に、三年保育、預かり保育も導入していくのであれば、集約化の先に認定こども園化を見据えてはと考えます。区の見解を伺います。

最後に、基本計画の中間年に向けて二点伺います。

二〇二四年度からの世田谷区基本計画は、来年、八年計画の中間年を迎え、この間の振り返りのタイミングとなります。こうした計画の策定や評価の際に取り入れられるものとして、デジタル庁が三年前に自治体向けに公表した地域幸福度、ウエルビーイング指標があり、品川区では地域幸福度を用いて、区民が重要と考えている一方で満足度が低い領域を把握したり、予算編成に活用したりしています。地域幸福度、ウエルビーイング指標には、各政策に対してどうだったのかという、あくまで縦割りの成果指標にとどまらない、それらを横串に刺して、区民の幸福度がどう上がったかを見られる点に優位性があります。

翻って、当区も基本計画策定時にはウエルビーイングの観点は盛り込まれていたと記憶

していますが、中間年の評価にはどう活用されるのでしょうか、見解を伺います。

関連で、子どものウエルビーイングの観点でも一点伺います。昨今、猛暑や豪雨により、外遊びできる日が減っている中、屋内空間で遊び場を確保してほしいという声をよく聞くようになりました。基本計画では、子育てしやすいと感じる割合が指標としてありますが、これだけでは見えてこない環境・社会変化を踏まえて、子どものウエルビーイングの観点を今後の各施策、スポーツ施設、公園整備などに取り入れていただきたいですが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○**加賀谷危機管理部長**　災害対策につきまして、順次御答弁させていただきます。

初めに、指定避難所の救援物資を取りに来られない方のための支援でございます。

地域防災計画を踏まえました災害時物資配送計画では、在宅避難者に対しまして、発生からおおむね四日目以降に国、都からの支援物資を指定避難所で配布することとしております。

なお、御高齢の方など指定避難所での受け取りが困難な要配慮者に対しましては、災対各部がそれぞれの役割の下、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会など各種団体と連携し、お届けすることとしております。

要配慮者への支援は重要な課題と考えており、本年八月にはヤマト運輸株式会社とも、配布を担えるよう協定の見直しをいたしました。御提案のフードデリバリー事業者との協定につきましても、より迅速かつ確実な物資配送に向けた担い手の一つとなり得ることから、今後、関係所管とも連携しながら検討を進めてまいります。

次に、マンション防災についてでございます。

マンションでは、戸建て住宅とは異なる防災上の課題があることから、区では、マンション防災の冊子を作成しまして、必要な備えについて周知を行ってございます。今年度開始しました出前講座でも、マンションに特化した在宅避難に必要な備えや共助の重要性についての講義を行ってございます。リスクを前面に出した広報につきましては、「区のおしらせ　せたがや」九月一日号で、在宅避難の啓発として活用したところ、防災用品の特別あっせん等の申込みが急増するなど、効果と受け止めているところでございます。

マンション防災につきましても、議員御指摘のリスクを前面に出した広報の効果的な手法を検討するとともに、防災教室等の御相談には、総合支所とも連携しながら対応をしてまいります。

最後に、防災無線塔の内容を世田谷区防災ポータルで確認できるようにという御質問でございます。

防災無線塔からの放送内容につきましては、放送後二十四時間以内の内容を電話で聞くことができる防災無線電話応答サービスを現在運用してございます。この電話応答サービスの周知も必ずしも十分ではないため、世田谷区防災ポータルに電話番号を掲載し、このサービスのウェブページのリンクを分かりやすく表示するよう、至急改善をいたします。

また、御指摘の防災無線塔の放送内容につきまして、世田谷区防災ポータルで、文字情報として確認できるようにすることにつきまして、実施手法や他のソフト活用など、経費面も含めまして運営事業者との検討を進めてまいります。

以上でございます。

○畝目豪雨対策推進担当参事　私からは、私道における流域対策についての御答弁です。区では、近年増加する豪雨による都市型水害への対策として、河川や下水道への負荷を軽減するため、雨水浸透桝の整備をはじめ、雨水タンクの設置など、グリーンインフラの視点も取り入れながら、雨水流出抑制施設の設置を推進し、流域対策に取り組んできてございます。私道における雨水対策に関しましても、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱で対策を定めてございまして、御協力をいただいているところです。

区としては、流域対策をさらに推進していくためにも、私道整備や私道排水施設の助成制度について掲載をしております区ホームページに、私道でできる流域対策の意義と効果、また、助成制度が浸水対策で活用や貢献できることなどを発信するとともに、止水板設置の相談など、様々な機会を捉えまして流域対策について積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、せたがや架け橋プログラムについて、二点御答弁申し上げます。

まず、今後の進め方についてでございます。

幼児教育と小学校教育では様々な違いはありますが、子どもの学びと育ちは連続しており、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、十の姿は、幼保小の先生方が語り合うときの手がかりになります。また、十の姿は、到達目標ではありません。幼保小の先生方が、十の姿を共通の視点として語り合い、ともにカリキュラムを作成することなどを通して学びや育ちをよりよくつないでいくことが重要であると考えます。

まずは、学び舎の既存の連携を基盤として小学校と窓口園が中心となってカリキュラムを作成し、私立幼稚園、認可保育所等を含む就学前施設と共有しながら、架け橋期の取組を進めてまいります。

次に、区立幼稚園の認定こども園化についてです。

区立幼稚園は、集約化等計画に基づき各地域に一園程度に集約し、三年保育や預かり保育の拡充等の機能拡充を図るとともに、区の乳幼児教育・保育の質の向上を牽引する役割を担っていくものと考えております。幼稚園は、給食提供や土曜日の受入れがないこと、預かり保育時間が短いことなど、認定こども園とは異なる点もありますが、それらに対応するには、保育枠の設定や施設、人員体制の整備などが必要となってまいります。将来的に認定こども園化をすることについては、保護者ニーズや地域における乳幼児教育・保育施設の状況などを踏まえながら、区立幼稚園に求められる機能や運営の在り方等を総合的に検討してまいります。

以上です。

○田中政策経営部長　私からは二点、まず、計画におけるウエルビーイングの視点について御答弁いたします。

ウエルビーイングとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることであり、基本計画においては、この言葉自体は前面に掲げておりませんが、区民一人一人の生活の質や幸福感の向上を重視しており、計画全体を貫く考え方としてウエルビーイングの理念を強く意識しています。また、国のデジタル田園都市国家構想の取組の中で、共通指標として地域幸福度指標の活用を提唱していることも承知しており、データと施策との因果関係の検証や精緻なデータの収集、評価分析の手法など課題も多くあることから、区としては、まずはそれぞれの政策、施策、事業の評価のための主観的指標と客観的指標を組み合わせ取り組んでいくこととしています。

来年度は基本計画の四年目となることから、計画の中間見直しに取り組んでまいります。見直しに際しては、重点政策、分野別政策の成果指標の中間現況値を測ることとしています。その結果も踏まえ、今後の評価に反映し、区民のウエルビーイングの向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、子どものウエルビーイングとしての遊び場についてです。

基本計画における子ども関連の政策においては、自分のことが好きだと思う子ども、若者の割合、子ども、若者と子育てを支える資源の数や、子育てしやすい環境だと感じる保

護者の割合などを成果指標として設定しました。

計画の中間見直しに当たっては、これら指標の推移などを踏まえるとともに、お話の猛暑や豪雨などの気候変動による子どものウエルビーイングへの影響も含め、計画策定時には捉え切れなかった社会状況の変化も勘案していく必要があると考えています。基本計画では、屋内空間の遊び場など個々の施策機能を定める性質のものではないことから、公共施設等総合管理計画やその他個別計画とのバランスも図りながら、子どものウエルビーイングも含め、総合的に判断するものと捉えています。

私からは以上です。

○五番　佐藤美樹議員　一点再質問させていただきます。

ラストワンマイル支援なんですけれども、災害時、この救援物資が目詰まりを起こさずに、区民の皆さんに確実に届くことというのは非常に重要だと考えています。日頃から配達事業者など民間事業者の方と連携、あるいは災害協定ということを結んで確実に備えていくことが重要と考えますが、この点について区長の見解を伺います。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

最近の熊本であった地震において、全国から送られてくる多数の救援物資が数多く、そして、避難所に配布していくことに大変苦労されていると、区から実情を伺いに行った危機管理監からも報告をいただいているところでございます。世田谷区は在宅避難を推奨しているだけに、支援物資がその在宅避難者に届く仕組みも大変重要だと感じております。

所管部長が先ほど答弁いたしましたヤマト運輸株式会社については、国や都からの物資を受け入れる役割となっているハネダクロノゲートでございますが、この七月、私も視察をしまして、世田谷区内向けの物資ストックスペースや、この巨大な物流倉庫の仕組み自体を見てまいりました。その後、日頃の配達のノウハウを生かして指定避難所で受取りが難しい要配慮者の皆さんに対する物資の配布について、協定に盛り込んで見直したところでございます。

また、お話のあったフードデリバリー事業者や、既に協定を結んでいる宅配事業者などのノウハウを活用しながら、必要な物資が在宅避難を継続する方のもとに届くような仕組みがどのように構築できるのか検討を進めたいと思っております。

要配慮者の避難所への移送も含めて、あるいはその手前で配布や支援、民間事業者の協力が多面的に得ることができるよう協議をしてまいります。

以上です。

○五番　佐藤美樹議員　続きは決算委員会で取り上げたいと思います。

終わります。

○石川ナオミ議長　以上で佐藤美樹議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

一方で気になるのが、今年度から始まった五歳児健診です。この年齢には就学児健診が実施されているのに、さらに子どもをふるいにかける仕組みをつくるのかと感じます。保護者からは、調査によって、自分の子どもにこれができない、あれができないと突きつけられ、焦りを感じたり、子どもを見る目が変わってしまうのではないか、早期選別や早期分離につながるのではないかという不安と懸念の声が届いています。

世田谷区は、就学前から子どもを分けないインクルーシブ保育を行っているはずです。五歳児健診とインクルーシブ教育との整合性について、区の見解を伺います。

次は、全ての区民の意思決定を保障する取組についてです。

私は、私たちのことを私たち抜きで決めないでという障害者運動から生まれたこの言葉は、障害のある人だけではなく、全ての人のためにある言葉だと思っています。誰一人として自分の意思を持たない人はいない。そして、自分の意思を尊重されなくていい人もいません。一人一人固有の意思が尊重されるためにも、意思決定支援の構築が必要です。

現在、世田谷区では、障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正作業が進められ、意思決定支援が盛り込まれる予定で、現在パブリックコメントが実施されています。以前、人権侵害の問題がある制度として指摘した成年後見制度は、今年六月に改正法が成立、公布され、現在、現行制度を大きく見直す方向が示されています。

こうした制度改革が進む中で、私は、本人に代わって決める支援と、本人が決めることを支える支援を明確に整理する必要があると考えています。民法等の改正の趣旨を踏まえ、成年後見制度と意思決定支援の関係を区はどのように捉え、今後の権利擁護施策にどのように反映していくのか、見解をお聞きします。

昨年度実施された障害者（児）実態調査では、成年後見制度の利用状況や今後の利用予定が調査項目となっていました。この項目に対し、行政から成年後見制度の利用を勧められているのではないか、自分の意思や選択よりも制度利用が先にあるのではないかと感じる人もいると聞いています。成年後見制度を含む代行意思決定については、国連障害者権利委員会からも勧告が示されるなど、人権の観点から制度の在り方が問われ、改正に至りました。だからこそ、この調査項目について、この質問を受ける人がどう受け止めるのか、必要な項目なのかなどを慎重に検討する必要があったのではないでしょうか。見直しが必要です。

区が昨年度行った障害者（児）実態調査の調査項目に、成年後見制度の項目を設けた意図と回答の活用について、そしてまた、今後は成年後見制度の利用促進ではなく、本人が

意思を形成、表明し、実現することを権利擁護の基本とするべきです。区の見解を伺います。

さらに、パーソナルアシスタンスなど本人の生活や選択を支える支援、意思決定支援、成年後見制度について、それぞれの役割をどのように整理し、本人に必要な支援を必要な範囲で提供する仕組みをどのように構築していくのか伺います。

最後に、災害時における人権保障についてお聞きいたします。

世田谷区は、被災後の避難生活について、在宅避難を推奨しています。ここで重要なのは、在宅避難を自分で何とかする避難にしないことです。災害によって電気や水道などのライフラインが止まる、医療や福祉のサービスが受けられなくなる、家族や地域とのつながりが断たれ、様々な安心できる居場所が失われる。こうした環境の変化によって、それまで支援を必要としていなかった人が新たに支援を必要とすることもあります。

特に乳幼児や子ども、障害のある方、医療的ケアが必要な方などの中には、避難所に出向くこと自体が難しい方や情報を得ることや、必要な支援を求めることが難しい方もいます。在宅避難を推奨するのであれば、被災生活が続けば、支援を必要とする人が声を上げにくくなり、支援につながれない場合を想定する必要があります。

約九十三万人の区民に対し、避難所に入れるのは約十七万人と想定されています。その状況下で、在宅避難を選択した人にも必要な支援を届けるために、区としての責任を認識し、体制を構築していく必要があります。見解をお聞きします。

また、平時から被害が外から見えにくく、被害を受けても声を上げることが難しい性暴力やＤＶ被害は、災害時には深刻化し、さらに潜在化しやすくなります。実際、二〇一六年の熊本地震では、県警が把握した避難所やその周辺での強制性交や盗撮などの事案が約十件あったことが国会で報告されています。しかし、これはあくまで把握されたものであり、この件数だけで被害の実態を判断することはできません。被害が見えないことと、被害が起きていないことは同じではありません。

例えば熊本市男女共同参画センターは、避難所を訪問する避難所キャラバンを行い、避難所の環境改善だけではなく、性暴力、ＤＶ防止の啓発や相談につなげる活動を行いました。また、能登半島地震でも、過去の災害の教訓を踏まえ、避難所での性暴力、ＤＶ防止の啓発や相談につなげる取組が行われています。さらに、今年七月二十八日に発生した熊本地震では、これまでの被災経験を踏まえ、熊本県が避難所における性暴力被害防止のための啓発やチェックシートの活用を進めています。

これらの取組は、性暴力やＤＶ被害を、被害が起きてから対応する問題ではなく、災害時に起こり得る人権侵害として、発災直後から予防する必要がある問題として捉えているからこそ行われています。災害時の性暴力やＤＶについて、被害を未然に防ぐ環境づくりと、被害が生じた場合、相談支援につながる体制や情報提供をどのように整備するのか、また、防災計画や避難所運営、在宅避難支援に当事者の声をどう反映していくのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○山田学校教育部長　私からは、インクルーシブ教育のリーフレットにつきまして御答弁いたします。

区で作成するインクルーシブ教育のリーフレットにつきましては、今年度中の完成を目指して作成を進めており、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民の皆様に、令和九年度から配布できるよう準備を進めております。

リーフレットでは、障害の有無にとどまらず、多様な背景や特性のある子どもたちが互いの違いを認め合いながら、地域の学校で共に学び、共に育ち、子どもたちを地域全体で支えるという世田谷区が目指すインクルーシブ教育の基本理念を分かりやすくお伝えすることを考えております。また、ガイドラインで示した行動コンセプトを踏まえた学校の実践や、子どもたちの学びの姿を紹介し、インクルーシブ教育が全ての子どもの学びと成長につながる取組であることを理解できる内容となるよう検討しております。

今後、専門家の知見も取り入れながら内容の充実を図り、学校だけでなく家庭や地域の方々とも理念を共有できるリーフレットを作成してまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、区の五歳児健診とインクルーシブ教育との整合性についてお答え申し上げます。

区の五歳児健診については、共に学び、共に育つことを目指す区のインクルーシブ教育の理念を踏まえ、教育部門とも密に連携しながら検討を進め、今年度から開始しています。このことから、医師、保健師、心理職等の健診従事者が、五歳児健診は、診断をすることや選別、分離を目的にしたものではなく、子どもたちが楽しく園生活を送り、就学後も円滑に集団生活を送ることができるよう、支援につなげる場であると十分理解した上で取り組んでいます。

その上で、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、子どもの強みをともに確認し、日常

でできる対応の工夫等について助言するとともに、今後の方向性について共通理解を図ることを重視しています。

今後とも、幼稚園、保育園や世田谷区、玉川両医師会の小児科医会等の協力を得ながら、五歳児健診の意義や目的について、保護者への丁寧な周知に努め、子ども一人一人に応じた就学を見据えた支援を保護者とともに考える機会であることを十分に説明することで、対象となる方が安心して受診できる環境を整備してまいります。

私からは以上です。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、意思決定を保障する取組の在り方のうち、成年後見制度に関して御答弁いたします。

区では、障害のある方をはじめ、誰もが自らの意思に基づいて地域で暮らし続けられるよう、本人の意思決定を尊重することが、権利擁護施策の基本であると認識しております。また、成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利や財産を法的に守るための仕組みの一つであると考えております。

成年後見制度については、令和四年九月に、意思決定支援の重要性を踏まえた国連勧告がなされるなど、制度見直しの機運が高まる中、本年六月に成立した改正民法においても、本人の意思を尊重しながら必要な範囲で支援を行う方向で見直しが進められております。区といたしましては、こうした国の動向を注視し、制度改正の趣旨や内容を適切に踏まえてまいります。

また、区では、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（後期計画）の見直しに着手しております。本計画には、成年後見制度利用促進基本計画も包含しており、改正民法の内容等も踏まえながら、障害施策や高齢施策を所管する関係部署とも連携し、適切に反映できるよう検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○杉中障害福祉部長　私からは、二点御答弁いたします。

まず、障害者（児）実態調査における成年後見制度の設問についてです。

区では、せたがやインクルージョンプラン策定における基礎資料とするため、障害者児の生活や心身の状況、その置かれている環境等を把握することを目的とした実態調査を毎回実施しています。成年後見制度に関する設問は、平成二十六年度実施分の実態調査から始めており、これは同年の厚生労働省から示された実態調査の設問項目のひな形に、成年後見制度に関するものがあり、区としても、それを参考にしたものです。次回の実態調査

に向けては、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正内容を踏まえ、設問の在り方について検討してまいります。

なお、調査結果については、成年後見制度の関連所管とも情報共有をしているところです。

障害者の権利擁護の在り方として、成年後見制度の利用を前提とするのではなく、当事者の選択を支えることを基本的な考え方として、障害者の日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活ができるよう、その意思決定支援についてしっかりと取り組んでまいります。

次に、本人にとって必要な支援を必要な範囲で提供する仕組みの構築についてです。

パーソナルアシスタンスは、障害者の自立生活を支えるため、障害者自身がヘルパーを直接雇用するなど、その主体性を尊重した仕組みであり、意思決定支援は、障害者の日常生活等において、意思、意向や価値観に基づき、その意思が反映された生活を送ることができるよう、本人が意思決定できる状態を可能な限り伝えることと認識しております。

一方で、成年後見制度は、判断能力が十分でなくなり、自分一人では契約や財産管理が困難となった方でも、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

区は現在、条例改正を進める中で、障害者の意思決定支援に関して、条文化を予定しており、今後、障害福祉サービス事業者の意思決定支援力の向上を区が支援するなど、障害者の意思が最大限尊重される仕組みの構築に努めてまいります。

以上です。

○**加賀谷危機管理部長**　災害時における人権保障につきまして、二点御答弁いたします。

在宅避難の方への支援の体制構築について初めに御答弁いたします。

区では、在宅避難を安心して継続できるよう、日頃から水、食料、トイレ等の備蓄をはじめとしまして、各家庭での備えについて啓発を行っているところでございます。在宅避難者への支援につきまして、自ら必要な物資や支援を受け取ることができる方は自助を基本としつつ、必要に応じまして共助、公助につながることを想定としております。

一方、乳幼児や子ども、障害のある方や医療的ケアが必要な方などの中には、災害時に避難所に出向くこと自体が困難な方、さらには、災害による環境の変化により新たな支援が必要となる方もいるものと考えております。こうした配慮の必要な方につきまして、行政による支援をはじめとして、事業者、地域、ボランティアやＮＰＯ等の活動も期待されます。物資の確保のほか、医療や福祉サービス、見守りなど、それぞれの専門分野を生か

しました連携を進め、確実に支援が届くよう区として仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、災害時における性暴力、ＤＶ、情報格差、孤立などの問題についての未然防止の環境整備、それから相談支援につながる仕組み、各種計画への当事者の声の反映などについてお答えいたします。

震災後にまとめられました報告書では、災害時には生活環境の変化や地域とのつながりの希薄化などにより、平時からある性暴力やＤＶ等の被害、孤立といった人権に関する問題が顕在化し、拡大され、より深刻化することが指摘をされてございます。

区としましては、避難生活におけるプライバシーや安全の確保、相談につなげるための環境、情報提供、見守りなど、安心して避難生活を送るための環境整備や相談支援の体制整備を進めていく責任があると考えております。現在、災害対策に関連する計画等の策定におきまして、女性をはじめ多様な立場への配慮の視点を持った方に参画をいただきながら検討を進めてございます。

今後も引き続き、関係所管や地域、各種機関とも連携し、また、これまでの震災の教訓も踏まえ、様々な立場の方のニーズを把握する機会を設けまして、災害対策における各種計画策定及び在宅避難の支援等に活用してまいります。

以上でございます。

○二十六番　桜井純子議員　今回取り上げましたテーマは三つありましたけれども、それぞれがばらばらであるということではなくて、一人一人が尊厳を守られて暮らしていく地域社会をつくるために、本当に重要なことだと私は思っています。質問の中でも取り上げましたが、私たちのことを私たち抜きで決めないでというその言葉、そして、その背景にある様々な課題ということ、そして、共に学び、共に育つインクルーシブ教育ということが人権教育として存在をしているということ、そして、これらが実現をするということが、非常時に本当に一人一人が守られるような社会であったなと実感できることにつながると思っています。

決算特別委員会を通しても、世田谷区の人権政策が進んでいくように質問させていただきますが、世田谷区、以前よりもどんどん進んでいると思っています。これからも質問をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○石川ナオミ議長　以上で桜井純子議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

ら被害生徒を守ることはできません。

本件で被害生徒の安全を守り、被害の回復と再発防止を図るためには、出席停止を含む安全確保措置を実際に機能させることが重要だったのではないでしょうか。

そこで伺います。出席停止の検討に、教職員による現認を必要とするのか。また、学校教育法のほかの児童の教育に妨げがあるとの要件は、多くの生徒ではなく、被害生徒一人が金銭被害や恐怖により不登校となった場合にも該当し得ると考えますが、教育委員会はどのように判断するのか、見解を伺います。

最後に、新たないじめ防止条例について伺います。条例素案は、第三条第二項で被害を受けた子どもの安全安心と尊厳の回復を最優先としていますが、安全な学習環境を守るための学校教育法第三十五条の出席停止には一切触れておりません。出席停止は処罰ではなく、ほかの生徒の教育を受ける権利と安全な学習環境を守るための措置です。

条例案は加害側の背景や人権、孤立させない配慮を丁寧に規定する一方、被害側を守る具体的な措置や基準を示していないだけでなく、出席停止の文字が削除されております。加害側からの反発を理由に出席停止の判断をためらい、被害生徒が不登校となる事態はあってはならないと考えます。生徒を守る最後のとりでとして、教育委員会は生徒の人生を真摯に考えて判断、対処していただきたく思います。

今回のいじめ事案から、区は何を教訓とし、被害児童を守るために、条例案のどの条例に反映したのか、また、学校教育法に定められた出席停止を条例案に明記しなかった理由は何か、また、いじめ抑止のためにも明記する考えはないのか、区の見解を伺います。

次に、文部科学省が示した別居親の学校・園行事への参加に関する運用について伺います。

前回定例会で、別居親の学校・園行事への参加について質問した際、区からは関係法令を踏まえ保護者間の共通認識の確認や関係機関との連携を図りながら、個別に適切に対応するとの答弁をいただきました。その後、文部科学省は別居親の学校・園行事参加等に関する対応マニュアルの例を示し、別居親である親権者の参加は原則認め、子どもや同居親の安全が脅かされる具体的事情がある場合に限り、例外として制限を検討する考え方が示されました。

個別対応とは、参加を原則とした上で、安全上の具体的な事情がある場合に例外として制限を検討する対応であると考えます。

そこで伺います。区はこの考え方に基づき、参加を原則とし、例外的に制限する場合の

判断基準を明確にした共通マニュアルを整備し、学校、園へ周知すべきと考えます。また、区のホームページで区民へ周知すべきと考えますが、併せて見解を伺います。

次に、法改正の前の単独親権制度下で離婚し、現在親権を有しない別居親の学校・園行事への参加について伺います。文部科学省のマニュアル例は、別居親である親権者を対象としております。一方、改正前に離婚し、調停や審判等を通じて親子交流の取決めをしているものの、親権を有しない別居親が参加を希望する場合もあります。親権の有無だけを理由に一律に制限するのではなく、子どもの最善の利益と安全を踏まえ、原則として参加を認める運用とすべきと考えます。離婚後も、子どもにとって父母は父母であることに変わりはありません。

そこで伺います。親権を有しない別居親から学校・園行事への参加希望があった場合、区はどのような考え方で対応するのか、見解を伺います。

次に、前回の予算特別委員会で二十歳のつどいで国歌を斉唱しない理由について伺いました。その際に、教育部門からは、入学式や卒業式で国歌を斉唱することには、新しい生活への動機づけや学校、社会、国などへの所属感を深める意義があるとの答弁がありました。

一方、生活文化政策部からは、二十歳のつどいは、二十歳の節目を祝い、大人としての自覚を促し、期待を伝えることを目的としているため国歌斉唱は行っていないとの答弁がありました。しかし、この目的は、国歌を斉唱する理由にも、斉唱しない理由にもなり得ます。さらに伺ったところ、最終的には、二十歳のつどいで国歌斉唱を行う法的根拠もないとの答弁がありました。法的義務、根拠がないことと、実施しない理由は別問題です。行政は、法的根拠がないことは一切行っていないのでしょうか。

ここで伺います。前回答弁は、現在も国歌斉唱を行わない理由として妥当と認識しているのか、妥当でないなら、その論理的な理由をどのように整理しているのか、区の見解を伺います。

次に、二十歳のつどいの責任主体について伺います。前回の答弁では、式典の内容について実行委員会が検討しているというふうにありました。しかし、実行委員会が自主的に開催する民間イベントではなく、区が公費で開催し、区長が式辞を述べている公的な式典です。仮に実行委員会が区長の挨拶も議長の祝辞もなくし、式典ではなく大宴会やダンスパーティーにしたいと提案した場合、区はそのまま受け入れるのでしょうか。

毎年、実行委員が入れ替わっても、式典の基本構成が大きく変わらないのは、果たして

偶然なのでしょうか。一定の骨格を区が維持しているのであれば、全てを実行委員が検討しているというふうに決めているとは言えません。

ここで伺います。実行委員会が決定できる範囲と、区が主催者として決定承認する範囲は、それぞれどこまでか。また、二十歳のつどいの最終責任者は誰か、見解を伺います。

さらに、二十三区の状況を見ると、少なくとも十区で二十歳のつどいにおける国歌斉唱が行われております。さらには、教育委員会が所管する自治体は全て君が代を斉唱しております。国歌斉唱は特殊な取組ではありません。法的義務の有無ではなく、主催者である自治体が二十歳の門出をどのように公的式典として位置づけるかという判断の問題ではないでしょうか。参加と協働を掲げる保坂区政にとって、社会の一員として新たな一歩を踏み出す節目に、みんなで国歌を歌うことには十分な意義があると考えます。

ここで伺います。他自治体の事例も踏まえ、実行委員会に任せず、主催者として区が責任を持って国歌斉唱を式典に位置づけることを改めて検討するべきではないでしょうか、区の見解を伺います。

これで壇上からの質問を終わります。（拍手）

○山田学校教育部長　私からは、いじめ重大事態及び共同親権制度の合わせて五点につきまして、順次御答弁いたします。

まず、いじめ重大事態を学校が認知した場合の具体的な対応基準です。

議員御指摘のようないじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす重大な事案であり、被害児童生徒のケアと安全確保を最優先に対応すべきものと認識しております。学校がこうした事案を認知した場合には、速やかに事実確認を行うとともに、被害児童生徒の安全確保を最優先に、事案の状況に応じて見守りの強化や接触機会への配慮、学習環境の調整など必要な対応を組織的に行うこととしております。また、保護者への説明や情報共有を行うとともに、教育委員会に報告し、必要に応じて心理士や弁護士等で構成する教育支援チームによる助言支援を行っております。

こうした対応を踏まえ、金銭要求や金銭被害など法令違反を疑われる場合には、警察をはじめとする関係機関と連携しながら、被害児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境の確保と、事案の解決に向け対応することを基本としております。

次に、出席停止は何を基準に判断、運用するのかについてです。

出席停止は学校教育法に基づく措置であり、加害児童生徒への懲罰ではなく、被害児童生徒をはじめ、他の児童生徒の安全と学習環境を守るための制度です。区では、令和五年

度に制度を適切に運用するための仕組みを整備しております。出席停止の決定検討に当たりましては、教職員による現認は要件としておらず、児童生徒や保護者からの申告、関係者への聞き取りなどにより、事実関係を総合的に確認した上で判断すべきものと認識しております。

また、他の児童の教育に妨げがあるという要件につきましては、個々の事案ごとに判断する必要がございます。被害児童生徒が恐怖や不安により安心して通学できない状況が生じている場合についても、重要な判断要素になり得るものと考えておりますが、教育を受ける権利を強制的に奪うことになるため、慎重な判断が必要です。

今後も被害児童生徒のケアと安全確保を最優先に、事案の状況や再発のおそれ等を踏まえながら、制度の活用について適切に判断してまいります。

次に、区は何を教訓とし、条例案のどの条文にいじめ防止の関係を反映したのか、また、出席停止を条例に明記する考えはあるのかについてです。

教育委員会といたしましては、これまでのいじめ案件への対応等を踏まえ、被害児童生徒のケアと安全安心の確保を最優先に、安心して通学し、学び続けることができる環境を確保することが重要であると認識しております。そのため、条例素案では、子どもの最善の利益を基本理念とし、被害を受けた子どもの安全安心と尊厳の回復を最優先とする考え方を盛り込んでおります。

一方、出席停止は学校教育法に基づく措置であり、児童生徒の教育を受ける権利にも関わることから、令和五年度に整備した運用の仕組みに基づき、慎重に判断すべきものと考えております。今後、被害児童生徒の安全確保を最優先とする観点から、出席停止を含む安全確保措置や、加害児童生徒への指導、支援の在り方について、条例や基本方針への反映を含め検討してまいります。

四点目は、共同親権制度で、別居親の学校・園行事への原則参加、例外制限の運用についてです。

文部科学省の民法等の一部を改正する法律、令和六年の施行後の対応についてには、基本的な考え方として、別居親の学校・園行事等の参加は原則として認めると示されております。現在、教育委員会では運用フローの原案を作成し、関係各所で調整しております。その中では、例外制限の運用判断基準例を明記する予定です。

今後も、他自治体の取組を注視し、学校現場において円滑に対応できるよう、校長会と確認しながら、運用フローを整備いたします。また、区の運用フローや相談先についての

区のホームページ掲載内容につきましては、他自治体の例を参考にしながら検討してまいります。

最後に、親権を有しない別居親の行事参加についてです。

別居している父母の園・学校行事への参加につきましては、裁判所による接近禁止命令や仮処分命令を考慮することが必要なこともあることから、同居親への確認が重要であると考えております。その上で、親権を有しない別居親の行事参加に関する個別の案件につきましては、子どもの最善の利益を主眼とする考え方を大切にし、学校と教育委員会、関係機関が連携し、今後整備する運用フローを参考に、状況を確認しながら判断してまいります。

以上でございます。

○中西生活文化政策部長　私からは、二十歳のつどいにおける国歌斉唱について、三点順次お答えいたします。

まず、さきの予算委員会における答弁の妥当性についてです。

さきの答弁は、国歌を斉唱しない理由を問われたことに対しまして、二十歳のつどいの内容には特に法的な定めはないため、式典の目的に沿った取組を適宜判断して盛り込んでいるという趣旨で一連の御答弁をしたものでございます。答弁については妥当であったと考えております。

次に、実行委員会が決定できる範囲、また、区が主体として決定承認する範囲、また、最終的な責任者についてと国歌斉唱を式典に位置づけることの改めての検討につきまして、併せて御答弁申し上げます。

二十歳のつどいを含む成人を祝う通過儀礼につきましては、おおよそ三つの目的があると考えております。第一に、成人したという内的な区切りをつけること、第二に共同体の側から、君たちも大人の一員であると承認すること、第三に、大人としての権利とともに責任を果たすことが期待されると伝えること、この三点です。

このうち、第二、第三の目的を果たすため、世田谷区が主催して実施し、区長、議長が挨拶することで共同体からの承認を示し、また、区長や議長の訓話により、大人の責任に対する期待を伝えることとしております。したがって、式典を厳かに執り行うということも含めまして、国旗や区旗の掲揚、区長と議長の挨拶及び来賓の招待は区が決定しています。

一方で、第一の目的である内的な区切りにつきましては、大人とは主体的に行動し、責

任を果たすものであるという自覚を持つことであり、まさに実行委員により主体的に企画運営されることが肝要と考えております。そこで、実行委員会による運営を基本としておりますが、来場者の安全確保や公費執行の妥当性を確保する責任は区にあると考えております。

式典は一時間と非常に限られた時間の中で、実行委員が工夫し、区長と議長の挨拶、著名人によるビデオレターでのメッセージ、世田谷区民吹奏楽団による演奏やチアリーディングによる応援、実行委員の挨拶といった内容で構成されています。国歌の斉唱は行っておりませんが、区としては、現在の構成で十分に式典の目的を果たしていると考えてございます。

以上です。

○三十番　岡川大記議員　答弁、ありがとうございました。再質問三点させていただきます。

いじめ問題について、まず二点。

第一に、出席停止は被害児童生徒をはじめ、ほかの児童生徒の安全と学習環境を守る制度であり、被害児童生徒の安全確保を最優先と答弁されました。一方で、本件のように被害生徒が不登校となれば、被害生徒自身の教育を受ける権利は事実上失われております。被害側の安全教育を受ける権利と加害側の権利が両立しない場合、教育委員会はどちらを最優先に判断するのか、見解を伺います。

第二に、令和五年度に出席停止制度を適切に運用する仕組みを整備したとのことですが、整備後のいじめ重大事態の件数、実際に出席停止を命じた件数はそれぞれ何件でしょうか。本件のような事案でも制度が機能しないのであれば、その仕組みに実効性があるとは言えないのではないでしょうか。見解を伺います。

続いて、君が代について一点再質問いたします。

区から国歌斉唱を直接提案することで、実行委員会の自主性に影響を与える懸念があるということであれば、二十三区の式次第などの情報を提示し、選択肢の一つとして国歌斉唱も検討してもらうことはできないでしょうか、区の見解を伺います。

○山田学校教育部長　再質問にお答えいたします。

まず一点目、被害者側の安全教育を受ける権利と加害者側の権利が両立しない場合、どちらを優先するのかについてです。教育を受ける権利というものは、加害・被害児童生徒ともに持っておりますので、どちらを優先するということではございません。

加害児童生徒の教育を受ける権利との間で対応を判断する必要が生じた場合につきましては、まずは被害児童生徒の安全安心の確保、こちらを優先すべきであると考えてございます。結果として、被害児童生徒が学校に通えない状況にあるということについては重く受け止めるべき課題であると認識してございます。

二点目の重大事態等の件数の話でございますが、結果報告をしている重大事態件数につきましては四件、あと実際に出席停止を命じた件数につきましてはゼロ件でございます。

以上でございます。

○中西生活文化政策部長　再質問にお答えいたします。

二十歳のつどいの式典構成は、区が定める部分以外は実行委員会によって決定されるものです。国歌斉唱の提案が実行委員会の総意で決定されたものであれば、尊重すべきものであると考えています。

式典内容の検討に当たりましては、他の自治体の取組も参考にすることは有用であることから、二十三区の式典や同様の趣旨の通過儀礼など、参考資料を実行委員会に提示していきます。

以上でございます。

○三十番　岡川大記議員　いじめ重大事態の条例案に組み込むなど、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

国歌についても、ありがとうございます。

以上です。

○石川ナオミ議長　以上で岡川大記議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時十九分休憩

――――――――――――――――――――

午後一時十分開議

○石川ナオミ議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

二十二番くろだあいこ議員。

〔二十二番くろだあいこ議員登壇〕（拍手）

○二十二番　くろだあいこ議員　国は、攻めの予防医療推進を掲げ、自治体や地域等と連携しながら、健康寿命延伸に向けた取組を進めようとしています。病気にならないための

健康づくり、いわゆる一次予防を考える上で、私は社会的なつながりに着目しています。社会的なつながりが心と体の健康に関係するという科学的根拠が示されているためです。

例えば食事について、発酵食品を食べると腸内細菌が整い免疫力が高まるというように、様々な食べ物の健康効果がうたわれていることは皆様御存じのとおりですが、実はみんなで食べると、鬱病のリスクが減る、特に男性でリスクは半分以下になるといった研究結果があります。町内会や趣味の会などに参加すると、認知症になるリスクは四分の三に低下、役員を引き受けると約半分にまで低下という研究もあります。

世界初の孤独担当大臣を設置したイギリスでは、医療機関を起点に、患者を地域の活動や居場所、趣味、交流の場などにつなぐ社会的処方の取組が進められています。世田谷区も昨年、イギリスへ職員を派遣し、調査研究活動を行う中で、孤独孤立を防ぐ社会的処方についても学んだと聞きました。私は、イギリスが実践している社会的処方の中で、地域の活動や居場所へ人をつなぐという点が、世田谷区がこれまで実践してきている地域包括ケアの仕組みと近しいのではと考えています。

また、児童館で始まった子どもの居場所フローターは、児童館職員が子どもと子どもの居場所、また居場所と居場所をつなぐ取組です。民間同士のつなぎや学校や子ども家庭支援センターなどの官と民をつなぐだけではなく、社会福祉協議会との連携が深まり、多世代間の交流が進み、四者連携充実にも寄与していると伺いました。子どもたちと向き合い、同行支援なども行い、つながりを紡いでいく子どもの居場所フローターの活動は、イギリスの専門職リンクワーカーの働きと重なるようにも思います。

そこで伺います。区は、社会的処方に関して調査研究を行った上で、この取組をどのように捉えているのでしょうか。今後、区の施策に生かしていく考えはあるのでしょうか。さらに、地域包括ケアや子どもの居場所フローターなど、区がこれまで行ってきた人と地域をつなぐ既存の仕組みの知見を生かし発展させることで、区民一人一人が地域とつながり、心も体も健康に暮らせる社会を実現していくべきと考えますが、区の考えを伺います。

また、つながりが心と体の健康を支えている実例の一つが、ラジオ体操です。先日、喜多見公園でのラジオ体操に参加してまいりました。ラジオ体操自体の効果効能はもちろんのこと、みんなで運動すると要介護状態になるリスクが減るという研究結果もあるとおり、集まった方々と会話をすることで、心も元気になるつながりの効果を、皆様の笑顔を見て実感しました。

区は、スポーツ推進計画の中で、ラジオ体操の場の提供を掲げています。再来年にはラジオ体操が始まって百周年を迎えるという節目でもあります。この機会を捉え、地域の団体や各総合支所、スポーツ振興財団やラジオ体操連盟さんなど、様々な主体と連携し、運動と交流と地域参加が掛け合わさったラジオ体操のような健康づくりの取組を、区としてさらに推進してはいかがでしょうか。

続いて、子育て家庭が孤立せず、必要なときに必要な支援につながることのできる世田谷区を目指して質問します。

まず、今年四月から無償化された理由を問わない一時預かりについて伺います。私自身が昨年、保育園に子どもを預ける場合は利用料が無料、しかし、待機児童となって一時保育や一時預かりを利用する場合はお金がかかるといった東京都の第一子保育料無償化が始まって以降の課題を議会にて取り上げ、一時預かり、一時保育の無償化を求めてきましたので、無償化実施については評価をしています。

ただ、これにより、ほっとステイの予約が劇的に難しくなるという新たな課題も生まれました。予約を開始すると即枠が埋まる、同じ方が何枠も予約を確保、または複数の施設で大量の枠を押さえるといった状況が続いているそうです。情報を集めることが上手な方、予約にたけた方、予約のためにリソースを割ける方ばかりが恩恵を受け、そこまでの余裕がない方は使えない仕組みとなっています。

この状況を受け、施設側で独自ルールを設け、同じ方の予約回数を制限して、可能な限り多くの方が一時預かりを利用できるよう工夫するといったケースもあるようです。施設側での工夫だけでなく、区としても対策を行い、ケアが必要な方に適時適切に行き届くよう改善が必要だと考えますが、区の見解を伺います。

次に、子育て利用券について伺います。子育て利用券はネウボラ面接の際に配布され、妊産婦と地域の子育て支援関連団体や事業者をつなぐことを目的とした事業です。令和五年にも、私は子育て利用券が使いづらいと質問し、区民にとってより活用しやすい子育て利用券となるよう取り組むと区の御答弁もありましたが、令和八年の今も、使うのを忘れていた、サービス検索サイトが使いづらくて探す気が起きない、使える場所を探すのが面倒だから全額タクシーに使ったといった御意見もいただいております。

一方で、子育て利用券が使える事業者さんからお話を伺う機会もありましたが、御自身の育児経験から、お母さんを笑顔にしたい、地域で孤立を防ぐ温かい社会をつくりたいという決意を持って運営をされており、利用者の皆様から好評を得ていました。こういった

事業者と妊産婦がつながりづらいという点は大きな課題だと考えます。子育て利用券が妊産婦と地域資源をつなぐために、区は何ができるのか見解を伺います。

次に、いじめの予防、解消に向けて伺います。

現在、（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例の制定に向けた検討が進められています。学校、教育委員会、区長部局が一体となり取りまとめた条例素案では、予兆への気づき、早期発見、早期対応、複雑事案への対応、また、学校だけで抱え込まず、専門職や関係機関と連携することなどが示されています。

一方で、いじめが長期化、複雑化する中で、学校や教育委員会との信頼関係が損なわれるケースがあります。また、対応する先生や学校による差が生じないよう、全ての子どもに同じ水準の対応を担保できる仕組みも必要です。

そこで伺います。今回の区長部局も関わっての条例制定を契機として、学校外の第三者や専門職が早期から関与し、いじめの発見、介入、解消、検証までを一貫して支える実効性のあるいじめ対策の仕組みを構築するとことができるのでしょうか。特に既存の子どもの権利擁護機関であるせたホッとなど、学校、教育委員会とは別の立場の機関を、いじめの早期発見、早期対応に位置づけていくことができるのか、区の考えを伺います。

最後に、区民の利便性を高めるＤＸについて伺います。

私は、行政ＤＸの目的は、単に手続をオンライン化することだけでなく、区民一人一人の状況に応じて必要な情報や支援が必要なタイミングで届く仕組みをつくることにあると思います。区はこれまでも、区公式ＬＩＮＥのセグメント配信など、対象者に必要な情報を届けるプッシュ型の情報発信に取り組んできました。せたがやＰａｙにおいては、区民認証の取組を進めています。また、東京都から東京アプリが展開され、現時点で便利な機能はまだありませんが、今後、本人認証や行政サービスとの連携が進むことが想定されています。

そこで伺います。区民自ら制度を探しに行くのではなく、区民が必要とする情報や支援を必要な人に必要なタイミングで届ける仕組みを構築すべきと考えます。区公式ＬＩＮＥ、せたがやＰａｙなど、今ある区民との接点、東京アプリのようなデジタル基盤の進展を踏まえ、区はどのようなビジョンを描いているのでしょうか。今後の展望について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○山戸保健福祉政策部長　私からは、つながりが支える心と体の健康について二点御答弁いたします。

最初に、社会的処方についてです。

社会的処方とは、イギリスにおいて、医療処置だけでは十分解決できないフレイル、社会的孤立、鬱病等の問題に対して、社会の資源を活用して支援する国の社会保障制度として確立されているものです。区では、本年一月、職員による海外派遣研修を実施し、イギリスの在宅医療や医療介護連携体制とともに、社会的処方を学んでまいりました。

孤独や孤立感を減らし、交流の機会を広げることは、心身の健康の向上に対して有効であると捉えており、そのため、多様化、複雑化している区民の抱える困り事を適切な支援や地域資源につなげることがより重要になっていることから、海外派遣研修も踏まえた本年五月に庁内横断のＰＴ立ち上げ、孤独孤立を生まないための社会的なつながりの在り方について検討しております。

次に、人と地域をつなぐ仕組みについてです。

区には、地域包括ケアの地区展開での四者連携等による取組の中で、それぞれの分野において多様なつなぎ役が配置され、おのおのの高い専門性による役割を担っております。一方、複雑・複合化した地域課題への対応に向けては、分野や世代を超えた連携に加え、それぞれの役割や支援内容への理解を深めることが必要であり、相互に連携できる仕組みづくりを進めることによって、多様な区民が地域とつながる一助になると考えます。

区民一人一人が地域とつながる仕組みをさらに発展できるよう、現在検討に着手している保健・医療・福祉分野の基本的な方向性を示す地域保健医療福祉総合計画（後期計画）において、議員御紹介の子どもの居場所フローターのような既存の取組で積み上げた知見を生かした施策を示してまいります。

以上です。

○渡邉スポーツ推進部長　私からは、ラジオ体操の取組について御答弁申し上げます。

ラジオ体操につきましては、スポーツ振興財団におきまして、テレビにも出演している指導者から直接指導が受けられる「集まれ！みんなでラジオ体操」や、ラジオ体操が行われていない地域での新規開拓を目指す春秋から始めるラジオ体操事業を実施しているほか、開催場所や時間を記載したラジオ体操マップを作成し、まちづくりセンターや図書館など区民利用施設で配布してございます。

こうした取組により、昨年度、財団で実施した地域連携事業のラジオ体操には延べにし

て約五万一千人の方が参加され、それ以外にも町会・自治会で公園等で開催している事例も承知しており、参加者は非常に多いものと認識してございます。

ラジオ体操は誰もが知っていて気軽にできる運動であり、健康増進や地域の交流促進といった効果もあることから、各総合支所やまちづくりセンターへの働きかけも行うとともに、今後、百周年の節目を迎えるとのお話もございましたが、こうした経験を生かしながら、引き続きスポーツ振興財団と連携して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松本子ども・若者部長　私からは、二点御答弁いたします。

初めに、一時預かりを利用しやすくする工夫についてです。

理由を問わない一時預かりであるほっとステイについて、利用料無償化に伴う利用ニーズの高まり等から予約の取りにくい状況が生じており、必要とする方が必要なときに利用できる環境の確保が課題であると認識しております。このため、区では、今年度二か所、来年度一か所の新たな整備を行うことで受入れ枠の拡充を進めることとし、定員や受入れ日数の増加に取り組んでいくところでございます。

一方で、定員拡大のみならず、真に預かりを必要とする方に支援を提供できるよう、運営面の工夫を重視し、キャンセル発生時の速やかな枠の再活用や緊急性、必要性の高い利用者への対応方法、利用申込みの平準化に向けた周知など、限られた資源を効果的に活用するための検討を進めているところです。

今後も、利用者や関係機関からの意見を丁寧に伺いながら、予約方法や利用調整の在り方など継続的に見直すとともに、必要に応じて代替資源の案内を行うなど、必要とする方が安心して利用できる環境の整備に努めてまいります。

次に、学校外の第三者や専門職が早期から関与した実効性のあるいじめ対策の仕組みについてです。

区ではかねてより、せたホッとが学校や教育委員会以外の第三者機関として被害を受けた子どものみならず、いじめに関係する子どもたちからも相談を受けるなど、救済を求める全ての子どもを支援しております。せたホッとでは、子どもの意向を酌むことを最優先にしており、その迅速さも含めて、可能な限り子どもの望む形で対応しております。昨年度も区内の学校と三百回を超す連携をするなど、いじめの問題に限らず、日頃から学校や教育委員会と密に関わって活動しているところです。

現在検討中の条例は学校、教育委員会、区長部局が一体となり、家庭、地域、関係機関

と連携して、いじめ防止を推進することを目指しております。関係機関には、警察や児童相談所も含めているほか、教育委員会でも心理職等を活用した体制整備を図るなど、実効性、専門性のある仕組みの構築を進めております。引き続き教育委員会と連携協議をしながら、効果的な条例づくりを進めてまいります。

以上です。

○向山世田谷保健所長　私からは、せたがや子育て利用券についてのお尋ねにお答え申し上げます。

せたがや子育て利用券は、妊娠期から地域におけるつながりを創出して、安心して子育てができることを目的に実施しています。タクシーサービスについては、コロナ禍であった令和二年より、地域の人や場所につながるための移動手段として利用可能とし、多くの方に御利用いただいています。タクシーサービスは、妊娠期や乳児を連れた外出時の負担軽減に寄与していると受け止めておりますが、その利用率は金額ベースで全体の三分の一を占めており、つながりの創出や支援の継続性の観点から、地域資源の利用促進が必要と考えております。

議員御指摘のとおり、現行の検索サイトは、どのようなサービスが地域で受けられるのか分かりづらいという課題があることから、今後、当事者視点でのサービス分類の見直しと検索サイトの改修を行うなど改善に取り組んで、妊婦や子育て家庭が孤立することなく地域で安心して出産、子育てができるための事業展開に努めてまいります。

私からは以上です。

○相馬ＤＸ推進担当部長　私からは、区民の利便性を高めるＤＸについて、必要とする支援や情報を必要なタイミングで届ける仕組みについて御答弁いたします。

都は、デジタルの力で、都民がスマホ一つで行政とつながり、より便利になったと実感できるようにすることを目的として、令和七年二月より東京アプリの運用を開始しており、ダウンロード数は約六百四十万、マイナンバーカードによる本人認証実施者数は約五百十万人に上るなど、急速な勢いで普及が進んでおります。当アプリにおいては、令和八年三月より、区市町村の電子申請サイトや公式ＬＩＮＥ等へのアクセスが可能となっているものの、現時点では、区市町村が独自に情報配信を行える機能は提供されていない状況です。

区はこれまで、区公式ＬＩＮＥにおけるごみ収集日通知や公園プール予約、保育入園説明会予約などの便利機能の提供、行政手続のオンライン申請の拡大に取り組むとともに、

ＬＩＮＥのセグメント配信等により、対象となる方へ必要な情報を的確にお届けするプッシュ型通知の情報発信に取り組んでまいりました。

今後、区公式ＬＩＮＥによるプッシュ型情報発信に加え、都が示す東京アプリの将来像に沿って、認証連携や区市町村が独自に情報配信を行える機能が実装された後には、同アプリも効果的に活用し、より利便性の高い情報発信に努めてまいります。

私からは以上です。

○二十二番　くろだあいこ議員　一点再質問します。

東京アプリのダウンロード数は約六百四十万、マイナカード連携済みは約五百十万と答弁にありました。世田谷区民の人数は未公表ですが、人口比で推計するとおよそ四十五万人がダウンロード済みで、三十六万人がマイナカード連携済みなのではないかなと思われます。区公式ＬＩＮＥは友達登録者数が十一万人、そのうち三・八万人が情報配信登録を行っています。また、せたがやＰａｙは昨年五十万ダウンロードを突破して、約九万人が月間アクティブユーザーとのことです。

この数字を見て、東京アプリが今後せたＰａｙを超えて広まる可能性も十分あるかなと思っておりますが、区民との大きな接点であるせたがやＰａｙは、区の描くＤＸのビジョンの中でどんな役割を担うのか、どういったデジタルツールとして位置づけていくのか伺います。

○相馬ＤＸ推進担当部長　再質問、せたがやＰａｙのデジタルツールとしての位置づけについて御答弁いたします。

区は、地域経済発展ビジョンにおいて、せたがやＰａｙを地域経済循環を支える中小個店デジタルプラットフォームとして位置づけており、世田谷区商店街振興組合連合会が運営し、区がその運営を支援しております。

近年は、地域コミュニティーの担い手づくり支援事業、いわゆる地域コミュニティーポイントや、環境施策などで、分野横断的に区民の行動変容を促す行政施策のインセンティブ基盤として活用するとともに、区民会館や美術館など、利用場面の拡大を進めております。

今後も、地域決済、地域振興アプリとしての役割を基本としながら、区公式ＬＩＮＥや東京アプリ等との適切な役割分担を図るとともに、地域経済の活性化に加え、ウエルビーイングの向上など、非経済的価値の創出拡充にもつなげてまいります。

以上です。

○二十二番　くろだあいこ議員　都が力を入れて普及を進める東京アプリを行政アプリとして活用し、せたがやＰａｙは地域決済、地域振興アプリとして位置づける区の考えだと理解しました。

東京アプリの普及状況が本当に重要になってきまして、一万一千ポイントのキャンペーンをやっているうちにどこまで普及するかというのが肝になってくると思いますが、例えば本人確認が可能な東京アプリで対象区民を特定して、ポイント受け取りはせたＰａｙで行うといった連携が実現するのであれば、アプリを無理に一つにまとめずとも、区民にとって必要な支援が適時適切に届く未来を実現できるのかなと想像しました。各種デジタルツールの強みを生かしながら、都とも緊密な連携を取り、区民が便利だと実感できるＤＸを進めていただくことを要望します。

今回は、人と地域をつなぐことや、必要な支援が必要なときに必要な人に届くことをテーマに質問しました。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○石川ナオミ議長　以上でくろだあいこ議員の質問は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、二十九番青空こうじ議員。

〔二十九番青空こうじ議員登壇〕（拍手）

○二十九番　青空こうじ議員　質問通告に基づき、順次質問してまいります。

七月二十八日に発生した熊本地震により、多くの貴い命が失われ、甚大な被害がもたらされました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、東京におきましても、八月二十三日午前二時に、緊急地震速報を知らせる通知があり、その後、足立区では震度五弱を記録する大きな地震がありました。私は夜中に地震があっても起きないほうなんですが、さすがに、スマホが鳴り、大きな揺れに気づいて飛び起きました。これが熊本のような大規模な地震であったらと思うと、身の寒くなる思いでした。日頃からの災害への備えの重要性を再確認したところです。

それではまず、熊本地震から学ぶ災害対策の強化についてお聞きします。

過去の大規模災害の経験から、災害時の物資供給は避難者の生命線であることが明らかになっています。特に物資が被災地に到着した後、個々の避難者の手に渡るまでの過程が大変重要です。各避難所への迅速な配送は当然ですが、在宅難民など避難所以外でも避難生活を送る方に必要な情報が提供されずに、支援物資が届かないという課題も指摘されて

いました。

世田谷区では、昨年二月に被災地の物資の供給をより確実なものとするために、災害時物資配送計画を策定し、また、同年八月に策定された世田谷区災害対策強化プランでは、重要なテーマとして物資供給体制の強化を掲げて、物流事業者との連携を進めています。

区は、今回熊本地震によって被害が大きかった八代市や宇城市など、被災地に危機管理部や環境政策部の管理職や職員を派遣し、現地を視察されたとお聞きしました。被災された住民の声や、支援に当たる職員の方々が感じている課題などを持ち帰ってこられたと思いますが、物資供給の具体的な課題をどのように把握し、世田谷区の物資供給体制にどのように反映させていくのか、区の見解をお伺いします。

次に、物流事業者の協定内容について、発災直後の混乱時における物資配送の優先順位や配送ルートの確保、在宅避難者への配布方法など、どのように決めているのでしょうか。大学や事業者など数多くの関係者が関わるため、業務手順や役割を明確にした上で、実態に即した訓練を積み重ねる必要があると思います。

昨年、北沢地域の防災訓練とともに実施した災害時物資配送訓練では、北沢中学校において、町会・自治会、商店街振興組合など十一団体、約百二十名が、配送者及び物資の現物を確認し、物資の受取体験をされました。参加者は赤帽やヤマト運輸、自衛隊の車両が参加したとのことで、災害時対応の実際において、現実味が湧いたとの意見もありました。防災意識の向上に大きく寄与したものと考えています。

こうした訓練は、各地域においても実施したほうがよいと思いますが、今後の訓練の計画はどのように考えているのかお聞きします。

次に、女性視点を取り入れた避難所運営についてお伺いします。

阪神・淡路大震災以降、避難所における性別による役割の固定化や、乳幼児を連れた親子の避難生活の困難など、課題が浮き彫りになりました。災害対策に女性の視点が必要であることが指摘されています。

令和六年に発生した能登半島地震では、石川県珠洲市の飯田小学校の避難所で、運営スタッフの八人のうち三人が女性だったことにより、授乳室の設置、学習支援のＮＰＯと連携をした子ども部屋などが設置され、女性の視点による避難所の環境向上が実現したと聞いております。

区においては、多様性を認め合う視点を防災の取組に反映させるため、女性防災コーディネーター養成講座を実施し、女性防災リーダーを育成するとともに、女性防災リー

ダーを講師とした研修を実施し、地域への啓発を進めています。

そこで伺いますが、世田谷区の女性防災コーディネーターの養成講座の実績やその効果をどのように認識し、女性防災リーダーの育成に取り組んでいくのでしょうか。養成講座の実施回数や修了者の人数、また、女性防災コーディネーターが、実際の避難所運営においてどのように活躍されることを期待しているのか、そして、避難所運営における女性の参加状況と併せてお聞きします。

最後に、防災時のトイレ確保の衛生環境の整備についてお伺いします。断水や下水道の機能停止により、トイレが使用できなくなった場合、避難者が水分摂取を控えた結果、脱水症状やエコノミークラス症候群、感染症のリスクが高まるなど、深刻な健康被害が発生したとの事例を聞いたことがあります。

また、下水処理やし尿処理場が被災した際の被害の程度によりますが、仮復旧には二週間から約一か月程度かかるので、避難者の健康の維持や、避難所の衛生環境の整備には、発災直後からトイレの確保が非常に重要だと考えております。

世田谷区は、地域防災計画においても、災害発生当初は避難者約五十人当たり一基、その後、避難が長期化する場合においては二十人当たり一基の災害用トイレの確保に努めるとしております。また、小中学校の指定避難所や区立公園に設置されているマンホールトイレは百六十二か所あります。区内のどこで被害が出るか分からないので、誰もがトイレに行きたくなったときにすぐトイレを利用できるよう、世田谷区全域にトイレの空白エリアへの対策に万全を期す必要があります。

行政や消防、自衛隊など、救助活動が本格化して支援の手が届き始める発災から七十二時間、自分や家族の力で身を守らなければなりません。区民意識調査の結果によると、大地震の際、避難行動には七割以上の方が自宅にとどまる在宅避難と答えておりますが、一方で、携帯トイレの備蓄については、備蓄していないとの回答が全体の三割以上、特に男性の三十歳代においては五割近く上っております。

世田谷区として、在宅避難を勧める立場でもありますので、携帯トイレの備蓄についてもしっかりと周知し、啓発していただきたいと思います。区の見解を伺います。

また、区には、避難所のみならず、在宅避難にも行き渡る携帯トイレや簡易トイレを十分確保していただきたいと思います。現在の備蓄状況はどのようになっているのか、また、災害時の迅速なトイレの確保のための体制の構築についても併せてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○加賀谷危機管理部長　私からは二点、まず初めに、女性防災リーダーの育成について御答弁いたします。

女性防災リーダーの育成としましては、地域の避難所運営において役割を発揮することを目的としまして、女性防災コーディネーター養成講座を実施してございます。修了者は避難所運営委員会で実施いたしますＨＵＧ講座への派遣をすることで活躍の機会を確保いたしまして、これまでに四期で九十八名を育成してまいりました。

災害時の避難所には様々な事情やニーズを持つ方が避難してくることから、多様性を理解し、配慮した視点を持つ方が避難所運営に携わることにより、より円滑な避難所運営につながるものと考えております。避難所運営委員の男女比は約半数ずつとなってございますが、性別だけではなく、様々な立場からの視点を取り入れることが重要であると認識しております。

今後も関係各所管と連携をいたしまして、地区地域において継続的に活躍できる機会を広げ、その知識や視点を地域の避難所運営に生かしていただくことで、避難所運営における多様性尊重の意識の浸透を図ってまいります。

次に、携帯トイレの備蓄の状況、また、災害時のトイレ確保のための体制の構築についてお答えいたします。

区は、これまで在宅避難に必要な備蓄品として、携帯トイレの重要性を周知するとともに、区民が自ら考え、備蓄に取り組むためのきっかけづくりとしまして、カタログギフトの品目にも取り上げて、最も多くの区民に申し込まれたところでございますが、議員御指摘のとおり、家庭における備えがまだ十分とは言えない状況にございます。

このため、先般発行しました「区のおしらせ」九月一日号の特集の中で、携帯トイレ備蓄の重要性を周知したほか、特別あっせんによる安価な購入機会を設けており、引き続き幅広く周知啓発に取り組んでまいります。

また、避難所や在宅避難が続いた場合の区の支援物資としまして、現在全体で百四十一万枚の携帯トイレを備蓄してございます。一方、発災時は携帯トイレのほか、マンホールトイレや仮設トイレなど、それぞれの特性を踏まえました複数の組み合わせでトイレを確保する必要がございます。現在、区内の発災時に使えるトイレの調査を踏まえた災害時トイレ確保・管理計画を策定しているところです。引き続き、災対各部が平常時、発災時の両面からトイレ対策に取り組めるよう、関係所管と連携しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○永池危機管理監　私からは、物資供給体制と物資配送訓練の今後の計画についてお答えいたします。

災害時における物資供給体制の強化については、区としては、いまだ重要な課題であると認識し、引き続き、鋭意各種検討に取り組んでいるところであります。そのためには、過去の教訓のみではなく継続的な情報収集が必要であり、私自身も八月二十六、二十七日に現地に赴き、被災地の実情を直接確認してまいりました。

その中でも、特に最大震度七を記録した宇城市、氷川町及び六強を記録した八代市では、プッシュ型支援の物資が輸送拠点に運ばれるも、車両や人手不足などにより、そこから先の避難所までのラストワンマイルの輸送が滞り、配り切れない物資が輸送拠点に山積みになるなどして、支援物資の受入れの停止や被災者に届かないケースなどの課題が見られました。

今回の熊本地震の視察状況の結果や、過去に大地震を経験した自治体の災害対応記録などを参考に、区の災害対策の強化に反映させていくとともに、今後の物資配送訓練は、区職員、協定事業者などにとどまらず、区民のさらなる自助、共助をはじめとした防災意識の向上と、区全体の災害対応能力を高められるよう、各総合支所の区域をローテーションさせながら、実効性のある訓練を実施してまいります。

以上です。

○二十九番　青空こうじ議員　災害時の物資の購入ですね。たまたま私の友達がその日、参加したらしいんですね。でも、こういう訓練というのは、世田谷区全体ではやっているのかやっていないのか、もう一度お聞きします。

○永池危機管理監　再質問にお答えいたします。

世田谷区全体の訓練は昨年度が初めてであり、今年も実施する予定となっております。

以上です。

○二十九番　青空こうじ議員　やっぱりうちのほうでやったというのは、ぜひ世田谷区全体で、やっていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上で青空こうじ議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕（拍手）

○二番　おぎのけんじ議員　本年五月、石川県加賀市を視察してまいりました。人口約六万人の言わずと知れたＤＸ先進自治体であります。まず、驚いたのが、スマートパスと呼ばれる仕組みです。マイナンバーカードによる個人認証と顔認証を組み合わせ、屋内の公園施設、医療センター、避難所などを顔パスで利用できるようにしたもので、スマホを持たない高齢者でも事前登録だけで利用できる設計になっています。実証実験ではなく、既に市民の日常生活に実装されています。

さらに、加賀市は二〇二四年十一月に日本マイクロソフト社と、生成ＡＩスタートアップ支援に関する包括連携協定を締結し、市内にマイクロソフトＡＩ＆イノベーションセンターを設置しました。職員向けのＡＩツール提供にとどまらず、地域住民を対象としたＡＩ人材育成など幅広く事業展開しています。加えて、国家戦略特区、デジタル田園健康特区の指定を受け、医療情報を地域で共有する医療版情報銀行の構築にも着手しています。

これら取組は、前宮元市長が三期十二年にわたり、自らの政治的人脈を駆使し、トップダウンの判断で推し進めてきたものです。口先だけの保坂区長とは違い、自らエストニアに足を運び、最前線の現場を体感し、世界のトップ企業であるマイクロソフトを地方都市に呼び込み国の特区指定を取りつける。こうした突破力は行政組織から生まれるものではなく、トップたる首長自らが霞が関や民間企業に直接働きかける属人的な動きがあればこそです。

なお、宮元市長は昨年十月の市長選で落選しております。民意は尊重いたしますし、前市長の取組を単純にお手本として持ち上げるつもりもありません。しかし、重要なのは、マイクロソフトとの連携基盤も、特区の枠組みも、顔認証インフラも、市長が替わっても残り続けるという事実です。属人的な動きであっても、それが制度や基盤として定着すれば、その後の行政資産になる。これが個人の人脈を使って動くことの本質的な価値だと私は考えます。

世田谷区ＤＸ推進方針Ｖｅｒ・１が策定された二〇二一年以来、私が大いに期待していたのがまさにこの部分でありました。しかし、早い段階で期待は失望に変わり、専任副区長は去り、今なお不在のままとなっております。本年七月に両副区長が東京都の宮坂副知事を訪問し、清水副区長がＣＩＯ座談会に参加したと伺いました。これ自体は否定しませんが、私が求めているのは、単なる会議への出席や意見交換ではありません。加賀市をはじめとするＤＸ先進自治体と世田谷区の差は、トップ自らが動き、人脈を使い、外部の技

術や企業、国や東京都の力を具体的な施策として自治体に引っ張ってくる力になります。今後、自らが外部に働きかけ、新たな技術や連携先を世田谷区に引き込み、具体的なＤＸ施策の進展につなげていく考えがあるのか、区長並びにＣＩＯを務める清水副区長の見解を伺います。

次に、全庁的な生成ＡＩ活用基盤の整備について伺います。

生成ＡＩの進化は極めて速く、自治体における活用度合いにも大きな差が出てきています。都は、東京都ＡＩ戦略において、ガブテック東京とともに、全庁的な生成ＡＩプラットフォームを構築する方針を示しています。セキュアな環境で業務データを活用するとともに、用途に応じて複数のＬＬＭを選択できる仕組みであり、将来的には、区市町村への展開も視野に入れています。

他の自治体でも様々な形で実装が進んでいます。宮崎県都城市が民間企業と共同開発した自治体ＡＩ、ゼヴォは、ＬＧＷＡＮ環境において、チャットＧＰＴ、クロード、ジェミニなど、複数の生成ＡＩモデルを用途に応じて使い分けることができる基盤で、岐阜市、一宮市、志木市のほか、二十三区でも墨田区や品川区が導入するなど全国に活用が広がっています。

共通基盤を持つメリットは明確です。単純作業の効率化はもちろん、データ分析から政策形成、事業評価まで、行政そのものの生産性を劇的に変えることができます。また、新たなＡＩが登場するたびに、一から個別導入するのではなく、基盤上でより優れたモデルへ柔軟に切り替えていくことができます。つまり、職員がＡＩに仕事を合わせるのではなく、仕事に合わせて最適なＡＩを使い分けることができる環境になるということです。

区に確認したところ、既に東京都が提供する生成ＡＩプラットフォームを一部業務で試行しているとのことで、これは一歩前進として評価いたしますが、問題はいつ本格活用へ移るのかです。生成ＡＩの世界では数か月どころか、数週間の意思決定の遅れがそのまま行政組織の生産性、区民サービスのクオリティの大きな差となって現れます。都の基盤を使うのか、既存の民間サービスを使うのか、手段は問いません。現在の試行をいつまでに評価し、本格的な全庁活動へ進む方向性を判断するのか。また、庁内データを活用した高度な業務量まで視野に入れているのか、具体的な時間軸を含め、見解を伺います。

次に、せたがやＰａｙのポイント誤付与事案について伺います。

今定例会に提案された三次補正予算案において、本件への対応として、ポイント自動付与システム開発に二百七十五万円、区振連の監査伴走支援に約千七百五十万円を投じよう

としています。区振連とフィノバレーとの契約には、契約不適合の際、成果物を修補し、損害賠償する規定があります。今回誤付与となった約五百五十万ポイントは、フィノバレーが補塡したとのことですが、区振連は今回の事案を契約不適合として取り扱ったという理解でよろしいでしょうか。また、区はその判断をどう確認評価したのか伺います。

また、契約不適合ならば、本来その事業者が負うべき再発防止コストを、アプリの機能拡充として行政が負担する。つまり区民の税金を使うことは許されることではありません。契約上の成果物の修補とは今回のケースでいけば、何をどこまで直すことなのか明確にお答えください。その上で、今回のシステム改修を事業者負担ではなく、区が全額負担するとした根拠をお示しください。

さらに、検証委員会の最終報告前に、既に補正予算に盛り込む予算の算定を終えていたようですが、改修と外部支援の方針、金額はいつどこで決まっていたのか、最終報告のどの提言を反映し、当初案の何を変更したのか。変更がないならば、検証委員会は既定方針を追認しただけということになります。意思決定の時系列と根拠をお示しください。

また、補助率から逆算すると、監査伴走支援に係る事務経費は四か月でトータル約二千三百万円、うち成果物作成に約七百三十九万円、二百七十五万円のシステム改修を確認する作業に約三百三十一万円が見込まれています。率直に申し上げて、とんでもない金額だと思います。本件に関わる人数や工数などの積算根拠と具体的な成果物をお示しいただくとともに、支援終了後の自立した運営体制が持続可能なものとなるのか、翌年度以降の経費はかからないという認識でよろしいか、見解を伺います。

最後に、大井町線の踏切対策について伺います。

本年六月、東京都の踏切対策基本方針が平成十六年以来二十二年ぶりに改定され、大変大きな前進がありました。前回の方針では対象とされていなかった大井町線、等々力駅～上野毛駅の区間、等々力一号から三号までの三つの踏切を含む区間が、新たに鉄道立体化以外の対策の検討対象区間に位置づけられたことです。

この三つの踏切が抱える課題は深刻です。一号踏切は、等々力駅前の慢性的な交通渋滞の要因であり、将来的には等々力大橋の開通による新たな交通需要への対応も想定されます。二号踏切は、玉川小学校の通学路でありながら、一方通行かつ狭隘な道路が大型車両の抜け道として利用されるなど、児童の安全確保は大きな課題です。三号踏切も道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な状況です。これらの踏切解消は地元にとって長年の悲願です。

今回の方針では、鉄道立体化以外の対策となっていますが、方針の中では、将来まちづくりの進展や周辺環境の変化が生じた場合には、鉄道立体化を検討することもあり得る、さらに、既存の検討対象区間等と隣接する区間については、併せて検討することが望ましいとも補足されています。

長年横たわる地域課題を区として改めて認識し、かつ今回の位置づけの重みを十分に受け止め、等々力駅以西についても、既存の検討区間と一体的な連続立体交差化を視野に、具体的な検討を進めるべきと考えます。見解を伺います。

そして、事業化に向けた大きなマイルストーンが、東京都による連続立体交差事業調査の着手です。今回の方針で位置づけられた検討対象区間は都内で十五か所あり、地域の機運醸成やまちづくりの進捗が問われる以上、ある意味、自治体間のスピード勝負です。区は現在、九品仏から上野毛までのまちづくり方針の策定を進めているとのことですが、東京都による事業調査の早期開始につなげるため、庁内検討や地域との協議、東京都との調整をこれまで以上のスピード感を持って進めるべきです。区の見解を伺います。

あわせて、沿線には、鉄道によって南北方向に行き止まりとなっている道路が数多くあります。将来の鉄道立体化を単なる踏切除却に終わらせず、これらの道路を接続し、南北の道路ネットワークを再構築する機会とすべきです。鉄道立体化と道路整備を一体的に捉え、今から具体的な検討を進めるべきと考えます。区の見解を伺い、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○相馬ＤＸ推進担当部長　私からは、四点御答弁いたします。

まず、ＤＸ推進におけるトップマネジメントについて、区長、ＣＩＯ自らが外部に働きかけ、民間企業や国、東京都等との連携についてです。

ＤＸのさらなる推進に向け、区長及び松村前副区長は、都のＤＸ推進を所管する宮坂副知事とも連携してきており、本年七月には両副区長が宮坂副知事を訪問し、今後の連携推進等について意見交換を行いました。また、清水副区長は、ＣＩＯ座談会や都主催のデジタル人材育成ワーキンググループに参画するなど、関係機関との連携強化に努めております。

これまで東京都との連携により、高齢者のスマホ購入支援やせたがやＰａｙと東京アプリの操作支援窓口開設などが実現しており、東京アプリとせたがやＰａｙアプリのポイント連携についても、早期実現に向けて働きかけております。こうした行政間の連携強化に加え、今後も官民の垣根を越えた多様な主体との連携を進め、具体的な施策につなげてま

いります。

次に、行政間の会議や意見交換にとどまらず、トップ自らが突破口を開く役割についてでございます。

前ＣＩＯである松村前副区長は、行政デジタル改革共創会議をはじめ、外部の人々とのイベントの参加を通して、他自治体や事業者等との連携交流を深めてきました。こうした働きかけによって培われた連携の成果は、都のＤＸ推進の礎の一つとなっております。

今後も、区政課題の解決や区民サービスのさらなる向上を図るため、東京アプリを活用した区市町村向けの情報発信機能の早期実現の呼びかけや、民間企業と連携したＰＲなど、区長及びＣＩＯがトップマネジメントを適時適切に発揮し、これまで積み上げてきた関係性を突破口として、さらなる取組につなげてまいります。

次に、全庁的な生成ＡＩ活用基盤の整備について、現在試行している東京都の生成ＡＩプラットフォームについてでございます。

御案内のとおり、都は複数のＬＬＭ、いわゆる大規模言語モデルを業務や用途に応じて使い分けられるＡＩプラットフォームを構築し、区市町村への提供を進めております。区でも、都が提供する生成ＡＩプラットフォームの一部業務での試行的な活用を実施しており、今年度下半期よりその効果や課題の検証に着手する予定です。

今後は、既に庁内での利活用が進んでいるＨｉｄｅｋｉや、ジェンスパークなどの生成ＡＩ環境の活用状況や、都の生成ＡＩプラットフォームの検証結果、急速な進化を続けるＡＩ技術の動向、先進事例等を総合的に勘案し、来年度以降、共通的な生成ＡＩ活用基盤の整備に向けた検討に着手してまいります。

最後に、庁内データを活用した行政評価、政策形成、データ分析への高度利用への生成ＡＩの基盤についてです。

区では、既に文書作成や翻訳、情報収集の効率化などを目的とした生成ＡＩサービスの活用を推進しており、庁内に蓄積された様々なデータを学習する生成ＡＩ環境Ｈｉｄｅｋｉなどの活用を通して、庁内各所属におけるおのおのの業務課題に即した政策の検討、評価、分析等の取組が急速に進展しております。

今後は、こうした取組のさらなる推進に加え、来年度以降、全庁的な生成ＡＩ活用基盤の整備に向けた技術面の検討に着手するとともに、生成ＡＩ利用ガイドライン等のルール整備や活用事例の横展開などを通して、安全かつ効果的な生成ＡＩの利活用推進に向けたソフト面の環境整備等、スピード感を持って取り組んでまいります。

私からは以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、せたがやＰａｙポイント誤付与事案への対応について、順次御答弁いたします。

まず、今回の事案を契約不適合として取り扱ったのかということ、それから契約上の成果物の修補の範囲と今回のシステム改修を公費負担とした根拠についてでございます。

今回のポイント誤付与事案は、月間付与上限を超えてポイントが付与されてしまうという本来の要求仕様どおりの運用がなされなかったものであり、契約内容に適合しない、すなわち契約不適合に該当する事案であるということを、契約当事者である商店街振興組合連合会及びシステム委託事業者の双方で確認したものと区として承知しております。

また、契約上の成果物の修補とは、不具合を解消し、本来の仕様どおりに稼働する状態へ是正することを指すというふうに理解しておりまして、今回の事案におきましては、上限を超えてポイントが付与される原因となった不具合を修正するとともに、同様の不具合が起こらないようにするということであると、商店街振興組合連合会として認識しておりまして、区としてもこの認識は妥当であるというふうに判断しております。

具体的には、リスク評価を行い、各工程に生じるリスクに対応した安全な運用ができるようにする対策を実施しており、これにより、契約上の成果物の修補は完了しているものと区としても認識しております。

今般予定しているポイント自動付与への変更は、成果物の修補に該当するものではなく、還元キャンペーン機能というオプション機能を新たに実装するためのシステム改修経費であり、直接的に今回の不具合を修正するものではないことから、区の公費による補助対象に該当するというふうに整理しております。

次に、検証委員会最終報告前にシステム改修や監査伴走支援の方針がどこまで決まっていたのか、意思決定の時系列についてです。

システム監査や伴走支援につきましては、ポイント誤付与事案以前から、商店街振興組合連合会の意見を踏まえ、事業規模の拡大に伴うセキュリティーガバナンスの強化を検討してきたものであり、六月の事案発生と商店街振興組合連合会からの要望書提出を受け、民間事業者への相談や見積りの取得といった調整を進めてきたものであります。

システム改修につきましては、七月十三日に提出された検証委員会中間報告における人手によらないシステム方式設計が望まれるという評価を受け、商店街振興組合連合会及びシステム委託事業者と協議の上、ポイント自動付与方式の導入を検討し、概算額について

も確認を進め、所管部としての補正予算内容、金額を確定させてまいりました。

商店街振興組合連合会への補助金の補助率は、世田谷区地域通貨普及拡大事業補助金交付要綱に基づいているものです。

その後、八月三十一日に検証委員会最終報告を受領し、その内容と補正予算による対策案を照合した結果、中間報告に基づく対策内容とそごがないということを確認しております。

最後に、今回の補正予算案に計上した監査伴走支援の積算根拠、成果物、終了後の運営体制についてです。

今般の補正予算案に計上しているシステム監査伴走支援は、検証委員会最終報告を踏まえた実行計画の策定、システム監査、運営状況のモニタリング、セキュリティー監視体制の整備支援及びオペレーション改善支援等を実施するものであり、民間事業者との意見交換を踏まえ、必要な人数、単価及び工数に基づき積算しております。成果物として、実施計画書、月次報告書及び最終監査報告書等を予定しております。

また、本業務を通じて、商店街振興組合連合会が自律的に運営できる体制の構築を進め、令和九年度はその定着状況やシステムの適切な運用を逐次確認していくということが必要と考えております。今般の補正予算で実施する取組結果の議会への報告は、今後検討してまいります。

以上でございます。

○堂下道路・交通計画部長　私からは、大井町線立体化に関する御質問にお答えいたします。

東京都の踏切対策基本方針の改定により、議員御指摘の等々力駅～上野毛駅区間が、鉄道立体化以外の対策の検討対象区間に位置づけられたことは、区内大井町線の踏切解消に向けた大きな前進と受け止めております。

区といたしましても、この区間につきましては、等々力駅周辺の交通混雑や通学路の安全確保など重要な課題があり、鉄道立体化も視野に、緑が丘駅～等々力駅区間の立体化と併せて検討すべき区間として認識しております。区は、これまでも目黒区や鉄道事業者と連携し、調査検討を進めてまいりました。今後も東京都や関係機関と連携し、事業候補区間への早期位置づけに向けた検討や沿線まちづくりを進め、踏切解消実現を目指してまいります。

以上でございます。

○羽川玉川総合支所長　私からは、大井町線の踏切対策について二点答弁を申し上げます。

初めに、まちづくり方針の策定についてスピード感をもって進めるべきとの御質問でございます。

現在、区では、九品仏駅～上野毛駅まで、大井町線沿線まちづくりの基本となる考え方の策定に向けて、玉川総合支所のほか、交通、道路、都市計画等の庁内関係部署により検討を進めております。今後、地元組織の大井町線沿線街づくり連絡会のほか、幅広く地域の皆様の御意見を伺い、まちづくりの基本となる考え方を迅速に策定し、以降、各駅周辺で地域の皆様と意見交換しながら、まちづくりの具体的な内容を検討してまいります。

東京都や隣接の目黒区とともに積極的に協議を進め、今回の踏切対策基本方針改定の機会に合わせ、鉄道の立体化が前進するよう取り組んでまいります。

続きまして、鉄道立体化と併せ、行き止まり道路の接続など南北道路ネットワークの再構築も検討すべきとの質問でございます。

自由が丘駅～上野毛駅区間には十五か所の踏切がありますが、鉄道を挟んだ行き止まり道路も数多く存在しており、地域の回遊性、防災等の課題となっていると認識しております。

鉄道立体化は踏切の解消とともに、鉄道による町や道路の遮断を解消し、道路ネットワークの強化や地域分断の改善等を図る機会と捉えております。行き止まり道路をまちづくりの課題として捉え、地域の皆様の御意見を伺いながら、地域の南北のつながりの改善に向け検討を進めてまいります。

以上でございます。

○二番　おぎのけんじ議員　せたがやＰａｙの件ですけれども、先ほどの答弁で、区は七月の暫定対応をもって契約上の修補を完了したと判断したということですけれどもその中身はただの運用改善であって、手作業そのものは残っていたわけですよ。一方で、暫定対応したフィノバレー自身が、その後の八月に、恒久的な対策としてポイント付与プロセスからの手作業の完全排除、システム化を提案したと最終報告書にも明記されています。

さきの答弁で、自動付与システム改修は今回の誤付与事案と関係ないとありましたけれども、事業者自身が本格的な再発防止策を提案していて、検証委員会からも手作業を改めよと提言されているわけです。これ、因果関係がないわけないじゃないですか。何で恒久的な対策をやらせて修補を完了しなかったのか伺います。

○五十嵐経済産業部長　再質問に御答弁いたします。

七月の暫定的な運用改善をもって契約上の修補完了と判断し、恒久対策であるシステム化を修補の範囲外とした根拠についてでございます。

現在の月三回ポイントを付与する方式は、商店街振興組合連合会及び区が提示した要求仕様に沿ってシステム委託事業者が実施していたものです。今回その要求仕様を満たせなかったため、これを是正し、生じた損害を補塡するのは、システム委託事業者の御契約上の義務として実施するものであるという認識です。

検証委員会の提言に沿って、ポイント付与をシステム化し、ポイント付与の方式も、決済日から三日後の付与に切り替えるという今回のシステム改修は従来の要求仕様とは全く別の要件であり、従来の契約で取り決めた範囲外であるため、契約上の修補の範囲外として有償対応となると商店街振興組合連合会及び区として判断しております。

以上でございます。

○二番　おぎのけんじ議員　答弁を聞いていても、再発防止と機能拡充とごちゃ混ぜにして、初めから全額公費負担ありきで話を組み立てているような気がいたします。税金を扱う立場として到底納得できないということを申し上げまして、質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上でおぎのけんじ議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、十八番山口ひろひさ議員。

〔十八番山口ひろひさ議員登壇〕（拍手）

○十八番　山口ひろひさ議員　質問通告に基づき、順次質問してまいります。

「昨日何食べたか覚えている？」、「おとといは分かる？」と聞かれ、あれ、何食べたんだっけとすぐに思い出せない。顔は出てくるけれども名前が出てこない。道で会って話しかけられても、この人名前何だっけ、この人誰だっけと思いながら会話をこなす。こんなこと、皆さんありませんか。私はあります。

あれ、ここに何しに来たんだろうと、年を重ねるたびにその頻度が増えること、ちょっとやばくないと肌で感じております。ただし、食べたものを思い出せなくても、食べたことだけは覚えているので、まだいいのかなと。

人間の脳は、三十代をピークに、毎日数万個単位の脳神経細胞が減っていくとされています。こうした日常の記憶を、自分は生まれつき不器用なので、ちょうど減ってしまった脳神経細胞に入れてしまっているだけなんだろうと自分を慰めております。

そんな私自身にも無関係ではないのが、まさに認知症です。世田谷区では令和二年十月に、誰もが無関係ではない認知症に対する、一人一人が希望を持って自分らしく生き、認知症になっても安心して住み続けられるまちを一緒につくっていくために、認知症とともに生きる希望条例を制定しました。

区は、この条例の目的を実現するために、認知症本人の立場に立ち、本人や家族、そして区民と一緒になり、希望のあるまちをつくっていくとされています。身近な窓口として、あんしんすこやかセンターや認知症在宅サポートセンターの対応を進めています。

国の推計では二〇四〇年には高齢者の約一五％が認知症になると言われており、区内には認知症の症状のある方が二万七千人おられ、この数値は高齢化とともに今後さらに増えていくわけであります。

残念ながら現時点では認知症を完全に治すことは難しいですが、進行を遅らせる薬もあり、認知症イコール何もできないではありません。そして、ここにこの条例制定の意義が生かされていかなくてはなりません。所管においては、制定から時も経過をし、その施策の取組の充実を図っていることと思いますが、第三期の計画の策定に向けて議論が進められているところでありますが、現時点におけるその成果についてお聞きします。

次に、世田谷区のスポーツ拠点整備の考え方についてお伺いします。

昨日の我が会派の宍戸政調会長の代表質問の中でも触れられましたが、スポーツは、子どもたちが夢を抱くとともに、健全育成、区民の健康増進や生きがいづくり、また、人々の交流、コミュニティー、地域の活性化など、日々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な資源であります。その中で、世田谷区の現在のスポーツの拠点である大蔵運動公園の老朽化の対応による再整備の計画が示されたところであります。葛飾区では、サッカーＪ１リーグ対応の球技専用のスタジアムをつくり、都市公園として整備が進められているとも触れられておりました。

我が区においても、地元ラグビーチームとの連携や、女子サッカーの本拠地としての競技場の整備等、議会においてもプロスポーツの誘致等、議論が交わされております。プロスポーツを身近にライブで観戦できる、区民がスポーツを見て楽しむ、また、自分自身の競技として楽しむ、スポーツの魅力を楽しむことは様々多様にある中で、九十三万世田谷区民に対してスポーツの醍醐味を感じてもらうことは、将来に向けて非常に大切なことだと私は思っています。

世田谷区は人口九十三万人、県の人口よりも多く、政令指定都市にも匹敵する自治体で

あるなどと、この人口面に関しては、どうだ、すごいだろうと言わんばかりの感じを醸し出す場面がありますが、しかしながら、事このスポーツの場面になると、その内容はいかがなものかと感じております。

他区の方が我が区のスポーツ拠点を訪れると、えっ、この施設が世田谷のスポーツ拠点なんですかと、きょとんとしてしまう方もいらっしゃいます。大蔵運動公園、大蔵第二公園の再整備について、修繕、改修とのことですが、またしばらくすれば、修繕では済まない時期がやってくるわけであります。そのときには改築ということになるわけでありますが、求められている様々な区民のスポーツの要望に応えるためには、現状の範囲での対応の考え方では実現性に乏しいのではないかと思います。

お隣にある都立砧公園には、世田谷区の文化を支える世田谷美術館があります。そのハードルは高いかもしれませんが、九十三万区民にふさわしいスポーツの拠点整備には、この砧公園を含む一体的な整備を視野に入れて進めていくことも重要な視点と考えます。九十三万区民にふさわしい拠点整備にはその検討も必要と考えますが、将来に向けて高いハードルを越える意気込みの考え方はあるのか、区の見解をお聞きします。

最後に、学校改築に伴うプールの在り方と水泳授業の取組方についてお聞きします。

昨今の酷暑の影響により、さきの文教委員会において、プール・水泳授業の在り方について、安定的な学習機会の確保、教員の負担軽減及び経費の観点から見直しの検討が進められ、その一部改定に向けた考え方の報告がありました。

小中学校のプール整備の在り方については、現在実施中である民間プール施設を活用した授業については、移動時間による授業時間の短縮があっても、個々の能力に応じた指導が可能であり、泳力の向上が見られており、取組内容を評価する意見が示されている。

こうした状況の中、今後の小学校の改築に当たっては新たな屋外プールは設置をしない方向で、現在、改築基本構想（案）策定中の八幡小学校、深沢小学校については自校にプールを設置しないこととし、今後は学校ごとの実情に応じた共同利用拠点プールを活用するほか、移動手段を確保しながら区内既存施設を積極的に活用する検討が行われており、今後整備される拠点校については、主に中学校で簡易温水プールとして整備するとのことであります。

小学校との共同利用施設になることでありますが、その整備についてはもちろん学校主体の運営になることを理解いたしますが、身近な地域の方々もその季節には拠点プールで水泳を楽しめる、こうした区民利用の視点も取り入れた幅広い分野での共同拠点プール整

備としてもらいたいと思いますが、区の見解をお伺いします。

また、水泳授業の考え方については、日よけ等による遮熱対策の実施と示されていますが、それと同時に、酷暑で水泳授業が実施できないのであれば、その授業自体の実施時期を少しずらして実施するなどの工夫も考えるべきと考えます。

授業時間を組み替えるだけで、お金を使うことなく水泳授業を今より確実に確保できると思いますし、水泳授業により、泳げることの楽しさ、大切さを学び、また、ただ単に泳ぎを習得することだけでなく着衣水泳も実施されており、その体験は、命を守る対処法を学ぶ非常に重要な取組であると考えます。

また、区の報告には、さきにも申し上げましたが、安定的な学習機会の確保、教員負担の軽減及び経費の観点から、プール・水泳授業の見直しに向けた検討を進めているとありますが、水泳授業自体の減少が、この教員の負担軽減がその一つであるのならば、私は、それは本末転倒であり、教育の後退であると言わざるを得ないと思います。

水泳授業の大切さを踏まえ、水泳授業の確保、水泳授業に対する柔軟な考え方の対応をすることに対して、区としてはどのような考えをお持ちか、その見解を伺い、以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○河島高齢福祉部長　私からは、認知症とともに生きる希望条例の成果について御答弁いたします。

区では、認知症とともに生きる希望条例、希望計画に基づき、認知症在宅生活サポートセンターが専門的かつ中心的役割を果たしながら、認知症本人の情報発信と社会参加を認知症施策の柱として取組を推進してまいりました。

取組の成果として、認知症御本人の思いや希望を起点とした取組が着実に広がっております。認知症本人交流会では、御本人や御家族が出会い、交流できる場が生まれており、また、世田谷版認知症サポーター養成講座等において、本人が自らの思いや希望を発信する機会も増えております。さらに、あんしんすこやかセンターを中心とした認知症の本人や家族、区民、関係機関等が参加するアクションチームの取組も区内全地区に広がってきております。

現在策定を進めている第三期希望計画では、認知症在宅生活サポートセンターの専門性をさらに生かしながら、本人の一層の参画と多様な主体との連携による地域づくりを進めるとともに、新しい認知症観の浸透や認知症への備えについても推進しながら、希望条例の理念の実現に向けた施策をさらに深化してまいります。

以上です。

○渡邉スポーツ推進部長　私からは、スポーツ拠点整備の考え方について御答弁申し上げます。

大蔵運動公園、大蔵第二運動公園の公園面積に占めるスポーツ施設の割合に余裕のない中で、議員御提案のように隣接する砧公園も含めてスポーツ施設を整備することができれば、新たなスポーツの場の創出や見るスポーツとしての拡充の可能性も高まるなど、魅力的な整備の在り方であると考えてございます。

しかしながら、都立公園である砧公園内の用途地域は第一種中高層住居専用地域であり、これは良好な中高層住宅地としてその環境を保護する地域となっているため、公共施設として図書館や美術館等の建築は可能ですが、規模にかかわらず、遊戯施設に該当する体育館等については原則建築することはできず、その実現性は大変難しいと考えてございます。

また、大規模なスタジアムの整備を検討するに当たっては、交通アクセスや多数の観客を受け入れられる環境も重要となってまいりますので、砧公園が適地かどうかなど、まちづくりを含めた新たな視点も重要と考えてございます。

一方で、現在進めております上用賀公園拡張事業は国有地を取得しての整備、また、和田堀給水所上部利用は東京都と連携しながらの整備ですので、御提案の趣旨も踏まえ、都有地や国有地の活用は常に念頭に置きながら、スポーツの場の整備、確保に努めてまいります。

以上でございます。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、学校改築に伴う、区民も身近な地域で水泳を楽しめる視点でのプール整備について御答弁申し上げます。

区が学校改築に合わせて整備を計画している簡易温水プールは、三校から四校の小中学校が共同利用し、安定的に水泳授業を実施できる環境を確保することを目的とした施設です。プールの水を補助的に加温することで利用期間を拡大し、おおむね五月から十月までの授業で活用することを想定しております。そのため、大蔵総合運動場、千歳温水プール、中学校四校の温水プールのように年間を通じて区民利用を前提とした施設とは、性格が異なるものでございます。

一方で、議員お話しのとおり、プール整備に当たりましては、学校教育環境の充実だけでなく、区民の皆様が身近な地域で水泳や健康づくりに親しめる環境づくりも重要である

と認識しております。

今回整備を予定している簡易温水プールにつきましては、教育活動への支障が生じないことを前提といたしまして、一部の中学校における夏季休業期間中のプール開放の実態も踏まえ、夏季期間の地域開放などの活用について検討してまいります。

以上です。

○山田学校教育部長　私からは、水泳授業の確保として時期をずらすことなどにつきまして御答弁いたします。

現在の屋外プールの授業につきましては、近年の猛暑の影響により、従来の時期に計画どおりの回数を実施することが難しい状況が生じていることは認識してございます。

一方で、プールの授業の実施時期をずらすことにつきましては、水泳の授業が水の危険性を認識し自らの命を守る重要な学習であるため、夏季休業期間前に実施することが好ましい反面、屋外であること、さらには、児童生徒数や秋の文化的行事等、事情が各校異なることから、実施時期を大幅に変更することが難しい学校もございます。

今後につきましては、暑さ指数を毎時間計測し、運動環境に十分気をつけるだけでなく、児童生徒の体調管理や小まめな水分補給の徹底など、新たな税負担とならない方法で熱中症予防に努めることはもとより、日よけ対策も含めて、校長会とも相談しながら、各校の実態に応じて柔軟に実施時期を設定できるか検討してまいります。

以上でございます。

○十八番　山口ひろひさ議員　認知症に関しては、今できることを少しでも長く保つ、そういうことが大事なようであります。物事を忘れても、例えば、その人と話していて安心したとか、何か出来事、ものをやったときに楽しかったとか、こういう記憶、印象は残るそうでありますので、ぜひこれからも、こうした本人が今日できることを選択して、そしてそれを、今日は何を楽しんでいこうか、こういった視点に立って、本人ができることは本人に任せる、そしてサポートするところはサポートする、そして一緒に楽しむという、こういったことに力を注いで、二十八のアクションチームができたということでありますので、その深化という答弁もありました。ぜひその深化が認知症の方々、そして御家族の安心につながるようお願いを申し上げます。

それと、昨日も代表質問の中で議論がありましたけれども、スポーツ拠点の考え方ですけれども、リノベーションという議論も昨日ありました。

実は、総合運動場の体育館ですけれども、昭和のスポ根ドラマ「サインはＶ」の撮影会

場として使われていたんですね。岡田可愛さんが主演で、稲妻サーブ、それからジュン・サンダースとのエックス攻撃、こんなものも記憶にありますけれども、たまたまあそこにいて、その当時、僕はキャプテン役の岸ユキさんに会ったことを覚えているんですけれども、その当時ですので、ひょっとしたら保坂区長も「サインはＶ」を御覧になっていたんじゃないかなというふうに思いますけれども、その当時はその先端を行っていた体育館だと思いますけれども、昨日の答弁をちょっと聞いていて、あまりにも夢がないんでがっかりしちゃったんですけれども、まさかこういった体育館を後世に残そうという考えはないと思いますけれども、これからこの世田谷区の条件、非常に厳しいわけでありますけれども、葛飾区と違って。でも、そのハードルを越えていくという意気込みがないと、九十三万に誇れるスポーツ施設の拠点というのはやっぱりできないと思いますので、ハードルをなぎ倒して金メダルを取った選手がありますんで、ハードルをなぎ倒すぐらいの気持ちで臨んでいただきたいと思います。

それと、水泳授業なんですけれども、できていない学校とできている学校というのはどのぐらいの割合であるんですか。

○山田学校教育部長　再質問にお答えいたします。

ちょっと把握ができてございませんで、やはり秋に運動会をやる学校も多数ございますので、そういう学校などはなかなか、秋にずらしていくということになると、全体的学校行事の再調整が必要になってきますので、この場で何校あるということはちょっと難しいんですけれども、そういった全体、学校行事の全体行事も考慮しながらの再調整になろうかと思います。

以上でございます。

○十八番　山口ひろひさ議員　様々な事情、あろうかと思いますけれども、命を守る授業ですよね。習い事を今いろいろ子どもたちがやっていますけれども、水泳を習っている方もいると思いますけれども、いや、そうじゃない、それができない子どももいるわけですよ。そういう子は水泳授業が唯一の命を守る授業ですので、そういった観点に立って行っていただきたいと思います。

○石川ナオミ議長　以上で山口ひろひさ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

――――――――――――――――――――

午後二時四十五分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇◆◇◆◇

です。

また、国の求職者支援制度は、雇用保険を受給できない非正規雇用などの離職者などが、一定の要件を満たすと月十万円の給付金を受け取りながら無料の職業訓練を受講できる、そういう制度なんですが、訓練後の就職率は六〇ないし七〇％とされており、正社員を希望してもなかなか実現できない。その割合は二割を切っているとも言われております。

二〇二三年度の生活保護廃止、脱却と言ってもいいんですが、生活保護を廃止をした主な理由、その構成割合で見ますと、死亡が四四・三％、最も多く、次いで、その他を除くと、働きによる収入の増加が一四・五％、さらに、失踪が五％となっているわけで、こうした制度の問題点をどう認識し、課題を解決しようとしているのかについて最初にお聞きしておきます。

若者支援は、初任給の引上げなど、若者世代への賃金の引上げによって手取りを増やすとともに、後退あるいは後れを取ってきた社会保障制度の改善が求められていると考えています。

民間企業の福利厚生の一つに住宅手当がありますが、民間企業の事業所では五六・六％に達しているといいます。しかし、この数字をよく見ますと、企業規模が百人以上、事業所規模が五十人以上、それを対象にしたものですから、非常に企業にとっては、なかなかその住宅手当については行き渡っている福利厚生とは言えないわけであります。

一方で、東京都は、人材確保の視点から、今年四月より、二十七歳までの若年職員の住宅手当の最高額を二万七千円から三万円に引き上げました。国土交通省が住生活基本計画は住宅政策の在り方を定めるもので、おおむね十年間の目標や施策の方向性を示すものです。直近では二〇二六年度から二〇三五年度を対象とする計画案が示されており、若者や子育て世帯が希望する住まいを確保できるよう、手頃な価格の住宅供給促進などを盛り込んでいます。今後の若者・現役世代に向けた住宅支援について、改めて区の考えを伺います。

次に、災害対策の強化についてであります。

熊本地震、千葉豪雨災害による被害状況が報告をされてきました。地域防災計画など、個別具体的な対策について伺いたいと思います。

最初に、福祉避難所の指定についてです。一般避難所には障害者にとって多くの壁がある、ふだんから利用し、慣れている施設へ直接避難したいという声もあります。政府のガ

イドラインでは、内閣府が受入れ対象者をあらかじめ定めることで発災後に直接福祉避難所へ行ける仕組みへの見直しを進めると言っておりますが、区の対応を伺います。

二つ目は、防災拠点の確保についてであります。特に公園用地の確保の課題があります。災害時の物資供給を迅速かつ円滑的に行うには、地域ごとに供給拠点、防災倉庫の設置が重要であります。また、災害時に発生した廃棄物の仮置場の用地確保に向けて公園整備計画が求められていると考えますが、区の今後の計画を伺っておきます。

三つ目は、防災拠点の点検についてであります。被災地では断水が続き、水の供給体制の確保が問われました。災害時の給水センター機能等の役割が重要と考えますが、区の認識を伺います。

そして四つ目ですが、防災協定についてです。災害時に駐車場を避難場所、物資供給拠点として提供する防災協定の締結があります。熊本の防災拠点に指定されていた大規模店における二次災害の発生は想定外という声もありますが、災害発生以前からの防災拠点の安全点検や整備が欠かせないと考えます。区の対応を伺います。

最後に、人に優しく、誰もが歩きやすいまちづくりについてお聞きをします。

九月一日より、中央線や車両通行帯のない道幅の狭い生活道路の法定速度が、従来の法定速度時速六十キロから時速三十キロに引き下げられました。これは、歩行者や自転車等の重大事故を防ぎ、命を守るための交通規制を強化するという内容と言われております。

一方、幹線道路については、道路の構造や交通量によって既に個別の指定最高速度が標識で定められており、中央線や車両通行帯などが整備されていることから、一律の法定速度変更は行わないという内容になっています。

幹線道路は交通量も多く、自動車交通の円滑な運行という視点もあるかと思います。しかし、以前から、環状八号線や環状七号線など幹線道路がある世田谷区内では、歩行者の横断する青信号の時間の短いことが指摘されています。幹線道路等の横断では、高齢者が幅の広い幹線道路では青信号の間に渡り切れないといった声もあります。この改善に向けて取り組むことが求められております。

高齢者や障害者が安全に安心して歩くことのできるまちづくりの推進という視点から、今後の区の対応を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○山戸保健福祉政策部長　私からは、生活保護制度について御答弁いたします。

生活保護制度は最低限度の生活を保障するとともに自立を支援する制度であり、自立と

は、就労による経済的自立だけではなく、健康の回復や社会とのつながりの再構築なども含む幅広い概念であると考えております。

区では、稼働年齢層や就労意欲のある方に対し、関係機関と連携した就労支援を行っております。一方、就労に向けた意欲喚起や生活習慣の改善が必要な方も多く、生活設計や年金受給見込みも示しながら支援を行っているところです。支援には長期間を要するという課題もあり、就労による保護脱却だけでなく、生活の安定など、自立に向けた過程も重要であると考えております。

就労のみでは自立が難しい方も含め、一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。

以上です。

○佐藤都市整備政策部長　私からは、今後の若者・現役世代に向けた住宅支援について御答弁いたします。

本年三月に国が策定した新たな住生活基本計画では、若者世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現を目標に掲げ、若年単身世帯をはじめとした若者の孤立を防ぐ居住環境の整備を進めることとされています。

区といたしましても、若者が地域とのつながりを持ちながら自立した生活を送る上で、住まいの確保は重要であり、住まいに関する支援への期待があることは認識しております。

一方で、若者の置かれている状況や支援の必要性は様々であることから、対象や優先度を慎重に見極める必要があると考えております。

今後も、国、都の動向や社会状況の変化を踏まえながら、若者や現役世代の住まいを取り巻く課題の把握に努め、必要な支援の在り方について研究、検討してまいります。

以上でございます。

○杉中障害福祉部長　私からは、障害者の福祉避難所への直接避難について御答弁いたします。

障害者にとってふだんから通い慣れた施設への直接避難については、その当事者や御家族、また施設側からも要望があることは、区としても把握しております。

この間、発災時期の予測が可能な風水害時の避難先として、東京リハビリテーションセンター世田谷への短期入所等で対応していく方針としたところです。

地震発生後の対応については、障害者の福祉避難所の多くが日中の通所施設であり、職

員確保等に課題がある一方、通い慣れた施設への直接避難は、本人の状況が把握できているなど、施設側にもメリットがあるため、引き続き課題整理を進め、障害者が円滑に避難できる体制づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○北川みどり㌠推進担当部長　私からは、災害対策に関しまして、公園整備について御答弁いたします。

公園などの多くは、災害時の広域避難場所や一時集合所に指定されており、区民の避難空間として重要な役割を担っております。また、備蓄倉庫や区外からの支援、救援隊の活動拠点、災害廃棄物の仮置場、仮設住宅用地などとしての活用も想定しているところでございます。

一方で、公園などは、平時において区民が集い、憩い、交流する場でもあり、地域の魅力を支える公共空間でもあるため、整備に当たりましては、公園等の規模などにも応じまして、災害時と平時それぞれの機能の両立を図る必要がございます。

区といたしましては、これら多くの役割を担う公園等の確保に引き続き取り組むとともに、参加と協働の公園づくりの中で、災害対策の視点につきましても、地域防災計画の各関係所管とも連携を図りながら整備を進めてまいります。

以上でございます。

○加賀谷危機管理部長　災害協定の安全点検等についてお答えいたします。

区では、物資の供給や施設用地の提供など、様々な分野におきまして、民間事業者や関係団体など、約四百の団体と災害時協力協定を締結してございます。その実効性を確保するため、毎年度ですけれども、協定内容や連絡体制、施設の安全性の確認、見直しを行ってございます。

物資供給体制につきましても、協定締結事業者と連携した物資配送訓練などを実施し、運用上の課題の確認や連携強化に努めており、本年七月ですが、佐川急便株式会社と災害時における輸送業務等の協力に関する協定を締結してございます。

今後も、災対各部と連携いたしまして、災害時協力協定のさらなる充実と協定団体との連携強化を図りながら、災害対応体制の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○永池危機管理監　私からは、給水センターの機能と役割についてお答えします。

玉川給水所などの給水施設は、公園に設置されている応急給水槽とともに、東京都が指

定する給水拠点として、災害時に区民への飲料水の供給を行うこととなっております。

この給水拠点はどの場所からもおおむね二キロの範囲内に一か所あり、世田谷区においては、区内のほか、近隣を含め十六か所の給水拠点で全域を賄っております。さらに、飲料水の供給に当たっては、避難所となる区立小中学校などに、応急給水を実施するための設備として、応急給水栓などを順次配備しております。

災害時の給水拠点となる玉川給水所などの給水施設は、区民への飲料水の供給に当たり重要な役割を担っていると認識しております。

以上です。

○畝目土木部長　私からは、高齢者等が安全安心に歩くことのできるまちづくりに関しての御答弁です。

交通管理者である警視庁からは、歩行者信号につきまして、歩行者の安全確保には、特に歩行の速度が遅くなってしまう高齢者等が多く利用する箇所ではより多くの歩行時間を保つように考慮し対応していると伺ってございます。

区では、現在改定作業中の第十二次世田谷区交通安全計画（素案）におきまして、安全安心に歩けるまちづくりの観点から、歩行者の安全確保に関して記載し、地域の声や交差点の実態を踏まえた信号機の整備、高度化による交通事故防止を掲げてございます。

御指摘の道幅の広い幹線道路等における信号の横断については、改善に向けた働きかけとしまして、交通管理者、道路管理者へ着実に地域の声を伝え、共有し、誰もが安心して道路を横断できる交通環境に努めてまいります。

以上でございます。

○四十二番　羽田圭二議員　一点、若者・現役世代の住宅政策といいますか住宅支援、これについては午前中からも具体の提案もされているかと思います。その意味では、どういうふうにしていくのかというのはまだまだこれから検討していくということなんですが、考え方として、今、例えばＪＲ東日本が世帯寮の廃止、これがいいかどうかは別といたしましても、一方で、単身寮については今後増やしていくという考え方を示しています。つまり、新社会人といいますか、そうした方々への支援はしっかりと行っていくという考え方がされているかと思うんですね。

その立場に立って、区も、児童養護施設退所者の支援の中では特に、誰もがスタートラインに立てる、あるいはスタートした後の生活支援、こういったことについての支援もこの間努めてきたわけですが、そうしたことをさらに一歩前進させるという考え方から、一

定期間、例えば住宅手当を支給するだとか、そういう考え方が出てくるんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤都市整備政策部長　再質問にお答えします。

今後の若者・現役世代に向けた住宅支援ということで、おっしゃるとおり、進学や就職など、若者が自立して新たな生活を始めるに際しまして安定した生活基盤を築けるということは大変重要であると認識しております。

区といたしましては、住宅確保要配慮者との優先度などを見極めつつ、若者の住まいに関するニーズや課題の把握に努めてまいります。あわせて、定住への効果なども考慮しながら、必要な支援策について研究、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○四十二番　羽田圭二議員　あとは決算特別委員会等でまた行ってまいります。

以上で質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上で羽田圭二議員の質問は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、二十一番阿久津皇議員。

〔二十一番阿久津皇議員登壇〕（拍手）

○二十一番　阿久津　皇議員　通告に基づき、順次質問してまいります。

最初に、観光の振興について伺います。

我が国の昨年の訪日外国人観光客数は四千二百六十八万人余りとなり、前年比一五・八％の増で、過去最多となりました。昨年末に、外交関係の悪化から中国による日本への渡航自粛要請もあって、中国からの訪日客が大幅に減少し、全体としては一時的に微減に転じているものの、その影響は限定的で、韓国、台湾をはじめその他の国々からの訪日客数は堅調に伸びており、二〇三〇年には六千万人に達する見込みとなっています。

また、観光庁の調査によると、昨年の訪日外国人観光客の消費額は九兆四千五百四十億円余り、国内ＧＤＰを一％以上押し上げ、二〇二四年の経済効果は直接、間接合わせて二十六兆円以上、雇用創出効果は百七十三万人にも及ぶとのことです。

しかしながら、訪日外国人観光客による経済効果の恩恵が特定の大都市や大手事業者に偏り、地域や中小企業、住民に届きにくい構造となっており、地域住民は、オーバーツーリズムなどのデメリットを感じることはあってもメリットを感じる機会が少ないとされています。

訪日外国人観光客の増加が当面続く中、区においては、区内産業の振興や区民との交流促進など、訪日外国人観光客によるメリットを感じていただく機会を創出するといった観点から、この観光需要に積極的に応えていく必要があると考えます。

また、訪日外国人観光客の消費傾向は、土産物などを購入するモノ消費よりも、サービスや体験を得るコト消費の比重が高いとされています。これは、区民や来訪者が楽しみながら回遊できる、区が推進するまちなか観光と共通するのではないでしょうか。区では、訪日外国人観光客に向けてまちなか観光をどのようにＰＲしているのか伺います。

また、各商店街で行われているイベント、地域のお祭り、盆踊りなどは、外国人観光客にとって魅力的な体験になるだけでなく、区民との交流も生まれ、国際交流の場として大変有益だと考えます。

この八月には、世田谷まちなか観光交流協会の主催で、駒澤大学の禅文化歴史博物館や等々力渓谷を見学、散策し、二子玉川のエクセルホテル東急でせたがやそだち野菜を使った特別メニューのランチを頂く納涼日帰りバスツアーが催行され、大変好評だったと伺っています。

区では、外国人観光客に向けて地域イベントやまちなか観光といったコト消費への誘導を推進する考えがあるのか伺います。

次に、区内の民泊及び旅館業について伺います。訪日外国人観光客が年間六千万人に達するとされる二〇三〇年には、総宿泊客数が約七億人泊、うち外国人が約二・一億人泊に達するとされ、二〇二五年と比較して全体で約六％、外国人に限れば一六％強増加する見込みです。対して、国内の宿泊施設の客室数はここ数年、約百八十万室前後で推移しており、新規供給の遅れや人手不足も相まって、需要の増加に追いつかず、今後の宿泊施設の不足や料金の高騰が指摘されています。

この需給ギャップに対応すべく、国においては民泊や旅館業における規制緩和を推進してきましたが、各自治体においては、騒音やごみ出しマナーなどに関する苦情が増加しており、生活環境維持のため、厳格化あるいは上乗せの条例化の動きが進んでいます。

区では、民泊や旅館業を条例改正によってどのように管理し、区民理解を得るつもりなのか、伺います。

次に、大蔵運動公園、第二運動公園の再整備について伺います。

区民のスポーツ実施率は四八・二％と、国や都と比較して低い状態が続いており、スポーツ観戦率も全国値を大きく下回っています。

二十三区で比較して一人当たりのスポーツ施設が少ないので、スポーツをする機会も見る機会も少ないのは当然といえば当然ですが、スポーツ施設の不足が区民の健康を損ね、ＱＯＬや幸福度を毀損している可能性を指摘せざるを得ません。区では、あらゆる機会を捉えて、限られたスペースを最大限活用して、スポーツ施設の充実を図るべきと考えます。

今般、区では、大蔵運動公園及び第二運動公園の再整備ビジョン（素案）を公表しました。当該地は九十三万区民を支える最大の拠点スポーツ施設であり、ふさわしい機能の充実が求められているにもかかわらず、総合体育館は中長期保全改修を行いながら引き続き使用するとし、そのほかの施設についても、更新時期に応じてリノベーションを行うとしました。

また、大蔵第二運動場、旧厚生年金スポーツセンターとの一体化についても、平成二十二年の取得以降、管理体制や一部施設が重複しているにもかかわらず、今日まで十六年間、抜本的な改善は図られずに放置されてきました。

平成二十八年に策定された前期、前のスポーツ施設整備方針において、両運動場の一体化を基本とした検討及び整備を進めるとし、平成三十五年度、つまり令和五年度までには一体化整備に向けた基本構想を策定するとした目標も、実現されておりません。

今般の再整備ビジョンでも、一体化については引き続き検討を進めるとの表現で先延ばしとなっており、不足しているスポーツ施設の充実における区の取組については疑問を持たざるを得ません。

大蔵運動公園及び第二運動公園の再整備に関して、既存のものを寿命まで使い倒すといった考えではなく、区民の健康増進と区民福祉の最大化といった観点から、スペースを最大限に活用し、区民ニーズに応えた形で積極的な再整備を推進すべきと考えます。

そこでまず、区は、どのスポーツ施設が不足していて、大蔵運動公園、第二運動公園にはどのような施設が整備されるべきかといった区民ニーズをどの程度把握しているのか、伺います。

また、大蔵第二運動場の取得から十六年余り、遅々として進まない一体化による重複施設の効率化についてどのように考えているのか伺います。

次に、公共交通不便地域対策について伺います。

コロナ禍以降、乗客数が戻らない路線バスは、運転手不足も相まって、区内だけでなく全国で減便、廃止が相次いでいます。区では、地域の足を確保する公共交通不便地域の対

策として、区内十か所を指定して新しい公共交通の拡充を進めています。

公共交通不便地域対策は、超高齢社会を迎えた我が国において、団塊世代の方々が八十歳を迎える今後、加速度的に増加するであろう自転車や徒歩での移動が困難になる方々の移動支援、あるいは買物支援として、区においても重要な政策であると考えます。

一方で、狭い区域での公共交通は不採算が見込まれ、持続可能な公共交通不便地域対策とするには、地域ニーズの詳細な把握と効率的な運行による採算性の向上が重要となることは、昨日の我が会派の代表質問でも宍戸政調会長が指摘をしたとおりです。

そんな中、砧地区では先行してオンデマンドによる乗合ワゴンが運用されていますが、乗車率は向上せず、採算性は低いままとなっています。

デマンド交通のメリットは、乗降地点がきめ細かく設定できるため、全ての区民が自宅近くから目的地近くまで乗車できること、必要な時間に乗れること、柔軟なルート設定ができ、警察の許可が得やすいといった点が挙げられ、現状、考え得る最善のシステムと考えます。

しかしながら、現在の予約システムでは、一たび予約が入るとその予約が優先され、乗り合いになっておらず、採算性が悪い上に予約が困難で、予約が取れなかった方は乗りたい時間に乗れないといった、デマンド交通の最大のメリットが発揮できていない状態です。デマンド交通のメリットが最大限発揮できるようシステムの改善が必要と考えますが、見解を伺います。

また、昨日の代表質問への答弁で区長は、地域住民の主体性を大切にと述べられました。区の指定する不便地域における新たな交通システムに対する地域住民のニーズ把握の手法について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○五十嵐経済産業部長　私からは、観光の振興について二点御答弁いたします。

まず、インバウンドに向けたまちなか観光の情報発信についてです。

産業振興公社では、インバウンド向けに特化したインスタグラム、ＶｉｓｉｔＳｅｔａｇａｙａを昨年六月に開設し、区内の観光資源や地域の魅力を英語で発信しています。今年三月時点でのフォロワー数は三千三百人ほどでしたが、現在は約七千人となっており、半年で二倍以上に増えています。

ＶｉｓｉｔＳｅｔａｇａｙａは、在留外国人が外国人ならではの視点で区内のまちなか観光の魅力を発信しています。これまで反響が多かった投稿としては、人気キャラクター

を模した洋菓子の動画、続いて、風鈴が飾られた神社の動画、そして、三軒茶屋のレトロな町並みの動画というふうになっておりまして、日本文化や地域の暮らしを感じられる投稿への関心が高いというふうに分析しております。

今後は、分析結果を踏まえまして、最初に表示される画像、いわゆるサムネイルに日本らしいアイテムや風景を入れるなど、外国人の方が興味を持ち、実際に区を訪れたくなる工夫を加え、インバウンド向けのまちなか観光の情報発信を強化してまいります。

次に、地域イベントなどのコト消費への誘導、ＰＲについてです。

まちなか観光交流協会の会員団体が実施したバスツアーは、自然や文化に触れ、区内の魅力を生かした体験型の取組だったと認識しております。

区は、楽しみながら区内を回遊するまちなか観光を推進しており、外国人観光客が地域のイベントやお祭りに参加することは、日本の文化や地域の方々と触れ合う魅力的な体験になると考えております。

観光サイトを運営する産業振興公社では、区役所内の各部署や地域イベントの主催団体から情報を広く受け付け、日本語版観光サイトへ掲載する取組を今年五月から始めました。今年度に掲載された約七十件のイベントのうち、学習、体験をテーマとしたものが三十一件、祭りが十三件となっております。

こうした日本の文化を体験できるコト消費に関するイベント情報が外国人観光客にも届くよう、今後は、インバウンド向けインスタグラムでこの観光サイトを案内する投稿を行うなど、地域イベントへの誘導を推進してまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、民泊・宿泊施設の健全運営について、お尋ねにお答え申し上げます。

区内には、旅館業の施設や住宅宿泊事業の届出住宅、いわゆる民泊が増加し、八月末時点で合わせて九百三十二施設がございまして、区民の方から、事業者の管理不良や宿泊者のマナーに起因する相談は四月から八月末までで五十七件ございました。

苦情の多くは、営業開始前の事前周知の不足や、問題の発生時に事業者と連絡が取れないなど、顔が見える関係を築けていないことや、事業者の管理や対応が不十分なことに起因しております。

検討している条例改正では、申請や届出前の近隣への事前周知、緊急連絡先を明示した標識の掲示、緊急時の早急な駆けつけ体制など、事業者への依頼に従来はとどまっており

ました。適正運営に必要な事項を明文化し、事前相談から事業開始後の定例監視や、苦情発生時にわたって強く適正運営を促す指導をできるよう整えてまいります。

また、区が開催している事業者向けの研修会をオンライン配信で実施したり、現況調査を行うなどの充実を図って、適正な事業運営を促進してまいります。

私からは以上です。

○渡邉スポーツ推進部長　大蔵運動公園、第二運動公園の再整備について二点御質問をいただいてございます。

初めに、区民ニーズの把握について御答弁申し上げます。大蔵運動公園、大蔵第二運動公園再整備ビジョン（素案）の検討に向けましては、令和五年度から令和七年度にかけまして基礎調査を実施し、区民アンケートや、スポーツ振興財団に加盟している種目別の賛助会員へのアンケート、また、スポーツ関係団体へのヒアリングを実施したところでございます。

アンケートの結果では、練習や交流のために利用できる施設や個人で利用できる施設について整備、充実を望む意見が多くございました。また、導入を検討してほしい施設として、フットサルコートやランニングコース、拠点施設などの施設要望もございました。

今般お示ししたのは再整備ビジョンの素案でございますけれども、今後、再整備ビジョンの策定に向けましては、今年の十月以降に区民ワークショップやスポーツ振興財団の賛助会員へのヒアリング、プロスポーツチームへのヒアリング等を予定してございます。

引き続き、区民や競技団体等のニーズの把握に努めていくとともに、指定管理者であるスポーツ振興財団に寄せられている利用者のニーズや財団の意見等も踏まえながら、再整備ビジョン及びその後の基本構想に反映していくよう進めてまいります。

次に、大蔵第二運動公園の一体化による重複施設の効率化についてでございます。

大蔵運動公園は昭和四十二年に開設し、その後、平成二十二年に、隣接する旧東京厚生年金スポーツセンターであった施設を購入し、大蔵第二運動公園として開設したことから、それぞれの施設に駐車場、テニスコート、トレーニングルーム等の施設が重複してございます。

重複している施設については、これまでも、トレーニングルームの受付システムを一本化するなど、区民の利便性向上に向けた改善に取り組んできてございます。こうした中で、重複している施設はあるものの、稼働率がそれぞれ九〇％程度ある施設もあるため、再整備におけます施設の集約化等においても、利用状況を考慮した慎重な検討が必要に

なってくると考えてございます。

一方で、世田谷区立公園条例に基づく運動施設面積割合が基準を超過していることへの対応や、また、新しいスポーツニーズへの対応も必要となることから、長期的な視点も踏まえながら、今後、区民の利便性やサービスの向上に資するよう、効率的な再配置や機能の拡充、集約化等について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○堂下道路・交通計画部長　公共交通不便地域対策に関する質問二点につきましてお答えいたします。

まず、砧地域における乗合ワゴンの運行システムの改善に関する質問にお答えいたします。

砧デマンド交通につきましては、実証運行時より予約システムの設定変更などの調整を実施しておりますが、利用が集中する時間帯に予約が取りづらい状況が発生しております。

議員御指摘のとおり、予約システムは、先に確定した予約の乗降地点や乗車時間を前提に、迂回時間の許容範囲内で予約を受け付ける仕組みのため、乗合発生が限定的になっているものと認識しております。

この間、地域協議会からも、予約状況や収支改善の観点から、乗合率の向上を目指して、迂回許容時間の設定変更を検討すべきとの御意見をいただいたことから、一歩踏み込んだ見直しが必要であると認識しております。

見直しにより、予約枠確保や運行効率化による収支改善が一定程度期待される一方、一部の利用者の乗車時間が延びるなどの負担が生じる可能性も想定されます。

区といたしましては、乗合率向上の効果と利用者への負担とのバランスを見極めながら、迂回許容時間などの設定見直しを改めて行い、運行効率向上に取り組んでまいります。

次に、公共交通不便地域におけるニーズ把握の手法に関する御質問にお答えいたします。

重点検討地域へのコミュニティー交通導入においては、地域における主体的な取組となることが持続可能な地域公共交通につながると考えており、これまで地域の皆様と意見交換しながら進めてまいりました。

各総合支所、まちづくりセンターの支援も受けながら、現時点で五地域に地域協議会が

設立され、地域の移動課題を何とかしたいという皆様の思いと機運の高まりの中で、導入に向けた検討を進めてきたところです。

地域のニーズの把握につきましては、地域協議会において、日頃の移動に関する困り事や移動ニーズについて検討、議論を継続して行っております。今後、各地域の方々へ順次、移動ニーズを把握するためのアンケート調査を実施していく予定です。

区といたしましては、必要な情報提供や技術的助言等を行いながら、主体的な取組を進める地域協議会への支援を加速してまいります。

以上でございます。

○二十一番　阿久津　皇議員　まず、大蔵運動公園についてですけれども、基礎調査を行ったということで、既に区民の運動施設に対するニーズというのは把握されていると思います、十分に。それはこのビジョンに反映していてほしかったし、今後さらに聞き取りを行うということですから、様々な意見を反映した次の素案ですかね、になるように期待をしています。

それから、公共交通ですけれども、ニーズの把握なんですが、ニーズはきっとどこにでもあるんですよ。それが、あったらいいねみたいなところじゃなくて、やっぱりないと困るみたいな、そこまでのニーズがしっかりと把握できているかどうか。そうでないとなかなか収益率は上がってこないと思いますので、そこまでしっかり深めてください。

民泊です。これは今、先般の素案を受けて、報道もあって、大変区民の間で不安が渦巻いています。今回のこの条例改正で区民の不安は解消できるのか、解消できるようにどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○向山世田谷保健所長　宿泊事業、特に民泊の区民の方からの御不安の解消ができるかという再質問にお答え申し上げます。

今回目指しております条例改正も、報道等いろいろございますけれども、その主目的は、やはり区民の安全安心と静穏な世田谷らしい住環境の確保ということを目指してございます。

条例改正によりまして、区民の皆さんが、さきに答弁申し上げたように、例えば事前の周知が非常に不十分で不安に思われる、あるいは緊急連絡先が取れないなど、管理の不備などがあり、そこが条例化あるいはガイドラインという形で対応してきて、私どもの言葉ではお願いベースで、事業者の良識に委ねるという部分を、明確に実効性を持って指導できるような条例化をしていくと。

ひいては、その結果として、苦情のトラブルの発生自体を予防していくと。住民の方にも十分に御説明し、理解をしていただく中で運営をしていくよう、適正な事業者に収れんしていくと。これを主目的としてございます。

もちろん様々な御意見、現在も寄せられてございますので、引き続いて様々な御意見を受け止めて、的確な対応をし、条例改正案として取りまとめていきたいというように思ってございます。

私からは以上です。

○二十一番　阿久津　皇議員　続きは決特にて行います。

○石川ナオミ議長　以上で阿久津皇議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

の一律六千円から在留期間ごとに最大七万五千円へ、永住許可は一万円から二十万円へと大幅に引き上げられました。減免措置の対象は限定的で、改定額は子どもにも一律適用となることから、家族と暮らす当事者の方々や外国人を雇用する事業者からも懸念の声が上がっています。

その一例として、先日、区内のある特別養護老人ホームでお話を伺いました。同施設では現在、二十一名の外国籍職員が在籍し、介護サービスに従事する職員の約四割を占めています。近年、日本人の採用が難しい中、特定技能の職員採用が急増したとのことです。在留資格は介護と特定技能一号の方が大半で、ほとんどが正規職員として従事しています。

一方、彼らの在留許可期間は一年の方が多く、更新手続は繰り返し発生します。今回の手数料改定を受け、同施設では、今後の採用、定着を見据え、更新手数料を事業者側で負担することを検討しているとのことでした。このように、在留手続の負担は、外国籍職員本人だけでなく、人材の確保、定着や介護事業者の経営、ひいては安定した介護サービスの提供にも影響し得る問題です。

外国籍従事者は、介護現場を支える人材であると同時に、家族とともに暮らす生活者でもあります。そこで伺います。介護分野について、事業者側の状況に加え、そこで働く人やその家族の就労、生活上の課題、今回の制度変更による影響を把握し、必要な施策につなげていくべきと考えます。区の見解を伺います。

また、これは介護分野に限った問題ではありません。人手不足が深刻化し、既に外国人が現場を支えている分野ほど、在留資格制度の変更は、働く本人、家族、そして事業活動や区民生活にも波及します。

建設業では、この十年で外国人労働者が約七倍に増加し、区の調査では、区内で採用活動を行う建設事業者の四社に一社が外国人を雇用しています。都市基盤や生活基盤を支える建設現場でも、既に彼らは欠かせない担い手となりつつあります。

そこで、建設分野においても、事業者の人材確保や経営への影響に加え、そこで働く人やその家族への影響を把握し、多文化共生の取組につなげる必要があると考えます。区の見解を伺います。

次に、在留資格制度の変更が外国籍の事業者と地域経済に及ぼす影響の把握について伺います。昨年十月、在留資格、経営・管理の許可基準が大幅に厳格化され、資本金要件が五百万から三千万に引き上げられたほか、常勤職員の雇用、日本語能力、学歴、実務経験

などの要件も新たに課されました。既存の在留者にも二〇二八年十月以降は原則として新基準が適用されます。

区の月次データによると、経営・管理の区内在住者は、昨年十二月の四百十五名をピークに減少傾向が続き、今年八月には三百七十五名と、八か月で約一割減少しています。この数字のみで因果関係の断定はできませんが、制度改正の時期と重なっている以上、地域で何が起きているのか、実態把握が必要です。

数字だけでは見えない影響も広がりつつあります。区内で長年飲食店を営む当事者の方からは、父の代から十八年続く店を閉めたくないが、物価高騰もある中、あと二年で三千万を用意するのは難しい、家族で帰国するかもしれないとの切実な声も伺いました。

一方で、区や産業振興公社ではこの制度変更に関する相談は現時点で確認されていないと聞きます。しかし、相談がないことを影響がないことと捉えるのではなく、外国籍の事業者の声をはじめ、事業継続や雇用、商店街など地域経済への影響を調査し、実態把握をすべきです。区の見解を伺います。

次に、親の在留資格に左右されない子どもの学び、育ちの保障について伺います。手数料改定や在留要件の厳格化によってとりわけ深刻な影響を受け得るのが子どもです。子どもは自分で親も在留資格も選べません。それでも、一たび親の在留が不安定化すれば、学校、友人関係、進路、家族との生活まで大きく左右されます。

二〇二五年末の在留外国人統計によると、当区に暮らす十五歳未満の外国籍の子ども約二千人のうち半数が家族滞在の在留資格で暮らしています。家族滞在は一定の就労資格等で在留する人に扶養される配偶者や子どものためのもので、親の在留資格の変化は子どもの生活基盤に直結します。

私が行った区内店舗へのヒアリングでは、区立中学校に通っていた知人家庭の中学生が親の在留資格をめぐる事情から帰国せざるを得なくなり、帰国後は学校に通えていないと伺いました。学校や友人とのつながりが突然断たれ、学びの継続すら困難になる事態が区内で実際に起きています。

では、こうした影響を学校や教育委員会は把握できているのか。区教委は外国籍児童生徒の就学先把握に取り組む一方、帰国・外国人教育相談室では相談内容の類型別集計を行っておらず、在留資格に関連した相談もないとのことでした。しかし、繰り返しますが、相談がないことは影響がないことを意味しません。

親の在留資格の変更等によって就学継続や進路、生活環境に困難が生じている児童生徒

を早期に把握し、必要な相談支援につなげることが重要です。相談内容の分析や整理を進めるとともに、学校や保護者にも制度変更による影響を周知し、適切な相談先につなぐ体制を強化すべきと考えます。区教委の見解を伺います。

学校や教育相談につながっている子どもだけ見ていても、影響の全体像は把握できません。先ほどの事例のように既に帰国してしまった子どもや、そもそも相談につながっていない家庭もあります。

そこで伺います。親の在留資格の更新不許可や変更等による在留の不安定化が子どもの学び、育ちに及ぼす影響を把握するために、来年度の外国人区民アンケートへの関連項目の追加を含め、子ども、家族をめぐる状況を調査すべきです。あわせて、既存調査では把握できない年齢層も含め、子ども自身の声を把握する手法を検討するお考えがあるか、区の見解を伺います。

では、実際にこうした事態を把握したとき、誰がそれを子どもの権利の問題として受け止めるのでしょうか。世田谷区子どもの権利条例は、子どもを今を生きる権利の主体と位置づけています。また、国連子どもの権利委員会も、本人や親の在留上の地位にかかわらず、子どもの権利を保障し、その最善の利益を優先的に考慮することを求めています。

親の在留資格の更新、変更は、子ども自身はどうにもできない事情です。それによって、学び、育ち、進路、家族生活が脅かされるのであれば、これは子どもの権利保障上の課題として捉えるべきではないでしょうか。また、在留資格、教育、子ども・家族支援と、課題ごとに所管を振り分けるだけでは、そのはざまに子どもが落ちるおそれがあります。こうした事例を把握した際には、関係所管で情報や課題を共有し、必要な支援につなぐなど、子どもの権利保障の観点から連携する必要があると考えます。

最後に、情報提供と相談支援の強化についてです。地域のヒアリングでは、どこに相談したらよいか分からないという声と、永住者などは自分に関係ないと受け止めている方もいましたが、来年四月には永住者の新たな取消し事由を追加する改正法も施行予定で、関係なくはありません。

ぜひ区では、外国人相談窓口やクロッシングせたがやなど、庁内で認識を共有し、情報共有と相談支援への接続を強化すべきです。見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○河島高齢福祉部長　私からは、在留資格制度の変更による介護分野の外国籍従事者とその家族への影響について御答弁いたします。

区では、第九期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、介護人材の確保及び育成・定着支援を計画目標達成に向け取り組む施策として位置づけ、外国人介護従事者を含む多様な人材の確保に取り組んでまいりました。次期計画素案においても介護人材の確保及び安定的経営に向けた支援を重点的な取組として位置づけており、区として重要な課題であると認識しております。

外国人人材を雇用する区内介護事業所も多く、今回の在留手続手数料の改定は人材確保、定着や事業所経営に一定の影響を及ぼすものと想定され、安定的なサービス提供の観点からも、影響を把握する必要があると認識しております。

影響の把握に当たっては、介護事業所からの情報収集に努めるとともに、あわせて、事業者側の状況だけでなく、外国人介護従事者本人やその家族の就労、生活上の課題を把握することも必要であることから、その声を把握する方策についても検討してまいります。

以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、在留資格制度の変更による地域への影響と多文化共生のまちづくりに関して二点御答弁いたします。

まず、建設分野における雇用主と労働者及びその家族への影響に関する実態把握と多文化共生への取組につなげることについてです。

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例では、基本的方針の一つとして、区民生活を支える多様な地域産業の基盤強化を掲げ、区民生活を守る建設業の振興を区の重要な経済産業施策に位置づけているところです。

区の産業基礎調査では、採用活動を行っている建設事業者の二五％が外国人を雇用しており、建設業の現場を支え、都市基盤や生活基盤を守る存在であると考えております。

お話しの手数料改定は、外国人労働者に加え、事業者の経営や区民生活への影響も生じる可能性があることから、実態把握が必要であると認識しています。

区といたしましては、事業者とそこで働く外国人やその家族への影響も把握できるよう、建設事業者との意見交換会や日常的な対話、事業者等へのアンケート調査など、生活文化政策部とも連携し、有効な情報収集の方法を検討してまいります。

次に、外国人事業者と商店街など地域経済に及ぼす影響に関する実態把握についてです。

令和七年十月に在留資格、経営・管理の許可基準が改正され、常勤職員の雇用義務化や資本金の要件が従来の五百万円から三千万円に引き上げられるなど、事業の実体性や継続

性について、審査がより厳格化されました。こうした要件変更に加え、十月からは在留手続の手数料増額も予定されており、これまで飲食店等を経営してきた外国人の出国が急増しているとの報道もございます。

小規模ながら地域に長年愛されてきた店舗の減少など、区としても、地域の魅力や地域経済への影響、区民生活を支える多様な地域産業の持続性確保の観点からも懸念しているところです。

区や産業振興公社の窓口では、現時点ではこの制度変更に関する相談は確認されていないところですが、事業継続や雇用、商店街など地域経済への影響を把握するため、外国人経営者を含めた事業者へのアンケート調査や商店街への聞き取り調査等、実態把握に向け多角的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**中西生活文化政策部長**　私からは二点お答えいたします。

まず、親の在留の不安定化が子どもに及ぼす影響につきまして、外国人区民アンケートの項目追加、また、子ども自身の声を把握する手法の検討についてです。

区は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、第二次多文化共生プランを策定し、外国人住民の生活基盤の充実や分かりやすい情報提供、相談支援などに取り組んでいます。

在留資格制度の変更による生活への影響は、本人のみならず、その家族や子どもにも影響を及ぼし得るものであることから、区としてもその影響や実態を把握し、必要な施策につなげていくことが重要であると認識しております。

現在、（仮称）第三次多文化共生プラン策定に先立つ外国人の子ども世代の実態把握として、小学四年生から中学三年生の世代を対象にアンケート調査を実施し、十五歳以上の在住外国人対象の意識実態調査と併せて実態把握に努めているところです。

来年度以降、在留資格の変更が子どもに及ぼす影響に関して、例年実施している外国人区民のアンケート調査に、学齢期の子どもがいる家庭向けの新たな質問項目を設け、その実態把握に取り組むとともに、子ども自身の意見を把握する方法も検討していきます。

次に、在留資格の変更につき、分かりやすい情報提供の充実、また、相談支援につながることができる環境の整備についてお答えいたします。

在留資格制度の変更に関する情報提供を含め、区としては、在留外国人に対して必要な

情報が届き、相談や支援につながることができる環境を整える必要があると認識しており、多言語化、やさしい日本語の活用、相談体制の整備や関係機関との連携など、生活を支える仕組みを推進しているところです。

次期多文化共生プランの策定に向けた在留外国人へのヒアリングにおいても、行政情報が届きにくいという声も聞いており、区も在留制度の変更等について、区ホームページやクロッシングせたがやを通じた情報発信に努めるとともに、さらなる周知の強化を進めていきます。

また、外国人相談窓口やクロッシングせたがやでのさらに丁寧な対応を促すとともに、庁内関係所管に対しても、在留制度変更が外国人の生活に影響する可能性があることも考慮した対応を行うよう、情報を共有し、必要な支援に適切につなげられるよう連携を図ってまいります。

以上でございます。

○山田学校教育部長　私からは、在留資格制度の変更の学校や本人、保護者への周知の強化などにつきまして御答弁いたします。

帰国・外国人教育相談室では、外国にルーツを持つ児童生徒や保護者、また学校からの相談に応じるとともに、学校とも協議しながら対応しております。

これまでのところ、相談室からは在留資格に関連した相談についての報告は受けてございませんが、児童生徒の状況を適切に把握することが重要であることから、相談室だけでなく各学校においても、在留資格制度の変更が児童生徒の就学継続や生活環境等に影響を及ぼす場合があることを十分理解しておく必要がございます。

今後は、保護者や学校に対して相談室の利用を周知する際に、併せて議員御指摘の在留資格制度の変更により児童生徒に生じている問題なども情報提供し、理解が深まるよう取り組んでまいります。また、相談室に寄せられている相談の内容や傾向をこれまで以上に丁寧に分析、整理し、問題の把握に努めるとともに、学校とも連携し、適切な相談窓口につなげられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松本子ども･若者部長　私からは、在留資格制度の変更に関し、子どもの権利保障の観点から御答弁いたします。

世田谷区子どもの権利条例では、子どもは生まれながらにして今を生きる権利の主体であることを定めており、国籍等にかかわらず、いかなる理由でも差別されない権利、子ど

もにとって最もよいことが何かを考えられる権利などを保障しております。

お話しの在留資格制度の変更により親の在留資格の更新が認められない場合や在留資格の変更を余儀なくされる場合などは、子ども自身では解決することができない事情であり、子どもに不安や不利益、孤立感など、その成長や心身の状況等に大きな影響を及ぼし得る事態であるとともに、子どもの権利保障上の課題であると認識しております。

このような場合でも、区は子どもの権利の視点に立ち、子ども本人の意見や思いに丁寧に寄り添い、その最善の利益を踏まえながら、学びや生活、人とのつながりが可能な限り継続されるよう努めることが肝要であると考えております。

こうした事例を把握した際には、必要に応じて関係所管と情報共有を図り、適切な支援につなぐなど、庁内で連携を取りながら、子どもの権利が可能な限り保障されるよう努めてまいります。

以上です。

○十四番　おのみずき議員　ただいま各部から御答弁がありましたけれども、本当に影響は本人のみならず区民生活の様々な分野に及びます。多文化共生推進を条例上の責務とする区として、こうした影響を区政の重要な課題と捉え、各所管が把握した実態や課題を庁内で横断的に共有し、必要な対応につなげていくべきです。あわせて、今回把握した具体的な影響を国にも伝え、制度検証や運用に反映するよう働きかけていただきたいです。区長の見解を伺います。

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　おの議員の再質問にお答えします。

区では、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例を持っておりまして、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らして活躍できる地域共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。

少子・高齢化の進展は、日本のみならず東アジアで、中国、韓国、台湾と、いずれも合計特殊出生率は一を切っており、あるいは一をやや上回る程度で、大変深刻でございます。外国人労働者の必要性は各国とも高まっており、働き手として今後来日していただくにしても、円が安くなり、各国ともに厳しい競争環境にあるということを認識しておかなければいけないと思います。

多文化共生を掲げてきた日本において、人として尊重され、互いにサポートし合う社会が必要だと一層感じております。各所管から答弁しましたが、それぞれの、特にこの半年

間顕在化している実態や課題について、庁内横断的に情報共有を図りながら、身近な自治体だからこそ早く把握できる変化、あるいはその兆しについて、この内容、影響の把握をしっかり行って、対応につなげてまいります。

在留資格制度は国の法令に基づく制度でありますが、その制度変更によって、外国人住民の就労をはじめ、地域における様々な分野での影響が出てくる可能性もあります。国に対しても、機会を捉え、自治体の現場で把握した具体的な影響をしっかり伝え、今後のこの制度の検証や運用に反映されていくようしっかりと伝えて、働きかけてまいります。

以上です。

○石川ナオミ議長　以上でおのみずき議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

百円、政令指定都市で四千円です。報告書には、「一時間当たりの派遣単価は、最低三千円以上とするのが適切であると考えられる。また、専門的な内容の派遣依頼に応える手話通訳士の場合は、これに割増した派遣単価の設定が求められる。」と書かれています。

令和四年、二〇二二年三月、社会福祉法人全国手話研修センターの手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業によると、手話通訳の報酬は自治体によってかなり差があるが、最低賃金以下の一時間当たり五百円で全くの有償ボランティア扱いとなっている自治体から、一定の専門性を認められていると考えられる金額、三千円や五千円等を出しているところもあったとされています。

手話通訳者の方にお話を伺いましたが、仕事は不定期で収入が安定せず、主たる仕事を持ちながら、空いている時間、つまり休みを使って仕事をしている、仕事を断ると次の仕事が来なくなるのではと無理してやっている人もいる、報酬についても上げてほしいとのことでした。手話通訳者の献身的な努力によって成り立っているとも言えるのではないでしょうか。

世田谷区の場合、二時間まで五千六百二十円、三時間まで七千九百三十円です。一時間当たりでは二千八百十円、二時間を超えると二千三百十円と、特別な技能を持ちながら、この報酬は適切なのか。手話通訳者の確保のためにも改善が必要ではないでしょうか。区の見解を伺います。

また、区職員の手話言語への理解も不可欠です。福祉・区民生活領域など、窓口対応を行う職場では、会計年度任用職員含め、手話言語への理解を深める研修が必要です。手話通訳者が待機していることを本庁以外の職場でも認識し、必要な仕組みを十分に活用できるようにすべきです。見解を伺います。

三点目、災害時の情報を取得するために必要な措置についてです。聴覚障害者の方から、避難行動要支援者への個別避難計画兼調査票の内容が不十分なのではないかと伺いました。

どんなことが困り事なのか、個別の状況が調査票では分かりにくい。改善が必要ではないでしょうか。さらに、調査票の問合せ先に電話番号の記載しかされていません。聴覚障害者の方は利用できませんので、ファクス番号などの記載を求めます。見解を伺います。

また、避難所などで聴覚障害者の皆さんが困らないように、手話ができる職員を増やす取組が必要ではないでしょうか。プロジェクトチームで手話のスキルを高めるチームがあってもいいと思います。外国語の得意な職員の協力員登録のような仕組みも必要だと思

います。今後検討していただくことを要望します。

次に、グリーフサポートについて伺います。

グリーフとは、死別等によって大切な人やものを失って感じる悲しみや傷つき、そして様々な心身の反応のことです。

世田谷区では、一般社団法人グリーフサポートせたがやが、グリーフや心の痛みを抱えて一人で悩んでいる方などに寄り添う支援、グリーフサポート事業を実施しています。死別喪失だけでなく、離別、暴力被害、紛争や自然災害による被災、失業や就職難、貧困、いじめ、年齢、性、民族、宗教、障害、性指向や性自認などによる差別、結婚を選ばない生き方や不妊などへの社会の不寛容など、直接、間接的な要因に起因する全てをグリーフと大変広く捉えています。答えのないサポートであり、成果が見えづらい事業ですが、必要な人に確実に届くことが重要です。

先日、死別体験をした大人を対象としたプログラムに参加してきました。喪失体験を持つ人同士、話をしたり聞いたりする中で、自らのグリーフに触れる機会、時間を持つためのプログラムです。長い時間を経て、何かのきっかけで喪失感を味わったり、反対に感じないことで後ろめたさを感じたり、経験は様々ですが、参加者は、来てよかったという感想を持たれていたと感じました。

必要な人にグリーフサポートが届けられるように、戸籍、人権・男女共同参画、生活支援、高齢福祉、障害福祉、文化・国際など、所管をまたいだ啓発が必要ではないでしょうか。とりわけ、親の死別に限らず、離婚や別居などを経験した子どもへの支援は、学校との連携が求められます。また、スクールカウンセラーへの周知も必要です。見解を伺います。

次に、奨学金の問題です。

世田谷区は、児童養護施設出身などの若者向けのフェアスタート事業に続き、生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金として、学費、教材費、パソコン、通学交通費を給付しています。

生活保護制度では、保護費を受けながら大学に通うことは認められていないため、生活保護受給世帯の子どもが大学等に通うには、自身を保護の支給対象から外す世帯分離をして、生活費を自分で稼ぎ、学費も工面しなければなりません。

こうした国の制度の隙間で進学を諦めている若者がいる実情があり、進学にブレーキがかかってしまう状況の改善を目指したわけですが、この間の成果について伺います。

一方、貸与型の奨学金の金利が急騰し、返済にも重大な影響が出ています。約二割近くの学生が利用する有利子奨学金の利率が急上昇し、二〇二一年卒業の人の場合、利率が五年ごとに見直しされる利率見直し方式の利率が、二十一年三月の〇・〇〇四％から二十六年三月には一・三％へと、卒業当初の利率から三百二十五倍にも増えている異常事態です。返済中の世代や新社会人となる若者、奨学金を借りて大学生活を送る学生も多大な不安を抱いています。

貸与型有利子奨学金を借りている学生、返済中の方への金利の急騰に対応する緊急の利子補塡ができないか、伺います。

金利の急騰を招いたのは、高市政権の積極財政です。政府の責任で救済策を取ることが必要です。政権の失政で若い世代が重い負担を負い、将来の見通しが立たない事態は重大です。給付制を増やし、有利子型は廃止すること、また、今回政府が招いた金利急騰への救済策を緊急に講ずべきであると国に求めていただきたい。見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○杉中障害福祉部長　私からは、手話言語条例に関連して二点御答弁いたします。

まず、手話通訳者の報酬額についてです。世田谷区手話言語条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、区民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることを目的としております。

手話通訳者は、聴覚障害の方と聞こえる方をつなぎ、円滑なコミュニケーションを保障する重要な役割を担う大切な専門的人材であると考えております。そのことを踏まえ、手話通訳者の報酬額について、令和六年四月に、東京都及び他自治体の報酬額を参考に、派遣開始二時間の報酬額を五千六百二十円に改定いたしました。

区としては、引き続き手話通訳者が活動しやすい環境整備に努めていくとともに、報酬額について、他自治体の動向も把握しながら、必要な措置を講じてまいります。

次に、区職員の手話への理解促進についてです。

区は、令和六年四月の手話言語条例施行に合わせて、本庁舎内の待機手話通訳者の配置時間の延長に加えて、本庁舎以外の様々な窓口で手話によるコミュニケーションが可能となるよう、遠隔手話通訳サービスを導入しました。

手話を使うことのできる聴覚障害者が適切な支援を受けるために、くみん窓口をはじめ、窓口を担当する職員がこれらの情報コミュニケーション支援サービスについて理解しておくことは重要と考えております。

今後は、所管部と連携の上、既存の研修の枠組みを活用しながら、手話言語条例及び障害者の情報コミュニケーション支援サービスの周知を図るとともに、職員の手話に対する理解促進に取り組んでまいります。

以上です。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、個別避難計画について御答弁いたします。

区では、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランにおいて、災害時に配慮を要する方を対象に個別避難計画の作成に取り組んでおります。

計画書は、対象者が誰と一緒にどこへ避難するか、安全かつ速やかに生命の安全を確保することを念頭に作成し、御親族や支援者と共有していただくことを想定しております。

区といたしましては、個別避難計画を活用した安否確認と避難後の要配慮者の支援体制の整備につき、関係所管と連携し、有事の備えの充実に取り組んでまいります。

また、議員御指摘の点につきましては、問合せ先にファクス番号を併記するなど、改善を図ってまいります。

以上です。

○向山世田谷保健所長　私からは、グリーフサポート、グリーフケアについてお答えを申し上げます。

区では、身近な人との死別等による悲嘆を抱える方への支援として相談事業を実施しており、ホームページや死亡届提出時のリーフレットによる案内、各種の講座、研修や区民施設への配架など、幅広く事業周知を行っております。

児童館や青少年交流センターなど、子ども、若者が利用する施設へのチラシの配架を行っていますが、グリーフケアを必要とする子どもに情報を届けるためには、学校との連携強化が必要であると認識しています。

今後、スクールカウンセラーへの周知など、効果的に情報を届けるための取組について、教育委員会と連携して検討してまいります。

私からは以上です。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、グリーフサポートについてスクールカウンセラーへ周知することについて御答弁をいたします。

教育委員会では、スクールカウンセラーを全ての区立小中学校に配置しており、学校現場における心理の専門家として、児童生徒や保護者、教職員からの相談を受けております。児童生徒の家庭や家族に関する相談も受け付けており、その中で親しい人との離別や

死別に関する相談も想定されます。

グリーフサポートについては、スクールカウンセラー連絡会等の機会を捉えて周知に取り組み、より適切な相談支援の実施に努めてまいります。

以上です。

○松本子ども･若者部長　私からは、奨学金に関し三点御答弁いたします。

初めに、生活保護世帯から大学等に進学する若者のための給付型奨学金のこの間の成果についてです。

生活保護世帯から大学等に進学する若者のための給付型奨学金は、子どもが大学に進学すると生活保護の適用から外れ、出身世帯の保護費が年間五十万円以上減額となり、このことが低い大学進学率につながっているという国の制度のはざまに着目した区独自の制度です。

この間の奨学生は、令和六年度は五十八人、令和七年度は六十四人であり、今年度は対象となり得る全ての若者を捕捉し、五十四人に支給しております。

国の修学支援新制度を利用していない若者には、申請の働きかけを行うとともに、若年女性の居場所ゆうカフェや若者向け無料体験プログラム等の情報提供も行っているところです。

今後も、各地域の保健福祉センターと連携しながら、奨学金の提供のみならず、学費等の負担軽減や、若者が利用できる居場所等に関する情報提供を通じて、伴走して支援してまいります。

次に、貸与型奨学金を借りている方への利子補塡や奨学金返還支援についてです。

貸与型奨学金の返還の難しさについては、学費の高騰、保護者の生活困窮、低賃金、不安定雇用の拡大等といった、本人を取り巻く社会の構造的な問題があると認識しております。

基礎自治体として、独自の負担軽減の実施にはその規模からも限界があり、家庭の教育費負担が高い日本の現状を考えますと、国による取組が重要であると考えております。

区としましては、限られた財源の中で、より困難を抱える子どもへの支援を優先すべきであり、制度のはざまで著しく進学率が低い子どもの状況改善の取組を進めてまいりました。

貸与型奨学金を利用している学生に対しましては、区ホームページ等を通じまして、在学時に活用可能な財団や企業等の民間の奨学金等の情報提供や、奨学金の返還に困った際

の方法の周知を行うなど、高等教育の進学に向けた支援の充実を図ってまいります。

次に、有利子型を廃止することや、金利急騰への救済策を国に求めるべきとの御質問についてです。

この間、特別区長会における国、東京都の施策及び予算に関する要望においては、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に則し、大学等に進学した生活保護世帯の子どもを世帯分離する取扱いについて見直し、大学等への進学後も保護適用を図ってほしい旨を要望し続けております。

国の制度の周知、普及に努めるとともに、有利子による貸与型奨学金ではなく、給付型奨学金のより一層の拡充や、貸与型奨学金の無理のない柔軟な返還制度と、金利上昇などにより返還困難に陥った際の救済制度の取組を、これからも機会を捉えて国に要望してまいります。

以上です。

○二十七番　坂本みえこ議員　グリーフサポートについて、養護教諭への周知も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、グリーフサポートにおける養護教諭への周知についての再質問に御答弁いたします。

養護教諭は、学校における児童生徒の健康管理と教育支援の専門職として、児童生徒の健康を守る役割を果たしております。児童生徒から様々な相談を受ける窓口の一つであり、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医などとも連携を図りまして、心身の健康課題に対応しているところでございます。

こうした児童生徒からの相談におきましては、お話しの親しい人との離別や死別などに関する相談も想定されているところでございます。

グリーフサポートにつきましては、養護教諭の研修会等を通じて周知を行うなど、養護教諭が相談の担い手として必要な知識を持って職務に当たれるよう支援に努めてまいります。

以上です。

○二十七番　坂本みえこ議員　以上で終わります。

○石川ナオミ議長　以上で坂本みえこ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時十一分休憩

―――――――――――――――――――――

午後四時三十分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

十九番真鍋よしゆき議員。

〔十九番真鍋よしゆき議員登壇〕（拍手）

○**十九番　真鍋よしゆき議員**　区内二十八か所のまちづくりセンターの人口、面積に応じた各種職員の配置について伺ってまいります。

最近、あるあんしんすこやかセンターが多忙を極めており、スタッフが足らないのではないか、大丈夫なんだろうかという心配の声を聞きます。そこで、二十八か所のまちづくりセンターの各種の職員配置について区に伺ってみました。

令和八年四月十三日時点の数字でありますけれども、まちづくりセンターの区内の住民ですけれども、最大で六万四千三百五十人、最小で一万七千四百十人、約三・七倍の差があります。ちなみに、面積ですけれども、最大の区域が三・九七平方キロメートル、最小が一・〇二平方キロメートル、約三・九倍の差があります。職員は五名から六名でございますので、職員一人当たりの地域住民は最大で一万七百二十五人、最小で三千百十七人、三・四倍の差があります。社会福祉協議会の職員はおのおの二名ですので、職員一人当たりの住民は最大で三万二千百七十五人、最小で八千七百五人、約三・七倍の差があります。あんしんすこやかセンターですけれども、職員一人当たりの高齢者人口、最大で千三百四十三人、最小で五百十五人、約二・六倍の差があります。

改めてこのような数字を確認しますと、結構差があるなと。仕事の内容はいろいろあるんでしょうけれども、この体制で大丈夫なのかという率直な感想を持ちました。

そこで、まずは、まちづくりセンターの職員は五人から六人でありますけれども、この体制で問題はないのか、今後の対応を検討されているのか、まずお尋ねします。

次に、社会福祉協議会のスタッフは一律二名でありますけれども、この配置で問題はないのか伺います。

三つ目は、あんしんすこやかセンターのスタッフの配置でありますけれども、今のままで大丈夫なのか、区はどのように認識され、今後対応されるのか伺います。

このことにつきましては、今日のこの質問を皮切りにいろいろな機会でやっていきたいと思うんですけれども、まずはこの点について公の場で確認をしたいと思います。

次に、入札制度における総合評価方式についてお尋ねをしてまいります。

ともすれば価格競争のみがクローズアップされる中、適正価格の在り方、地域貢献の評価、区内事業者の育成など、様々な観点から総合評価方式が導入をされました。これに対しては大変期待を持っているわけでありますけれども、四割まで実行していたわけですけれども、当初はこれを区はどんどん拡大していくよという説明を受けた記憶がありますが、どうもその方針は変わりつつあるのではないかという感触を私は持っています。今、区はこの総合評価方式についてどのようにこれから実行していこうとしているのか、改めてお尋ねをします。

また、もう一つは、この総合評価方式、これは全国版と同じで世田谷区独自のものじゃないんじゃないかという声が多く聞こえます。

例えば、区は様々な団体と防災等の協定を結んでおられます。今日もいろいろ議論がありましたけれども、災害対策のために訓練を重ねて、そして区民を守るために活動してもらいたい、誰もが願うことでありますが、それだけに、例えば、この訓練に参加していただいた団体加盟の事業者に地域貢献ポイントを付与する等、いろいろと考えられるわけです。当然、区も区独自の総合評価方式にこのようなことを組み入れていくと私は思いますけれども、改めて、世田谷区独自の総合評価方式の確立について、区はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

続いて、定期借家法の活用についてお尋ねをしてまいります。

これまでも区内の空き家、空き室の活用について私も何度も、また議会の中でもいろいろな角度から質問があり、何より大事なのは、世田谷区にあるこれだけ貴重な財産を活用しない手はないということであります。

借地借家法については、戦前の徴兵された方が外地、戦地に赴き、帰ってきたらうちがないなんてことになったら大変ですから、大変借手に強い借地借家法でありましたけれども、これも改正となったわけですが、まだまだいろんな点で貸手側の不安が残っていると伺っております。御案内のとおり、定期借家法であるならば、一定期間を定めて、そして返してもらう。また、もちろんこれは継続することもできますので、私は、定期借家法はもうそれで終わりということではなくて、継続を前提に、しかし、トラブルを防ぐためには有効な活用だと思います。

そこでお尋ねしますが、区内の空き家、空き室の活用に定期借家法は有効と考えます。特に、例えば今、おでかけひろばを一生懸命探している方、多くいらっしゃいますけれど

も、なかなか今の助成金では借りられません。このような地域貢献事業にこの定期借家法の活用、有効だと思いますが、区のお考えはいかがでしょうか。

また、生活保護受給者の住宅支援についても定期借家法の活用が有効と考えます。区のお考えを伺いたいと思います。

ともすれば、区のほうがこれを認めていないなんていう声もいろいろ聞いておりますので、この公の席で、この生活保護受給者の住宅支援についての定期借家法の活用について、区の見解を伺い、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○有馬地域行政部長　私からは、まちづくりセンターの職員体制についてお答えいたします。

まちづくりセンターの職員については、総合支所や出張所との併設という立地条件、人口や面積、各地区における相談業務の状況、町会・自治会等の地域活動団体数、防災塾や避難所運営をはじめとする地区防災活動の状況、地区、地域ごとの特性や業務量を総合的に勘案し、平成二十五年度から常勤職員五名から六名と会計年度任用職員を最大四名配置しております。

四者連携により作成している地区アセスメントを見てみますと、防災、担い手、居場所、つながりなどが各地区の共通課題となっており、今後ますます取組を強化していく必要がございます。そこで、人口動態や地区・地域課題の変化等を踏まえ、業務の効率化や応援体制の活用を図ってまいります。

区としましては、地域行政推進条例の趣旨を踏まえながら、地区課題に適切に対応できるよう、体制整備と機能強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山戸保健福祉政策部長　私からは二点御答弁いたします。

最初に、福祉の相談窓口における社会福祉協議会のスタッフ数についてです。

社会福祉協議会では、各地区に担当職員二名を配置し、福祉の相談窓口における相談支援や地域資源開発、地域づくりに取り組んでおります。

各地区では人口や面積の規模による業務負担の差異が生じる場合がありますが、地区ごとの課題の状況には違いがあり、近年では相談内容も多様化、複雑化しております。そのため、業務量は、人口や面積に加え、困難ケース件数や相談状況など、各地区の特性を踏まえて捉える必要があり、地区ごとに異なるものと認識しております。

このような状況を踏まえ、社会福祉協議会では、令和六年四月より、五つの地域事務所

に主任級職員である地域福祉コーディネーターをそれぞれ一名配置しました。地区担当職員は、地域事務所や社協本部による支援体制の下で活動するとともに、困難ケースの発生時などには、地区をまたいで活動する地域福祉コーディネーターによる助言や実務支援を受けながら活動しております。

今後も相談件数や地域課題の状況を把握しながら、地域包括ケアシステムの一翼を担う組織体制を整えてまいります。

次に、生活保護受給者の定期借家法の活用についてです。

定期借家法による賃貸借契約では、期間満了後は再契約によらない限り契約は終了することとなります。再度の転居費用発生のリスクがあるものの、生活保護受給者の方が締結する賃貸借契約においては、契約形態のみを理由として住宅扶助の対象外とするものではなく、定期借家契約における住宅扶助の支給は可能となっており、昨今の家賃高騰への対応の一つであると考えております。

一方で、高齢者の方などについては、契約期間満了時に転居が必要となることによる生活上の負担や健康面への影響も考慮すると、定期借家法による賃貸借契約が活用できない場合もあり、状況に応じてほかの物件について情報提供や助言を行うことがあります。

いずれにいたしましても、住宅契約に関する相談に際しては、制度の内容について誤解が生じることのないよう、丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

○河島高齢福祉部長　私からは、まちづくりセンターの人口面積に応じたあんしんすこやかセンター職員の配置について御答弁いたします。

あんしんすこやかセンターの職員数については、センターの運営に必要な人員に加え、地区ごとの高齢者人口に比例した職員を配置するよう基準条例を定めております。また、福祉の相談窓口として高齢者以外からの相談にも対応するため、条例の基準に一律で上乗せした人員を配置しています。

区では、多様化する高齢者ニーズや高齢者人口の増加等による業務量の変化に対応するため、条例改正によって世田谷版地域包括ケアが始まった十年前と比べ人員を増強してきたところですが、あんしんすこやかセンターの相談件数は同じく十年前と比べ約一・五倍増加していることに加え、複合化、複雑化する相談への対応力が求められる状況がございます。

こうした状況を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化による業務負担の軽減

や、区独自の宿舎借り上げ支援の対象にあんしんすこやかセンター職員も含めるなど、福利厚生の向上にも配慮し、あんしんすこやかセンターの負担軽減を図ってまいります。

今後、相談件数や高齢者人口の動向を注視し、必要に応じて配置基準の見直しを検討するとともに、区民への必要な支援が滞ることがないよう、庁内関係所管及び福祉の相談窓口による支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○**田村財務部長**　私からは、入札制度における世田谷区独自の総合評価方式の確立について二点御答弁いたします。

まず、総合評価方式は当初は拡大していくとしていたが、その考えは現在どうなっているかとの御質問に御答弁いたします。

区における建設工事総合評価方式は、令和四年度より年間発注件数の約一割を対象として試行を開始し、その後、対象件数を段階的に拡大してまいりました。令和六年度には建設共同企業体による議決案件にも適用範囲を広げ、今年度は年間発注件数の約四割を対象として本格実施を行っております。

一方で、この間の急激な物価高騰や労務費の上昇、慢性的な技術者不足に加え、民間工事需要の高まりなど、建設業を取り巻く環境の変化を背景に入札不調や一者応札の増加が見られ、参加事業者の確保が課題となっております。また、制度運用を重ねる中で、価格以外の評価点の差が明確になり、一部の工種では特定事業者への落札が集中する傾向が生じております。

こうした状況の下で対象件数をさらに拡大した場合、受注機会の偏在による入札参加者の固定化や新規参入の停滞などを招き、競争性の低下につながるおそれがあることから、慎重な判断が必要であると考えております。

このため、区としては、現在の実施規模を維持しながら、引き続き制度の効果や課題を見極めるとともに、今後さらなる競争性の確保が見込める場合には、対象件数の拡大について検討いたします。

次に、地域貢献などをもっと反映させる区独自の総合評価方式を求める声を多く聞くが、どう対応するのかとの御質問に御答弁いたします。

現在、区の建設工事総合評価方式においては、区との災害時協力協定の締結状況及び活動実績を評価項目としております。その中で、活動実績については、災害発生時の区の要請に基づいて実施した活動に限って評価対象としているため、加点につながらず、地域貢

献の評価として十分に機能していないとの御意見があることは承知しております。

区としましても、地域に根差した事業者が平時から行っている地域貢献活動について適切に評価する仕組みが重要であると認識しております。例えば、区が実施する防災訓練や防災イベントへの参加など、災害に備えた日頃からの取組についても地域貢献として適切に評価できるよう、客観性及び公平性を確保した評価制度の構築に向けて具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○佐藤都市整備政策部長　私からは、区内の空き家、空き室の活用への定期借家法の活用についてお答えいたします。

区では、空き家等地域貢献活用助成事業を推進し、これまで多世代交流拠点などへの活用が実現しており、引き続き御協力いただける空き家所有者の発掘に努めてまいります。

議員御提案の定期借家契約については、あらかじめ賃貸期間を定めることで、所有者が将来の建物利用について見通しを持ちやすく、一定期間の活用に踏み出しやすくなることから、空き家等の活用意向を高めることにもつながる制度として活用できると考えております。

契約内容は所有者と活用団体との間で定めるため、区といたしましては、それぞれの意向や活用期間に応じ、契約形態の種類についても相談窓口を通じて丁寧に情報提供し、地域交流の拠点づくりにつなげてまいります。

以上です。

○十九番　真鍋よしゆき議員　お答えいろいろありがとうございました。それぞれ前向きな答弁だったと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私はまちづくりセンターというのも今、名前が定着しつつあると思いますが、あれはその前がまちづくり出張所、その前が出張所でありまして、その出張所に行けばいろいろな手続がみんなできちゃうということで、地方分権であるとか地域行政とか、大変私は役に立っていたと思っています。

その時代時代に組織のいろんな見直しや、体制が変わっていく、これはあり得ると思うんですけれども、今から考えてみたら、この二十八か所がみんな窓口になっていてマイナンバーまで考えていったら、あのまま残っていたらどうなっていたんだろうって、ちょっとやっぱり想像してみたくなってしまうんですね。地域行政の条例ができて、何となく、その地域を熱くすると言いながら、実は中央集権になっているんじゃないかなとちょっと

漠然とした思いもあるんです。

ですから、やはり一番区民に身近な出先の機関がいろいろ変わっていった。今の在り方で本当にいいのか、一旦決まったらそれは絶対なのか、これは絶対では私はないと思います。これからの世田谷区がどんな行政を担っていくのか、これは大きな重要な課題だと思いますので、これからも機会あるたびに質問してまいりたいと思います。

あとは決算特別委員会で質問してまいります。

以上で終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で真鍋よしゆき議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

業者ごとに備えを進められるようにすることが重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための持続性ある介護予防サービスに向けて伺います。

第十期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）において、介護予防は、区民の健康寿命を延ばす観点から、重点取組に位置づけられています。年を重ねると少しずつできないことが増えてきますが、例えば日常的な家事などを手助けしてもらい、無理をし過ぎないことで、在宅で自立状態をできるだけ長く維持していく効果が期待できます。

要支援一、二、または区の要件に当てはまる高齢者を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業――以下総合事業――は、比較的自立度の高い方の健康寿命を支える仕組みです。総合事業のうち、訪問介護サービスと生活援助サービスは、指定された訪問介護事業者が担っています。

当区において総合事業の訪問介護指定事業者は年々減り続け、区内事業者の九割を網羅するハートページの掲載を見ると、二〇一九年は全体の約八一％が指定を受けていましたが、二〇二五年には約六四％まで落ち込みました。しかも、実際のところ、あんしんすこやかセンターが依頼の連絡をしても断られることが非常に多いと聞いており、サービス供給の持続性に課題があります。

区民にとって必要な支援にもかかわらず事業者が総合事業を請け負わない主な原因は、報酬単価が低い家事援助などの生活援助サービスが主軸となっていることが挙げられます。しかし、総合事業は介護保険と異なり、自治体の采配で処遇改善ができます。

指定事業者が減少し続ける現状と高齢化率上昇に伴うニーズの増加とのギャップ、また、国の要介護一、二を総合事業の対象にする議論など、自治体が担う総合事業への負担が増える傾向に鑑み、事業者に対して総合事業離れを防ぐ手だてが求められます。区民への介護予防サービスの今後の展開について、区の見解を伺います。

総合事業は介護予防を担う重要な仕組みにもかかわらず、事業者の経営継続の観点からは足を引っ張っていると思われかねない事態となっています。

昨年度から始まった介護事業者経営改善支援事業において、区が委託したコンサルティング会社の支援を受けた事業者の方からお話を聞きました。コンサル会社からは、大規模マンションなどをターゲットに、狭い移動エリアの中でできるだけ多くの三十分ケアの顧客をつかめと指導を受けたそうです。ケアとケアの移動時間がかかる案件や、寝たきり、

認知症のケース、入浴、食事のサービスは利益率が悪いため、区民へのケアは断れということでしょうか。

もちろん当区では長年介護サービスを担っている事業者の方々は数字だけを追うようなことはしませんが、将来的には、事業者が利用者である区民を効率化の下で取捨選択するようになるでしょう。中でも、総合事業の訪問・生活援助サービスを真っ先に切る判断がされることは明白です。

今年度、経営改善支援事業の現在の事業者の委託期間が満了となります。次年度は、現状触れられていない総合事業を含めた経営改善支援とすることを求めます。また、効率化を求められる介護事業者がコンサルティング会社との関係に煮詰まらないよう、区に相談できる体制を明確にすべきと考えます。見解を伺います。

最後に、障害者児への断らない移動支援サービスについて伺います。

自治体の裁量で実施される移動支援事業は、障害のある子ども、成人を対象としています。学校の登下校や通所施設への送迎、日用品の買物など、社会生活の上で必要不可欠な外出と、生き生きとした暮らしをつくる散歩や行楽などの余暇活動を支えています。

三日間の養成研修を修了した後、介護事業者への登録を経て、ガイドヘルパーとして支援に当たることができます。しかし、必要なニーズに対しサービスが提供できておらず、事業者間の必死の調整や家族の負担により成り立っているのが実情です。昨年度の研修修了者は六十六名でしたが、そのうち事業者の登録に至った人は二十八名と四割ほどにとどまっており、ここ数年同じような推移となっています。

ガイドヘルパー研修の受講者と研修修了後の事業者登録を増やす策を講じるべきと考えます。多様な人材確保へ向けて周知を強化し、現状、土日に終日かけて対面のみで実施している養成研修について、開催時間の変更やオンラインの併用、アーカイブの活用など、受講しやすい工夫の検討を求めます。また、研修終了後の事業者登録についても丁寧な説明、相談体制を整えるなど、働きかけを強化すべきと考えます。区の見解を伺います。

介護者の不足が叫ばれて久しい昨今ですが、先ほどの総合事業と同様、移動支援も報酬単価が非常に低く、いわゆる効率の悪い事業であることもお伝えしなければなりません。

移動支援は、例えば学校の登下校の場合、子どもに付き添った片道分の時間しか報酬対象になりません。起点と終点が異なるケースは、拘束時間に対して最低賃金も守れない奉仕的なサービスとなってしまいます。また、移動支援には、体に触れる身体介護ありと体に触れない身体介護なしの二種類があり、特に身体介護なしのケアは報酬の低さから敬遠

されています。

区から支給決定された時間に対し、実際に移動支援サービスが提供された時間を見てみると、実施率の年間平均は、身体介護ありで二八％、身体介護なしで一六％となっています。これは、区民の移動の権利を守る上で深刻な数字と言えます。特に子どもの場合、身体介護ありで二九％、身体介護なしでは五・五％しかサービス提供ができていません。子どもの学ぶ権利の保障、保護者の就労の継続を脅かしかねないこの事態も含め、現場で何が起きているのか早急に調査すべきです。

移動支援事業については、報酬体系を区の采配で決めることができます。報酬単価の引上げや、利用者を伴わない移動時間に対する助成など、処遇体系の見直しを求めます。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○河島高齢福祉部長　私からは三点、順次御答弁いたします。

初めに、発災時の備えについての介護サービス事業者への周知についてです。

区では、震災等の災害発生時においても、高齢者の生活を支える介護サービスが必要な方に継続的に提供されることが重要であると考えております。

災害が発生した場合、国から、人員基準等の弾力的な運用、暫定ケアプランによる介護サービスの利用、被保険者証を提示できない場合の取扱いなど、被災者支援のための各種事務連絡が発出され、柔軟かつ迅速に対応できるような仕組みになっており、先日の熊本地震の発生後にも発出されております。

現在、介護サービス事業者に対しては、基準上、業務継続計画、ＢＣＰの策定、その対応に必要な研修や訓練の実施が義務づけられており、区においても業務継続体制の確保について周知を行っております。それに加えて、こうした過去の災害発生時の通知内容も踏まえながら、平時から災害時の対応について理解を深めていただけるよう、介護事業者に対し、連絡会や集団指導等の機会を通じ、情報提供を行ってまいります。

次に、介護予防サービスの今後の展開についてです。

区では、平成二十八年四月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、従前の介護事業者によるサービスだけでなく、ＮＰＯ法人、地域住民、介護事業者等の多様な主体の参画と多様なサービスの展開により、地域で支えあい体制を推進し、地域における介護予防の取組の定着化、習慣化に取り組んでまいりました。

第十期世田谷区高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）においては、元気なうちか

ら介護予防事業に参加してもらうため、せたがやデジタルポイントラリー等を活用し、介護予防に興味を持った高齢者が気軽に総合事業に参加できるようにするなど、利用者の拡大に取り組むとともに、総合事業に参加した高齢者が社会参加を継続できるよう、通いの場の充実も図っていく計画としております。

今後、議員御指摘の状況も踏まえ、総合事業が区民にとって参加しやすく、介護予防に資する持続可能な事業となるよう、ＮＰＯ法人、地域住民及び介護事業者等の多様な主体とともに事業を推進してまいります。

最後に、総合事業の指定事業者に対する経営改善支援についてです。

世田谷区介護事業者経営改善支援事業は、収益性のみを追求するものではなく、介護事業者の経営の安定化と区民に必要な介護予防・生活支援サービスの継続的な提供との両立を図ることを基本的な考え方としております。

令和七年度は、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホームなどの介護サービス事業を対象としていましたが、総合事業の指定を受けている対象事業者から申込みがあり、経営課題の分析等を事業所として一体的に行う必要があることから、併せて支援を実施したところです。

区の委託により行う総合事業は本事業の対象外となりますが、総合事業は今後、二〇四〇年を迎えるに当たっての区の重要な施策となるため、次年度からは、介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けている事業者を対象として明記いたします。

今後も継続的な提供につながるよう、事業者の経営課題を丁寧に把握し、共に経営改善に取り組んでまいります。

以上です。

○杉中障害福祉部長　私からは三点御答弁いたします。

まず、在宅で避難する見えない要支援者への支援についてです。

避難行動要支援者の対象とはならない障害福祉サービス利用者に対する災害発生後の必要な安否確認及びサービス提供の継続への対応は重要であると認識しています。

一方、サービス提供事業者からは、平時でも人材不足との声をいただいている中、発災後において事業者の職員が被災者となる可能性もあることから、サービスを維持、提供できるかとの懸念も同時にいただいているところです。

区としては、サービス提供事業者に対し、平時より適宜、災害時のサービス提供に関する国や東京都の通知、区の災害対策関連情報等について発信をすることで、情報共有と連

携を図りながら、各事業者に災害時の体制整備について検討してもらうよう促してまいります。

次に、移動支援事業の従業者養成研修の受講者等を増やすことについてです。

区は、東京都のカリキュラムに沿った知的・精神障害者移動支援従業者養成研修を年三回実施しています。募集案内は、区報や区ホームページへの掲載、福祉学科のある大学や専門学校、まちづくりセンター、図書館等に加えて、今年度から青少年交流センターへ配布したほか、若者への情報発信、「ねつせた！」の配信等、移動支援従業者の確保に努めているところです。

一方、福祉サービスにおける人材不足は続いており、移動支援従業者のみならず、福祉分野全体での人材確保、育成が急務であることは認識しています。

今後、研修を受講しやすい環境整備について、例えば受講時間帯や曜日の設定の工夫、一部オンラインでの受講が可能か都に確認するなど、受講者を増やすよう努めてまいります。また、受講者を事業者登録につなげるために、研修の場で積極的に呼びかけるなど、多くの方が障害福祉への興味関心を持ち、就業意欲が向上するよう働きかけてまいります。

次に、移動支援事業の報酬単価等の見直しについてです。

移動支援事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけられており、地域のニーズや実態に合わせて各自治体に制度構築の裁量が一部与えられているサービスとなっています。

当区においてもこれまで、様々な障害者のニーズを考慮して、生活介護施設への通所要件の緩和や支給上限時間数の改定等の制度運用面の改善に取り組んでまいりました。なお、報酬単価については、現在、近隣区との差があることや、引上げに伴う利用者の負担増等の課題があると認識しています。

今後、まずは移動支援事業を利用している障害者団体から御意見を伺うとともに、相談窓口である各保健福祉センター保健福祉課や移動支援を担う事業者への聞き取りなども踏まえ、本事業の見直しに向けて課題を整理してまいります。

以上です。

○十五番　関口江利子議員　ありがとうございました。移動支援事業の見直しに向けては、早急に実態の調査を行い、検討していただきますよう要望したいと思います。

子どもに関しては教育委員会などとの連携も必要になってくると思っていますので、続

きのほうは決算特別委員会で取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終了します。

○**石川ナオミ議長**　以上で関口江利子議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

の環境を変える選択肢の一つとして、縁組協定先である川場村は有意な選択肢ではないでしょうか。

本区と環境はがらりと変わるだけでなく、林業や農業といった川場村ならではのコミュニティーや産業を交えた新たな展開が子どもたちの生活に期待できると考えます。川場村に一時的に留学をすることで、環境をがらりと変え、リスタートを切ることは考えられないでしょうか。

先日、会派の有志で川場村を視察した際、川場学園も視察をしてまいりました。施設を改築をし小中学校を合併した川場学園は、生徒数が減少し続けており、施設のキャパシティーは十分にあります。

本年度、区は、学びの多様化学校の設立に二億五千九百十四万円を計上をいたしました。川場留学であれば、新規に用意する物品等は大幅に削減でき、低予算で効果を得る施策となる可能性があります。あとは、受入れ側である川場村の思いを尊重する必要はありましょうけれども、世田谷区の不登校の子どもたちに川場村留学を選択肢としてはどうかと考えますけれども、区の見解をお伺いしたいと思います。

また、こうした川場村との関係はその他のことについても応用できるのではないかという視点で二問目をお伺いをいたします。学校改築に川場を活用したインセンティブをということであります。

学校改築中の生徒が不利益を被ることについては、区議会でも度々議論となり、区も学校改築に伴う生徒への一定の影響を認めてまいりました。直近でも区は、区では、学校改築が児童生徒に及ぼす影響をできるだけ抑えるため、学び舎をはじめとした近隣校との連携や地域施設の活用、また、工事期間の短縮など、教育環境の維持に努めながら改築を進めている、今後もＩＣＴの活用や学校内外の教育資源を積極的に活用することで、改築期間中に生じる教育活動への影響を最小限にできるよう、教育活動の質の維持向上と学びの機会の保障に努めていくと述べ、影響が最小限にとどまる努力を続けていくといたしました。

しかしながら、一定の影響を被る生徒については、インセンティブを提供してもよいのではないでしょうか。例えば、学校改築で負担をお願いをしている生徒には、川場学園を活用して英語に特化をしたサマースクールを実施するなど、環境を変えることで教育活動の質の維持向上に取り組むということも選択肢ではなかろうかと思います。これこそ、区の答弁した学校内外の教育資源の積極的活用であります。

学校改築における川場村を活用したインセンティブの提供で、負担をお願いをしている生徒や御家庭に対し前向きな選択肢を提供することはできないでしょうか。区の見解をお伺いをいたしたいと思います。

次に、一般廃棄物における再生可能な剪定枝等の取扱いの是正についてであります。

令和六年に制定しました本区の基本計画の中で、四章、重点政策として脱炭素社会の推進と自然との共生を掲げ、地球規模で進む地球温暖化への対策抑制策として行動変容を促すという趣旨のことが記載をされております。特にこの中でも、資源を浪費せずに循環的に使うと、もっともらしい記載があるんでありますけれども、本当にこれは実現をされているんでありましょうか。

現在、世田谷区における街路樹などは、剪定された際、集積され、選別された後、その一部はバイオマス発電の資源として他の自治体に移送され、再利用されているという実態があります。

ところが、このバイオマス発電用の剪定枝は一般廃棄物、つまり一般ごみとして扱われているわけであります。一般廃棄物ということで、輸送や管理、保管などには自治体による一般廃棄物収集運搬業についての許認可が必要となり、取扱いには手間が増します。さらに、現在、多くの自治体では新規の許認可を出しておらず、剪定枝をはじめとする資源の循環に向けた足かせになっている側面もあります。

剪定枝はバイオマス発電用に利用される資源にもかかわらずこうした扱いを続けることは、区の基本計画で示した、資源を浪費せずに循環的に使うということと矛盾しないのか。資源を浪費せずに循環的に扱うのであれば、剪定枝は資源として扱いを改め、循環を促進したほうがよいのではないかと考えますけれども、区の見解をお伺いをいたします。

最後に、祖師谷地区における避難所運営の実際についてであります。

私の地元、祖師谷地区においては、首都直下地震の発災時、二〇二二年の東京都の被害想定では、火災による焼失棟数は区内でもトップクラスの予測が出ております。祖師谷地区の特性として、道幅四メートル以下の細街路が三八・五％を占め、消火、延焼に課題があるというのは、この議場でも繰り返し述べてきたとおりであります。それに伴い、避難所となる祖師谷小学校の開設に従事する避難所運営委員も被災する可能性が高く、開設時の早期参集が非常に困難であるという実態があります。

したがって、火災による被害が悪化をした場合、運営委員による避難所の開設を行うこともできないということを想定をしなければなりません。この問題は避難所運営委員から

も問題提起が繰り返し行われてきたと承知をしております。運営委員からも、地元住民の参集ができない場合、区の職員を派遣をし、避難所の開設を急げないのか、問いかけがあったということも聞いております。

練馬区では、発災時、区の職員が参集することで、避難所の早期開設、被災者にもなり得る運営委員の役割を補完、代替することとなっておりまして、本区とは異なる取組を行っていることは注目に値すると思います。

本区では原則自宅避難を推奨しておりますけれども、祖師谷地区においては、避難所が開設できないレベルの火災被害に見舞われた場合、避難所運営委員も被災者であり、自宅を失うことで避難所が必要になります。避難所が必要になりますけれども、開設している余力はないわけであります。

こうした事態に避難所運営委員が直面をした場合、避難所の開設、運営はどのように行うのか、地域の被害実態に応じて避難所運営の実際をどのように考えているのか、区の見解をお伺いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○宇都宮教育総合センター長　私からは、川場村を活用した不登校対策について御答弁をいたします。

不登校児童生徒数が高止まりしている中、その背景や要因は様々であることから、その支援として多様な学びの場の選択肢を提供することは大変重要であると考えております。山村留学のような取組を実施している自治体もあり、教育委員会といたしましては、このような制度を案内していくことは不登校支援において有効であると捉えています。

御提案いただいた川場村を活用した不登校支援については、実現の可能性を含めて、川場村役場及び教育委員会、庁内関係各所と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○山田学校教育部長　私からは、学校改築で不便を生じる児童に対する川場村を活用したインセンティブの提供について御答弁いたします。

学校改築期間中における児童生徒の教育環境の確保は重要な課題であると認識しており、議員からもお話がありましたとおり、近隣校との連携や地域にある施設の活用、また、改築年数をなるべく短くするなど、可能な限り教育環境が低下することのないよう取り組んでおります。さらに、改築期間中は、児童生徒が友人や教職員との関係、学校行事

や地域とのつながりを維持しながら、日常的な学校生活を維持できる環境を確保することが基本であると考えております。

お話しの川場村につきましては、区立小学校五年生の移動教室をはじめ、様々な交流を通じて、豊かな自然環境を生かした学びの機会を提供いただいており、世田谷では得られない貴重な体験ができる場となっております。

区といたしましては、引き続き改築期間中の教育環境の確保に取り組むとともに、御提案の趣旨も踏まえまして、児童生徒が多様な経験を通じて豊かな学びが得られる機会の実現の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○池田清掃事業再編担当参事　私からは、バイオマス発電の原料となる剪定枝の法的な取扱いについて御答弁いたします。

廃棄物の定義、範囲に関する詳細な解釈につきましては、環境省が作成した判断事例などを参考に各自治体が判断し、運用してございます。国の判断事例によりますと、バイオマス発電の原料となる樹木の枝、剪定枝につきましては、受入れ基準を明確にし、これを満たさない不純物の混入を防ぐ等、適切な排出と品質管理がされていることを必要とする事例や、有価物として事業者側が買い取る場合などは廃棄物ではなく燃料として扱われ、引取りに対して費用を徴収する場合は廃棄物と判断する事例などが示されております。

一方で、廃棄物と判断された場合、区外にあるバイオマス発電所に剪定枝を持ち込むためには、施設のある自治体に世田谷区の廃棄物を持ち込むことについての世田谷区からの事前協議、取扱事業者による搬送先自治体での一般廃棄物処理業の許可の取得などの手続が必要となります。

区といたしましては、再生可能エネルギーの比率を高める方針がある中、事業者等から区に相談があった際には、有価物として取り扱われる他の事例の紹介も含め、丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○鎌田砧総合支所長　私からは、祖師谷地区における避難所運営のバックアップの姿勢について御答弁いたします。

指定避難所の開設、運営につきましては、世田谷区地域防災計画及び自助、共助の基本理念に基づき、初動期におきましては、避難所運営委員会を中心に、避難者も一緒に避難所運営組織を立ち上げて、担っていただくことと定められております。

火災も含む各地区の被害想定につきましては、地区防災計画の基礎資料として把握しており、お話しの祖師谷地区では、避難所となる祖師谷小学校周辺で大規模な火災延焼が発生している場合などは、地域住民の方には御自身、御家族等の安全を最優先に行動していただくとともに、区といたしましては、関係機関とも連携し、広域避難場所への避難誘導を行い、住民の安全確保を図ることになるものと想定しております。

また、このような場合には、指定避難所の開設自体が困難な状況になるものと認識してございます。このため、火災等の影響により指定避難所の開設が困難となった場合につきましては、一時的に付近の指定避難所で受け入れた上で、状況に応じて、日本大学商学部や成城大学等の協定締結施設に予備避難所を開設することを想定してございます。予備避難所の運営につきましては、現在、各総合支所におきましてマニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。

災害時の確実な開設、運営に資するよう、地域本部等の支援体制とともに、引き続き具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○二十三番　佐藤正幸議員　まず、バイオマス発電の剪定枝の話ですけれども、池田さんもおっしゃっていましたけれども、これは環境省から判断事例集というのが、毎年ですかね、今私の手元にあるのは令和四年のやつなんですけれども、定期的にこれは更新をされて、環境省が、地方自治法の第二百四十五条四第一項による技術的な助言ということで、各自治体にこういう取扱いが認められる可能性がありますよというので、自治体の独自性、創意工夫も尊重しながらやっていただくことができますよというものだというふうに認識をしていますので、これは毎年更新をされていくんだというふうに思うんですが、ここに出てくるかどうかも含めてぜひきちっと定点観測をしていただきたいなというふうに思いますし、世田谷区で定めている循環型社会みたいなことをおっしゃる中で、やっぱりこの剪定枝というものがごみとして扱われることによる不具合というのは大変あるんだろうというふうに承知をしておりますので、ぜひこのあたりの取扱いも是正できるように頑張っていただきたいなというふうに改めて要望させていただきたいなというふうに思います。

祖師谷の避難所開設についてでありますけれども、それも今、予備避難所というあまり聞きなれない言葉が出てきまして、私どものこの地区では成城大学であるとか日大の商学部が予備避難所として今想定をしているんで、バックアップとしてはそこがバックアップ

になりますよという話なんだというふうに思います。

マニュアルの整備も今進めているということでありますけれども、ぜひスムーズにここはしっかりと進むように進めてほしいんですね。といいますのも、やっぱり職員の参集体制、これはＢＣＰを各自治体で出していまして、特にこれは区長もよく聞いていただきたいんですが、区長と引き合いによく出される杉並区なんかでも、七十二時間以内の参集体制、世田谷区は四七・三％しか職員が来ないと。杉並区は八七・六％ですよ。お隣の大田区では七十二時間で八二％の職員が参集すると。こういう状況の中で予備避難所もしっかりと運営できるかどうかって、やっぱり区民の皆さん、大変不安だというふうに思います。参集率は人が集まればいいというものじゃないけれども、ぜひ頑張ってほしいと思います。よろしくお願いします。

○**石川ナオミ議長**　以上で佐藤正幸議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問は終了いたします。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、明十七日は午前十時から本会議を開催いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会